

令和2年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和2年6月5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年6月5日
2. 閉 会 令和2年6月9日
3. 会 期 5日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和2年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和2年6月5日（金）……5～15頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 令和元年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第8 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第9 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

令和2年6月8日（月）……17～77頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、秦貞継、猪俣常三、伊藤一男、小柴敬、多賀剛）

令和2年6月9日（火）……79～117頁

- 日程第1 一般質問（青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第6 議案第5号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第6号 財産の取得について（除雪グレーダ）
- 日程第8 議案第7号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第8号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第9号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第10号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第11号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第12号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 日程第14 議案第13号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第14号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第15号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第16号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第17号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第18号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 提案理由の説明
- 日程第21 議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例
- 日程第22 議会案第1号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例
- 日程第23 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第24 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第25 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第26 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第27 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和2年第5回西会津町議会定例会会議録

令和2年6月5日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時03分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	矢 部 喜代栄
副 町 長	大 竹 享	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第5回議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月5日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 令和元年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第8 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第9 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

散 会

（全員協議会）

（議員互助会世話人会）

（総務・経済常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 ただいまから、令和2年第5回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、カーデン及び窓を開放し、密閉を避けて議会運営を行うこととしておりましたが、気温が高くなる見込みであることから、エアコンを使用しこまめに休議の時間を取り、換気をしながら議事運営を進めますので、ご了承願います。

議場に入る際は、入り口に置いてありますアルコールによる手指消毒やマスクを着用し、感染予防にご協力ください。発言時もマスク着用をお願いするとともに、風邪や発熱などの症状が出た場合は自宅で療養をしてください。また、町民の皆さまにおかれましても、感染防止の観点からケーブルテレビでご覧いただくなど、議場における傍聴の自粛にご協力いただければ幸いです。

能率的な議会運営とするため、発言は簡潔、明瞭をお願いするなど、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり18件の議案及び3件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願、陳情は、請願1件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は9議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、猪俣常三君、6番、三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月9日までの5日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもちまして、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第7、報告第1号、令和元年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第1号、令和元年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会などにおきまして、事業の実施にあたり関係機関との協議に不測の日数を要したことや、国の補正予算事業の交付決定が年度末になったことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいているところであります。

この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製しましたので、ご報告いたします。

なお、繰越事業は一般会計のみであります。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費の若者向け住宅整備事業は、繰越額、9,933万円、完了予定は本年9月30日であります。同じく、定住住宅整備事業は、繰越額、100万円、完了予定は本年6月30日であります。同じく、映像機器高度化更新事業は、繰越額、1,188万円、完了予定は令和3年3月31日であります。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費であります。農業経営体育成支援事業は、繰越額、751万8千円、完了予定は本年10月31日であります。次に2項、林業費であります。林業専用道整備事業は、繰越額、2,067万1千円、完了予定は本年9月30日であります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋りょう費であります。町道防雪柵設置事業は、繰越額、200万円、完了予定は令和3年3月31日であります。同じく、橋りょう修繕事業は、繰越額、1,252万5千円、完了予定は本年9月30日であります。次に、3項、都市計画費であります。さゆり公園長寿命化事業は、繰越額、4,797万4千円、完了予定は本年8月31日であります。

次に、9款、消防費、1項、消防費であります。消防ポンプ自動車更新事業は、繰越額、2,284万7千円、完了予定は、本年6月30日であります。同じく、防災行政無線デジタル化事業は、繰越額、1億3,040万円、完了予定は本年10月31日であります。

次に、10款、教育費、1項、教育総務費であります。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業は、繰越額、3,500万円、完了予定は本年9月30日であります。

次に、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業は、繰越額、5,906万4千円、完了予定は本年9月30日であります。次に、2項、公共土木施設災害復旧費の林地崩壊防止事業は、繰越額、5,126万4千円、本年5月28日に完了いたしました。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第1号、令和元年度西会津町繰越明許費繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これで報告第1号、令和元年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第2号及び第3号につきましては、議決の対象となる事件ではありませんので、報告のありました書類の範囲内において不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることはできますが、公社自体に係る問題、経営方針、人事の問題、決算の細部等、報告以外の内容については質疑できないことになっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第8、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について、ご説明いたします。

お手元に配付しております、令和元年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧ください。

まず、1ページであります。事業報告です。

1、総括事項といたしまして、令和元年度の受託事業は、喜多方市ふれあいパーク喜多の郷用地であります。事業の明細につきましては、8ページの公有用地明細表のとおりであります。公社が取得した全面積3,811.34平方メートルを喜多方市に売却し、公社保有用地の処分を全て完了しております。

1ページにお戻りいただきまして、令和元年度の損益計算であります。収益合計が850万4,780円、費用の合計が852万5,880円で、2万1,100円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、986万6,610円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュフロー計算書、現金及び預金、資本金、事業収益、事業原価の各明細表が添付されておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、理事会の議決事項であります。令和元年5月7日に平成30年度の事業報告及び決算の認定、令和2年2月6日に令和元年度及び令和2年度の事業計画と予算の調整を行っております。

次に、令和2年度の事業計画でございますが、資料の最後のページにつづられております参考資料をご覧くださいと思います。

公有地取得事業として、喜多方市のふれあいパーク喜多の郷用地取得事業、事業量2,746.19平方メートル、事業費、566万6千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明する書類を提出し報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。ありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この土地開発公社ですが、今のところ説明によると、取得した分は喜多方に売ったと、それで、今後また喜多方が土地を、それを利用して買いたいということなんだけども、このふれあいパークの全体の計画というのは、ここで発表はできないでしょうか、いつまでこれ続くのかな。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 12番、武藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちら、土地開発公社によりますと、現在、喜多の郷の部分につきましては、市の用地と貸借契約やっている用地がございます。今回ご報告事項で申し上げたのは、今まで借りていた土地を地権者が売買してもいいということにまとまったから、今回、令和元年度は、その部分で購入したという形になっております。

令和2年度におきましても、現在、用地交渉を進めているところでございますが、だんだんまとまりそうだとということで、今回、計画としてあげさせていただいたと。まだ、残

り借りている土地もあるということから、今後、喜多方市といたしましては、全部購入したいという形になっておりますが、まだその具体的な部分は、まだ不明だということでございますので、令和2年度については、まとめりそうな部分だけを計上させていただいたということでございます。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第9、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご説明いたします。

お手元の、西会津町振興公社に係る令和元年度事業報告及び決算書並びに令和2年度事業計画をご覧ください。

はじめに、令和元年度事業報告について申し上げます。

事業の概要についてであります。西会津町振興公社は、公の施設の指定管理者として、さゆり公園をはじめ、温泉健康保養センター、交流物産館よりっせなど6施設の管理運営業務のほか、野球、水泳などの合宿の誘致を行い、交流人口の拡大に向けた取り組みを推進し、公社設立の趣旨である地域の活性化に向けた事業を展開してきました。

交流物産館よりっせ及びミネラル野菜の家につきましては、フリーマーケットや沖縄友好交流フェア、新米まつりなど多彩な催事を行い、集客に努めてきた結果、道の駅全体で前年度に引き続き56万人を超える利用者がありました。また、ふるさと納税の返礼品の売り上げも大きく伸びたところであります。

さゆり公園におきましては、福島レッドホープスの公式戦が3試合開催されたほか、県水泳連盟、セントラルスポーツの合宿が行われるなど、町民の健康増進に加え交流人口の拡大にも努めてまいりました。

温泉健康保養センターにおきましては、施設改修工事後の完全な状態で営業を行うことができ、歓送迎会・忘新年会プラン、さゆりの休日、スイーツビュッフェなど企画商品の販売促進に努めてまいりました。また、例年になく暖冬のため、年末年始の利用客の伸びも見られたところであります。しかしながら、全国的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、3月期の宿泊・宴会については予約キャンセルが相次ぐなどの影響もございました。

その他の施設におきましては、台風19号の被害によるオートキャンプ場の早期閉鎖等もありましたが、指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供に心掛け、利用者が安心して施設を利用できるよう努めてきたほか、電力契約を見直すなど経常経費の節減も図ってきました。

総務室では、売り上げ、経費、損益等について月別に管理したほか、各施設の売り上げ

目標等の進捗管理を行ってきました。

この結果、令和元年度の損益は433万4千円の黒字となり、全額を次期繰越剰余金としたところであります。

一方、令和元年度の決算には東京電力株式会社の賠償金、857万5千円が含まれており、依然として経営状況が厳しいことには変わりはないため、しっかりとした経営戦略の下、事業を運営して行くとともに、従業員が一丸となって営業利益の黒字化に向けて取り組んでまいります。

2ページ及び3ページをご覧ください。

事業の内容、会社の概要、役員及び従業員の構成、資本金の増減につきましては、資料に記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

令和元年度の決算書について申し上げます。

まず、貸借対照表のうち、資産の部についてですが、流動資産は、現金及び預金、売掛金、商品等の棚卸資産、町からの委託料等の未収入金などであり、固定資産は、有形固定資産は建物や機械設備等であり、無形固定資産は電話加入権、投資その他の資産は出資金等であり、これらの流動資産と固定資産を合わせた資産の部の合計は、7,860万645円であります。

次に、負債の部についてですが、流動負債は、商品や食材などの買掛金、光熱水費等の未払い費用、社会保険料の従業員負担分等の預り金などであり、

5ページをご覧ください。

固定負債は、長期前受金は東京電力からの賠償金、保証金は、ミネラル野菜の家のテナントの出店保証金であります。流動負債と固定負債を合わせた負債の部の合計は、3,654万352円であります。

次に、純資産の部についてですが、株主資本は、資本金及び繰越利益剰余金であります。このうち、繰越利益剰余金は昨年度の約3倍の656万293円となりました。純資産の部の合計は4,206万293円であり、負債の部と純資産の部の合計は7,860万645円であります。

次に6ページをご覧ください。

損益計算書について申し上げます。純売上高は、宿泊及び料理、売店等の売り上げのほか、町からの受託収入、施設利用料等の合計で3億6,366万5,948円となりました。温泉施設及び宿泊の利用客の増、ふるさと納税の返礼品販売の増などにより、前年度より売り上げが伸びたところであります。売上原価は、食材及び売店等の仕入れに、期首・期末の商品棚卸高を加えた合計が1億1,231万790円であります。

純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2億5,135万5,158円となり、ここから販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失995万725円に、東京電力の賠償金など営業外収益1,448万9,943円を加え、法人税等を差し引いた当期純利益につきましては、433万4,218円の黒字であり、昨年度の約6倍の伸びとなったところであります。

7ページの株主資本等変動計算書並びに8ページの監査報告書につきましては、資料に記載のとおりであります。

次に9ページをご覧ください。

令和2年度の事業計画について申し上げます。

事業の方針につきましては、温泉健康保養センター等のリニューアルにより、営業体制が一層向上できる基盤が整った一方で、東京電力からの賠償金が最終年度であることなどから、さらなる売り上げの向上が重要であります。

令和2年度は、従業員の意識改革や研修等の強化を図り、売上額のアップを第一目標に掲げて取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響から予約の減少や長期の休業となった状況を鑑み、感染防止対策の徹底による顧客への安全・安心の対応に加え、国県等の支援制度の活用、インターネット販売の強化や、新たな商品開発に取り組む、町内・町外への営業の強化に努めてまいります。

さらに、町をはじめ関係機関との連絡調整を図り、地域経済の先導的担い手として、各種事業に取り組むとともに、町指定管理者制度の趣旨に則して、住民サービス及び福祉の向上と、本町の地域活性化につながるよう努めてまいります。

部門別の事業計画につきましては、総務・営業企画部では、一層の経費削減と商品開発等に取り組んでまいります。

さゆり公園及びふれあい交流施設管理部門では、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じた上で、福島レッドホープス公式戦の開催や、合宿等での利用促進を図ります。

10ページをご覧ください。

施設営業部門においては、ロータスインの宿泊料金改定に伴うパック料金の見直しや、インターネット予約の活用、レストランにおける新商品の開発等により利用者の増を目指すとともに、オートパークやフレンズワールドにつきましても、利用促進を図ってまいります。

交流物産館よりっせにつきましては、店舗販売の強化と併せて、オンラインショップを新たに開設し、ふるさと納税と共有できる商品の開発に取り組んでまいります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、より一層の経営改善が図られるよう指導してまいる考えであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 何点かお尋ねしますけども、ある意味、この振興公社、営業努力で相当業績を伸ばしている、評価したいという意味でお尋ねしたいわけなんですけど、今回、430万余の黒字になった中身は、今ご説明あったように、大きなところは東京電力の賠償金850万ほどのお金があったので黒字になったということでもあります。

そんな中で、いろいろ営業努力、私も目にしているところではありますが、これだけではなかなか、どこが売り上げ伸ばして頑張っていたのかということがなかなか分からない。例えば、よりっせ、ミネラル野菜の家が56万人程度のお客さんが増えたという報告ありましたけれども、どれぐらい伸びているのか。あるいは、なかなか厳しかった宿泊料飲部門が、今まで年間を通して比較がなかなかしづらかった、説明あったように、改修があったりいろんなことで比較できなかったんですけど、この辺は営業努力によってどのぐらい、い

わゆる業績が伸びたのか、そういうのが分かればお示しいたきたいと思います。

それと、役員、従業員の構成なんですが、役員数は変わらず、従業員は、一般社員、パートタイマー、微減の中でアルバイトが増えたのか、従業員数は総数で5名ほどの増員になってますが、これはどこの部署に、どこの部門に加配になってこられるのか、お尋ねいたします。

あと、今説明ありましたが、令和元年度となると3月の売り上げ入るわけなんですが、3月はコロナウイルス等々の影響で予約キャンセル等が相次いだということでありますが、これ仮にコロナ等の影響がなくて、私、3月あたりは結構稼ぎ時と言っちゃあおかしいのかな、売り上げ伸ばせる月だと思うんですが、これがもし通常の営業ができたならば、もう少し業績がよくなったのかなと思います、その辺は試算されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ご質問にお答えをいたします。

まず、全体の売り上げが伸びたことに対して、どの部門が伸びているのかというようなご質問でございますけれども、詳細な数字についてはご報告を差し控えさせていただきたいと思いますが、おおむねの傾向で申し上げますと、今ご質問のありました料飲の部門につきましては、議員からご指摘もあったとおり、3月での歓送迎会などの予約のキャンセルがコロナウイルスの影響であったことで、料飲の部門につきましては、決算ベースでは売り上げが減少したところでございます。

よりっせ、道の駅につきましては、昨年度より若干ではございますけれども、集客人数、売り上げとも増加をしているというような傾向にございます。

また、従業員の構成についてのご質問でございますけれども、全体的にはパート・アルバイトの人数が増えたということで、前年度と比較いたしまして、募集に応募していただいた方がいらっしゃったので全体的に増えた。ただ、構成の中で、パートが減ったり、アルバイトが増えたりという人数の変動が少しありましたが、これらにつきましては、繁忙期と閑散期で実働人数を変えている。あるいはパートが65歳になるとアルバイトのほうに変わるというような人事のやりくりもございまして、そんな形で構成人数が変わっているというような報告を受けております。

最後に、3月のコロナウイルスによる予約のキャンセルがなければ、通常どおりの売り上げがあったのかというご指摘でございましたけれども、まさに議員がご指摘のとおりでございまして、特に料飲の部門等での3月の宴会のキャンセルはかなり大きかったと、これが通常どおりであれば、公社全体でも東電の賠償金等に頼らずに黒字を出せたのではないかとこのふうに見込んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 これは聞いていいのかどうか、ちょっと分からないんですが、今年度の事業計画の数値的なもの、これはご提示はいただけないのでしょうか。お願いいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず、議会に対して経営状況を説明する書類、これにつきましては、地方自治法の定めがございまして、事業計画及び決算に関する書類ということで、事業の計画につきましてはお示しをしたとおりでございます。数字的な部分までお示しをするという内容にはなっていないので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　以上で質疑を終わります。

これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（11時03分）

令和2年第5回西会津町議会定例会会議録

令和2年6月8日(月)

開 議 10時00分
延 会 16時06分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	矢 部 喜代栄
副 町 長	大 竹 享	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
企画情報課長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
町民税務課長	渡 部 峰 明	学校教育課長	玉 木 周 司
福祉介護課長	渡 部 栄 二	生涯学習課長	五十嵐 博 文
健康増進課長	小 瀧 武 彦	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第5回議会定例会議事日程（第4号）

令和2年6月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 上野恵美子 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 猪俣 常三 | 6. 伊藤 一男 |
| 7. 小柴 敬 | 8. 多賀 剛 | 9. 青木 照夫 |

○議長 おはようございます。

令和2年第5回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、確認の意味で申し上げます。このたび、コロナ感染症予防対策のために、本来は質問、答弁を含めて1時間以内のところ、一般質問は40分以内といたしましたので、ご承知おきをいただきたいと思います。

もう1点であります。このたびの一般質問の通告、重複している部分が多々あります。これにつきましても、同じ答弁を求めるような質問は避けていただくようお願いしたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、この場より一般質問をさせていただきます。3番の小林雅弘でございます。よろしくお願いをいたします。

まず第1に、小中学校の新型コロナウイルス感染防止対策と授業の補充についてお伺いいたします。

長い緊急事態宣言が解除となり、小中学校も再開の運びとなりました。しかし、北九州市の小学校ではクラスターが発生し、そういう報道もされています。専門家委員会の見解でも第2波の流行が予想されているところでございます。決して油断はできません。

新型コロナウイルス感染が起こらないよう、また、起こったときのためにできる限りの準備をすべきかと考えます。

そこで、九つの点についてお伺いいたします。

第1点目、長い休業で遅れた授業内容をどのように取り戻そうと考えていますか。

2点目、補充のための授業を行う場合、児童生徒、また、教職員の負担が過重とならないように配慮しなければならないと考えますが、町の考えを伺います。

3点目、密閉、密接、密集を防ぐ観点から、スクールバスを利用する場合、どのような対策を取っているのでしょうか。

4点目、登下校時、昇降口で密集が起こる可能性があります。どのような対策を取っていますか。

5点目、朝の検温等、児童生徒の健康管理はどのように行っていますか。

6点目、発熱など風邪の症状が認められる児童生徒が校内で保護者を待つ場合、他の児童生徒と接することのないように別に部屋を用意する必要があると思いますが、その部屋は用意してありますか。

7点目、教職員が発熱など風邪の症状があった場合、自宅待機が当然かと思いますが、その際の補充体制はできているのでしょうか。

8点目、手洗い場での密集、密接が考えられますが、対策は取られていますか。

9点目、教室での3密を防ぐ手立てはどのように取られているのでしょうか。

第2に、教員の変形労働時間制の導入についてお伺いいたします。

2019年12月4日、政府は公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする改正教育職員給与特別措置法を成立させました。これによって、学校でも繁忙期と閑散期を設定し、繁忙期の所定労働時間を1日10時間に伸ばし、閑散期の所定労働時間をその分短くすることができるようになりました。今、教職員の長時間労働が社会問題になっています。その是正は労働条件の改善として緊急であり、子どもの教育条件として極めて大切な国民的課題でございます。

しかし、この1年単位の変形労働時間制導入は、一見、勤務時間削減に効果があるように見えますが、その実、この制度は民間でも明らかになっているように、労働時間短縮にはつながらず、長時間労働の常態化に道を開くものでございます。そしてこの制度導入によって、管理職や事務職員の皆さんにも負担増になることも考えられます。

今必要なことは、先生方が最も必要としている授業の準備の時間を確保するために、行政研修、部活動などの夏の業務を大幅に削減し、基本的に先生方の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けること。第2に、休日出勤や超過勤務に対する代休確保を厳格に行うことなどが最低限必要だと思っています。1年単位の変形労働時間制は先生方の長時間労働の改善につながらないどころか、長時間労働の常態化につながるものです。そこで質問いたします。

一つ、昨年度、今年度の学校の教職員の勤務時間はどのようなシステムで把握されているのでしょうか。

第2、昨年度の西会津小学校、中学校の教職員の時間外労働時間は1人当たり月平均何時間だったのでしょうか。また、小学校、中学校の教職員での最も多い時間外労働をされた職員の時間外労働時間は月何時間だったのでしょうか。

3、この1年単位の変形労働時間制の導入について、町はどのように考えているのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、まずはじめに、小中学校の新型コロナウイルス感染防止対策と授業の補充について、お答えいたします。

学校の臨時休業中においては、これまで町のケーブルテレビやタブレットを活用したオンラインによる家庭学習などに取り組みながら、分散登校や短縮授業を実施するなど段階的に授業を再開してきましたが、基本的な感染症対策を徹底しながら、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりに努めているところであります。

まず、1点目の学習指導に関することのうち、休業による授業の遅れについてですが、本町においては12日間の臨時休業であることより、1学期に行う予定であった行事等の精選や、夏休みの短縮により、授業時間を確保するほか、小学校4年生から6年生までは、学習用タブレットを活用し、家庭学習と授業を連動させた新たな指導形態により、授業を進めていくよう学校を指導し、おおむね遅れは取り戻せるものと考えています。

次に、補充授業による児童生徒及び教職員の負担への配慮については、学校では現時点で補充授業を行う考えはありません。これは、臨時休業中の分散登校の実施及び段階的な

教育活動の再開を早期に取り組んだこと、また、夏休みの短縮により学習時間の確保がある程度見込まれるとのことからであります。

次に、学校生活全般の3密を回避する対策については、文部科学省が示した学校の新しい生活様式に基づく衛生管理マニュアルにより、スクールバスについては、窓を開けた状態で運行するほか、乗車時のアルコールによる手指消毒とマスクの着用や可能な限り間を空けて座る等を徹底しております。また、運転手による定期的な車内の消毒作業も実施しております。

また、登下校時の昇降口での対策については、身体的距離の確保いわゆるソーシャルディスタンスを保ちつつ昇降口での消毒を行い、校内に入るよう対策を取っております。

次に、毎朝の健康確認については、登校前に家庭で検温し、配付された検温表に記録し、忘れた場合は、昇降口等で検温を実施しております。

次に、登校後に発熱等が確認され、保護者を待つ場合には、他の児童生徒と接することのないよう保健室以外の場所を準備しております。

また次に、教職員が自宅待機になった場合の補充体制については、校内で体制を整え、教員が安心して休めるように日頃から対応しております。

次に、手洗い場での対策では、蛇口ごとに間隔を空けて待機するよう印をつけております。また、小学校の水道蛇口には、蛇口レバーを新たに設置し、中学校と同様に直接指先が触れないようにいたしました。

最後に、教室での3密を防ぐ対策については、窓を開け換気した状態で授業を行うとともに、机と机の間隔を可能な限り離す対応を取っております。また、音楽の授業や対話的な学習をする場合はフェイスシールドを着用して授業を行うなどの対策も行っております。

さらに、町内の企業からマスクや消毒液の提供をいただき、感染防止対策に活用しております。

町教育委員会では、引き続き、感染状況や国及び県教育委員会の方針等を基に感染症対策を実施し、児童生徒及び教職員への感染リスクを可能な限り低減させるよう取り組んでまいります。また、再度の感染拡大に備えるためにも、ICT環境の整備も含め、児童生徒が安心して学習できるよう準備を進め、最大限に学びを保障することにも努めてまいります。

次に、教員の変形労働時間制の導入についてのご質問にお答えいたします。

おただしの、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、一つは時間外勤務時間の上限を月45時間以内、年360時間以内とする指針を策定するものであります。

また併せて、休日のまとめ取りのため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により活用できるようにするもので、学期中の業務の縮減を図りつつ、夏休み等に休日をまとめ取りできるようにするものであります。

ご質問1点目の教職員の勤務時間の把握については、昨年度よりパソコンの勤怠管理システムにより行っており、職員の出勤・退勤時にICカードをかざすことで、在校時間や時間外勤務が記録・集計・管理できるものであります。

次に2点目に、昨年度の時間外労働時間の1人当たりの月平均時間は、小学校で約29時間、中学校で約39時間でありました。また、最も多い職員は、小学校では59時間、中学校では89時間でありました。小・中学校とも繁忙期といわれる年度始めの4月と行事が多い11月に勤務されたものであります。特に中学校では、部活動指導の関係で長時間となっていることを把握しております。

次に、3点目の制度導入についての町の考えであります。改正法による変形労働時間制の適用は、令和3年4月1日とされており、市町村立学校での導入には、県の条例と町の管理規則の改正が必要であります。公立学校教職員は県内市町村を勤務地としていることから、この勤務条件は県内同一であるべきと考えており、県や他の市町村と対応を合わせることであります。しかし、現在、県教育委員会では、条例・規則の準備については検討中とのことであります。

本町におきましては、法改正の主目的である、学校における働き方改革を進めるため、すでに、一昨年度より校長会議において、教育課程の見直しや勤務時間に関する職員の意識改革について議論し、改善を図ってきております。具体的には、教育委員会や学校主催の行事・業務の精選・改善、事務的負担の軽減のための報告や提出文書の簡略化、ICT教育の推進や学校教育支援員の活用、夏休み中の学校閉庁日の拡大、学習評価や成績処理等の一元管理を図る統合型校務支援システムの他市町村に先駆けての導入などであります。

さらには、地域学校協働活動事業により、地域との連携も進めております。

町教育委員会といたしましては、引き続き、働き方改革・改善を進めながら、県や他の市町村の制度導入の動向を注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 では再質問させていただきます。

まず第1点目、どうもお話を聞いたところで、よく分からなかったんですが、例えば土曜日、授業をすとかしないとか、よその市町村では、今、議論になっているところがございます。さらに、今、夏休みをどの程度減らすのか、これについて具体的にちょっと教えていただきたいんです。よろしく願いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

再度の2波、3波が来た際には、まだ検討していませんが、現状においては、土曜日についての授業は行う予定はございません。先ほど申しましたように、本町では12日間の休業ということでございましたので、1学期の授業、行事の精選、また学習のやり方を考える、変えるという方法で進めておりますので、土曜授業を行う予定はございません。

夏休みについては、現在、9日間ということで校長会で話をし、最終的に決定したら、いち早く保護者のほうにはお伝えしたいと思います。一応7月末までは1学期ということで考え、8月は1週間前の日ぐらいから考えて、9日間の短縮ということで考えております。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今の発言について、私も土曜授業、それから夏休みの短縮とか、あるいは学

校行事の大幅削減などで解決するものではないというふうにも考えております。

もう一つ私が申し上げたいのは、やはり教科書の中身の精選、これによって時間が得られるのではないかと、そういうふうにも考えております。私もはるか40年前なんですが、学校に勤めておりました、教科をもちろん担任しておりましたが、そのときに演習とかいう、あるいは1学期のまとめとか、そういうものが結構随所にあります。それに1時間ずつ割り振られておりますが、この辺についても、例えば家庭学習に回すとかで授業をできるだけ切り詰めていくというようなことでも、今回は緊急事態でもございますので、時間が生み出せるのではないかなというふうにも思っております。

それでは、もう一つ。

○議長 小林雅弘議員、質問にはつなげなかったんですか。

○小林雅弘 つないではないですね。すみません。

○議長 質問をしてください。

○小林雅弘 すみません。

あともう一つなんですが、いくつかありますが、朝の検温ってどういうふうに行われているのでしょうか。くっつけなくてもできるようなあれを買われているのでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 朝の検温ということで、基本的には家庭で検温し、児童生徒には検温表を配っておりますので、その検温表に記録をするということで、基本的には各家庭で行っております。どうしても忘れた児童については、朝、昇降口等で体温計等ありますので、自分で検査をしています。

非接触用の体温計については、各学校5台から6台、それぞれありまして、例えば中学校ですと部活動に入る前に、その非接触体温計でそれぞれ熱を検温して、部活動に参加するとかやっております。また、外来者についても非接触型の体温計で検査をしてもらって校内に入るといったような形の検温をしております。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 非常に注意されているなという印象を持っております。

それでは最後に、この1番目の問題では最後になるんですが、教室での3密を防ぐ対策についてなんですが、今の教室は昔と違って、ちょっと狭いのかなというふうにも考えておりました、文部省の衛生管理マニュアルの一部に、第1レベルだと1メートル離さなければいけないんじゃないかというふうな記載がございます。

そこでなんですが、小学校、中学校で生徒と生徒、児童と児童の間を1メートル離すとすると、今の教室だと何人ぐらい実際は収容できるのでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

現状、実際に測定しながらやっているということはないんですが、地域によっては教室を分散してやっているというところもあるんですが、そうすると授業が2分しちゃうということで、例えば戸田市の場合で昨日、情報を得たんですけども、午前の授業と午後の授業で二つに分けて、先生が2回同じ授業をしているという話がありました。

本町はレベル1ということで、感染者が出ていない地域ということでございますので、現状、1メートル近くは各教室離してやっているという現状でございますので、無理に二つに分けて授業をするまでもないのかなというふうに考えておりますので、先ほど申したように極力3密を避ける、またマスクをする、また対話的な学習するようときにはフェイスシールドを使うというような対策を講じながら、また換気を十分しながらやっていくということで、現状では十分対策が取れているのかなということで考えております。

1学年2クラスあるところについては20人弱ですので、これは十分取れるんですけども、学年が1クラスの教室については、今おっしゃった部分もありますので、十分注意しながらやっていくという。当初、廊下に出てもいいんじゃないかということで設定をしたんですが、極力離して1メートル近く離れてる状態でありますので、現状で、学校でいいんじゃないかということで進めております。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 これは私聞いた話なんですが、空き教室で広いものがあるというふうに聞いておりますが、前にご飯を食べていたところですね。ああいうところの活用も考えてはいかがでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

現状として、先ほど申したように、ある程度今の教室の中でできるということでございますので、進めております。今、議員が申しあげましたランチルームという部分は、学童保育室、ひだまりの3密を避けるために、現在、ランチルームについては、ひだまりで活用しておりますので、その教室は今現在使っておりますので、使用できないということでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 非常によく分かりました。その対策については安心できるレベルなのかなというふうに考えております。

それでは、2点目の教職員の变形労働時間制についてなんですけれども、という答弁ですと、他の市町村の制度導入を注視しながら進めていくというようなことかなというふうに思います。基本的に私は、学校の先生方の仕事というのは、やはり授業、これの質をどう上げていくか、例えばICTを導入した教育についても、その内容を理解してそれを生かしていく、そういう授業をどう研究していくのか、これが一番大切なんではないかなというふうに考えております。それは教育長とほとんど意見は一致するのではないかなというふうに考えております。

その際、非常に私事で40年も前の話で恐縮ですけども、学校に勤めていたときは、残念ながら学校校内での授業研究はほとんどできなかった。雑用、それから課外活動、その他でできなかったということもございます。ですから、まず学校の先生方の長時間労働を議論する場合、その一番の必要な授業の準備、これを確保する、ただ、今の状況から少しでも軽減するのではなくて、さらに踏み込んで、やはり授業の準備、これに時間を多く取る。それが一番大切なんではないかと私は思っていますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 まさに議員がおっしゃるとおり、私も授業で勝負するというふうに常に考えております。そういう意味では、先生方が授業準備をする時間の確保をすることが大変重要だと考えております。

小中学校とも、毎週水曜日を一斉下校日として取っておりますので、3時半には児童生徒は下校ということになります。そういう意味では、毎週水曜日、先生方はその後、退勤時間まで会議、または教材準備を進めております。また、働き方改革を今回、今、必死に取り組んでおります。そういう意味では、先生方の公務支援システムを使った成績処理ですとか、通知表の作成、そういう意味では、業務時間がかなり縮減されて教材研究の時間も進むのかなど。またICTを活用した授業等でデジタル教科書等の導入ということで、今まで拡大で書いていたものを電子黒板で大きく出せるという、そういう意味では、ICTもうまく活用しながら、極力先生方の授業準備の時間を確保できるように学校でも進めております。

また、今年度、小学校においては、校内研修をICTを活用した授業改善ということを焦点にあてて研究を進めておりますので、そういう意味では、ICTを活用しながら先生方の教材研究の時間を確保する、そんな研修も今年度進めております。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 非常に教育委員会としても、その問題に正面から取り組んでいる、そういうふうな印象を受けております。

さらにもう一つ付け加えて申し上げれば、やはり課外活動、部活動、これの負担軽減もさらに進める必要がある、それが日常的な学校の先生方の、やはり授業の準備、この時間を確保する、保障することにつながっていくのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 部活動の問題、今確かにお話があったように、中学校の時間外勤務が多いのは、やっぱり部活動ということで、これは私たちも把握しているところでございます。部活動の趣旨は生徒の体力向上もありますけども、規範意識だとか、人間としての向上を図っていくことが大きく部活動の趣旨でもございます。そういう意味で、先生方に負担をかけるのではなくて、地域と連携しながら外部指導者を今後もさらに導入するとか、または、最終的には社会全体が地域クラブ的なもので、部活動は地域にお任せし、先生方は応援に入るような、そんな体制をつくれていけるような社会づくり、社会制度的なものをしていかなければと思うんですが、そういうふうにしていって、先生方の負担軽減も図っていきたいと思っておりますのでご理解ください。

以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 非常に明確な答弁、ありがとうございます。やはりこれから教育の方向性としては、私はこのままこの町の教育委員会並びに、この町の当局、頑張っていたきたいなというふうに思います。

本当に明確な答弁、ありがとうございました。以上で私の一般質問終わらせていただきます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2番、上野恵美子でございます。今回、1件の通告をしております。高齢者の介護サービスについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束が困難な状況の中で、コロナウイルスとは共生していくことになると言われております。新しい生活様式は、コロナウイルスと共生する社会への変換だと考えます。高齢者への感染は重症化につながるため、感染予防に全力を尽くさなければいけません。

一方で、人との関わりが制限されたことや外出自粛などで、高齢者の社会的孤立が問題となってきています。

そこで、感染症と社会的孤立から高齢者をどのように守っていくか。社会的孤立が深刻な事態にならないように体制を整える必要があると思います。高齢化率が高く、高齢者のみの世帯が40パーセントを超える本町においては、コロナ対策とともにコロナの先の高齢者サービスも見据えて、どのような介護サービスを提供していくのか、以下の3点について町の考えをお聞きいたします。

1、高齢者がコロナ禍で、人との関わりが制限されたことや、外出自粛などによって生じた心身への影響を、どのように捉えているのか。

2、新しい生活様式の下で、新型コロナウイルス感染症への罹患を予防しながら心身の機能を維持し、その人らしい生活を送ることができる体制づくりをどのように展開していくのか。

3、在宅支援の拠点である小規模多機能型居宅介護施設整備について。3月議会で小規模多機能型居宅介護施設整備を進めるにあたって、二つの点を指摘いたしました。

一つ目は、小規模多機能型居宅介護施設を拠点とした在宅支援の体制づくりが必要であるということ。二つ目は、それにみあった設備が必要だということです。

そこで、奥川地区の在宅支援の拠点としてどのように活用していくのか。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の高齢者の介護サービスについてのご質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルス感染症対策により、人との関わりの制限や外出自粛によって生じた高齢者の心身への影響についてのご質問であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国に及び、4月16日には全都道府県に緊急事態宣言が国より発令されました。

これにより、地域の流行を抑制するため、町民の皆さんには帰省や外出、接触の自粛についてお願いをしてきたところであります。この自粛要請の協力により外出を控え、自宅で過ごす時間が長くなっていることで、高齢者にとっては活動範囲が狭くなったこと、誰かと話す機会が少なくなったことなどにより、身体機能の低下による転倒や骨折、また要支援・要介護状態に陥りやすくなることへの心配や、認知機能の低下などへの影響がある

と捉えております。

次に、2点目の新しい生活様式の下で、感染予防を図りながら心身機能を維持し、その人らしい生活を支える体制づくりをどう展開していくのかとのご質問であります。緊急事態宣言が解除された中においても、新しい生活様式として示された、身体的距離の確保、マスクの着用、小まめな手洗い、三つの密、密集・密接・密閉の回避といった感染予防対策を生活の中に取り入れながら、日常を徐々に取り戻す必要があると考えております。

こうした中、町では高齢者の生活を支える体制として、地域包括ケアシステムによる介護、医療、生活支援サービスの提供機関、地区民生児童委員や地域見守り活動の協力団体などとの連携体制が整っていることから、これまで以上にこの感染症の流行に伴う高齢者への影響について情報を共有し、各団体が連携して高齢者の生活を支援していくこととしております。

特に、高齢者については、感染予防対策の長期化による身体機能や認知機能の低下など日常生活への影響が心配されていることから、町といたしましては、在宅でできる体操や運動、バランスの良い食事摂取の大切さ、さらには家族や友人などとの関わりなど、日常生活において取り組んでいただきたい点などについて、各団体を通して周知を図るとともに、ケーブルテレビや広報紙、チラシなどにより引き続き啓発に努めてまいります。

次に、3点目の小規模多機能型居宅介護施設を奥川地区での在宅生活の拠点としてどう活用していくのかとのご質問であります。これまでも小規模多機能型居宅介護施設により提供される介護等サービスについてご説明申し上げているとおり、この施設ではデイサービス、ショートステイサービス、ホームヘルプサービスの三つの介護等サービスを利用することができます。

この三つの介護等サービスはいずれも要支援・要介護者の在宅での生活を支えるためには欠かすことのできない在宅サービスであると認識しており、今回、既存町内介護サービス事業所から離れている奥川地区にこの施設を整備することにより、在宅サービス利用者のより身近な場所において介護等サービスを提供する体制が整うこととなります。

町といたしましては、介護等が必要になったとしても、可能な限り住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が続けられるよう、この施設を奥川地区の在宅生活を支える拠点として活用してまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。

社会的孤立がもたらす心身への影響としてご答弁いただきました。私もほぼ同じ認識であります。意欲の低下から始まって、認知症の進行、そしてADL、日常生活動作の低下、これらは人との関わりやコミュニケーションによって維持してきた部分が大きい機能であります。そこで、どのように高齢者を守っていくかということで、その体制についても様々対応を答弁いただきました。そこで大切なのは、コミュニケーションをどう確保するかということだと思いますが、直接会うことはできないときに、どのようにコミュニケーションを図っていくか、その手段について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

このコロナ禍におきまして、高齢者の皆さんが人との関わりが、やはり少なくなっているといたるところは、一般の町民の皆さんも同じかと思えますけれども、高齢者の皆さんにとっては、先ほど議員おっしゃられた身体機能ですとか、あと認知機能の低下などといった心配が非常に懸念されているところでございます。

それを確保するための方策でございますけれども、一般的には人との接触をできる限り少なくさせていきたいといったところでは、以前からあります電話での家族との対話ですとか、あと今はインターネットによって画像配信などができる、そういったシステムもございます。そういったICTを活用したコミュニケーションを取るといったところでも必要ではございますが、ただ、本町の高齢者の皆さんが、そういったICTの技術を活用したコミュニケーションを取るといったことが、全ての皆さんができるかと申し上げますと、それは全てというところでは、まだまだないのかなというふうに認識してございます。

そんな中で、地区の見守りネットワークの皆さんですとか、あと地区の民生児童委員の皆さんなどが感染症予防対策を講じながら、できる限り密接に関わることをしないような形で高齢者の皆さんを見守っているといったところで、本町の場合は対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 第2のコミュニケーション手段としてオンライン化というご検討があるけれども、課題があるというお話をいただきましたが、やはり様々な方々にご協力いただいて、様々な団体にご協力いただいた見守りはとても重要ですが、コロナの先のこの町の高齢者サービスも見据えて、やはりオンライン化というのは検討していくべきだと私は思いますが、今後、具体的に検討していくお考えがあるのかお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

そういったコミュニケーションを取るためのオンライン化の点のご質問でございますが、基本的になかなかその画像を通しての高齢者の皆さんがやり取りをするというのは、なかなか難しいところがあるのかなというふうに捉えております。

今現在、町で高齢者の方の見守りを支える、そういったICTを活用した技術といたしましては、緊急通報システムといったシステムを導入してございます。これによって高齢者の方がご自分で異変を感じたとき、またオペレーターが異変を感じたときに、その高齢者について連絡をするようなシステムがございます。また高齢者の居場所など、ご家族の方が心配してらっしゃるご家庭、高齢者の方については、GPSを利用した居場所の確認を、今、町では試験的に導入をしてございます。そういった様々なICT技術を活用した方策があるわけですが、町内の高齢者にどういったシステムが馴染むのか、効果的なのかといったところを今後検証して、導入についても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

じゃあ次の質問に入ります。小規模多機能型居宅介護施設整備について、在宅支援の拠点としてどのように活用するかということですが、この施設整備、奥川の方々の要

望と町の施設整備、ずれはないでしょうか。奥川の方々は介護度が高くなっても、できるだけ奥川にいたい。また、最後まで奥川にいたいという要望があって、それに応えるための施設整備だったと思いますが、小規模多機能型居宅介護施設は比較的介護度が低い方向けの施設です。介護度が高い方や医療ケアが必要な方には十分な対応ができないと指摘されていますけれども、介護度が高い方や医療ケアが必要な方々には、どのような対応をすると奥川の方々に説明されたのか、そして、理解は十分に得られたのかお聞きます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは小規模多機能型居宅介護施設についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

答弁でも申し上げましたとおり、この施設につきましては在宅介護を支えるための三つサービスを提供することとなります。この施設サービスについては、要支援から要介護5まで、全ての介護認定を受けた方が利用できる施設となっております。中には施設の職員での対応が難しい、介護度が高くなって、しかも医療的な部分が非常に高度な医療を施さないといけないといった方については、出てまいるのかなというふうに考えてございますが、その部分についても、本町の場合、町内にある様々な介護等サービスが揃ってございます。そういった地域にあるサービスを組み合わせながら、奥川地区の介護が必要な方へのサービスを円滑に提供できるような体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

あと地域の方への理解といったところでございますが、今現在、この施設整備については、地区の皆さんへの周知、こういった議会の場ですとか、あと広報紙ですとか、そういったときにご説明を差し上げているところでございますが、細かなサービスの利用の際の点などについては、まだまだ周知が足りないといったところもございますので、今後、丁寧な説明を地域、また町内全域に向けてしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、介護度の高い方や医療ケアが必要な方には、別のサービスを併用していただくという、今ご答弁だったと思うんですけれども。それでは、この施設をつくる目的とはちょっと違ってくるのかなと思うんですけど、別のサービスを利用して、併用させて対応していくということなんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

この小規模多機能型居宅介護施設を奥川地区に整備いたしますのは、地域のニーズなども、先ほど議員おっしゃられるように、奥川地区の方が住み慣れた地域でできるだけ長く在宅での生活を望んでいるといったことがございます。これは町で行いました介護保険事業計画のニーズ調査を行った際にも如実に表れておまして、奥川地区の皆さん、これ速報値でございますが、76パーセントの方がそういった在宅での生活を望んでいるという実態がございます。

また、今現在、介護サービスを実際に利用されている方につきましても、26人いらっしゃいまして、その中で介護度が高い方につきましては、要介護3以上の方については5名

ほどいるということで把握してございます。その5名いらっしゃる方が、この施設の中で、先ほど申し上げました高度な医療的なケアが必要な場合については、やはり他サービスとの組み合わせなども必要になってまいりますけれども、できる限り介護度が高い、また医療的なケアが非常に高度化している方についても、この施設を軸といたしまして、そこから、その軸として考えていただいた中で、他サービスについても生活を支えるために組み合わせていくということで考えてございます。

議員がおっしゃる奥川地区でのサービスに、この施設が合わないんじゃないかというようなお話でございますが、現在介護サービスを利用されている方のほとんどが、この施設を利用できるということになりますので、そういったことはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今後、介護度が高い方や医療ケアの必要な方がますます増えていくことが予想される中で、小規模で大丈夫ですか、利用者のニーズ満たせますかということで、繰り返し質問してきたんですけれども、先日の全員協議会の中で提出された図面でも、やはり介護度が高い方への対応や医療管理が十分できる設備が整っておりませんでした。この施設を介護度の高い方や医療ケアが必要な方にも十分対応できる施設にする必要があるのではないかと私は思います。

そのためには、看護体制を十分充実させせる必要があると思っておりますが、どのようなお考えかお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

この小規模多機能型居宅介護施設につきましては、先ほども申し上げましたように三つのサービス、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスを提供する、在宅での施設サービスを提供する施設でございます。先ほど議員がおっしゃられました高度な医療、また介護度が高い方について、この施設が利用できるかどうかというような判断をしてから、この施設が在宅を支えるために活用されるものというふうに理解をしております。

施設には看護師もおりますし、また医療機関との連携といった部分でも、この施設は必ず連携しなくてはいけないといったこともございますので、そういった医療体制もある程度持ちながら、在宅での要介護者、介護サービスが必要な方に対してサービスを提供してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 高度な医療というか、在宅医療が対象だと、私、言ってます。看護体制を充実させるということで小規模に看護師が常駐して、訪問看護も加わって、24時間対応できる看護小規模多機能型居宅介護施設というのがありますが、これは小規模よりも看護師の配置の人数が多くなります。それによって今まで小規模では受け入れが困難だった医療依存度の高い方、また退院直後の状態が不安定な人、在宅での看取りを希望する人、ショートステイでの看取りを希望する人へも対応ができます。介護度が高い方に利用していただけることによって小規模の運営面での問題点、介護度が低い方中心だと採算が取れないという、そういう問題点もクリアできると思っておりますが、この看護小規模多機能型居宅介護

施設については、どのように考えられるかお聞きいたします。

○議長 上野議員に申し上げます。別の施設の提案ということになると、内容が外れてまいりますので、今は通告のとおりこの小規模多機能についての質問ということで取り上げていただければ。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この看護小規模というのは、小規模に看護師の配置を多くするという施設ですが、それはだめですか。それについて。全然別の施設に変えるということではなくて。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

この小規模多機能型居宅介護施設の中で、訪問看護を実施する事業所について、会津管内でも徐々に設置、指定をされて業務を開始しているところがございます。私が把握しているところでは、病院がそういった事業所を、医療機関の付属機関として持っているケースが多いのかなというふうに認識しておりますけれども。

今回、町のほうで整備いたしますのは、あくまでも在宅介護サービスを支えるための施設として考えてございます。介護の中にも訪問看護というサービスがございますが、町では訪問看護事業所が1カ所ございまして、その訪問看護事業所から町内の方への、その訪問看護サービスを提供しているといったところもございますので、町としましては、今回の施設にその訪問看護をサービスとして追加して整備するという考えはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、訪問看護という話がありましたけれども、小規模の登録者が訪問看護を受けたい場合は、また別の事業所に申し込みをしなければいけません、訪問看護を受けるために。ただ、看護小規模多機能型居宅介護施設にすると、三つのサービスプラス訪問看護も受けられるということで、四つのサービスが受けられる施設で、申し込みは1回でいいということになりますけれども、検討はしていただけないのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

今回の施設整備につきましては、何回か答弁してまいりましたとおり、小規模多機能型居宅介護施設で三つのサービスを提供する施設として整備を計画してまいりました。その点につきましても様々な機会にご説明を申し上げ、承認をいただいているところでございます。議員がおっしゃるような訪問看護サービスについては、必要性は重々承知しておりますが、今回の施設整備の中で訪問看護について、この施設でサービス提供するという考えはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 小規模では奥川の方々のその要望に応えられないのではないかとということで提案いたしました。

次に施設の設備についてお聞きします。全員協議会の中でも出ましたけれども、一つは専用室の確保です。これ3月の議会でも言いました繰り返しになりますが、感染症疑いのある方、また状態観察が必要な方、医療処置が必要な方、吸引したり、傷の処置をしたり、

急変に蘇生したり、そういうことができる部屋が必要だと思います。

全員協議会の中ではショートステイの部屋が空いているときはその居室を使う、空いていないときは、空いているスペースを使うということでしたけれども、今このコロナ禍で感染症対策が強く叫ばれております。全国的に見れば高齢者施設でのクラスターで多くの尊い命が奪われております。コロナに限らず感染症対策としては、完全に遮断して隔離する場所が必要です。空いているスペース活用ではウイルス、あつという間に拡散して蔓延させます。利用者の命を守るという観点から、専用室の確保は必要だと思いますが、お考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは専用室についてのご質問にお答えいたします。

専用室につきましては、全員協議会でご説明申し上げましたとおり、既存の施設内での対応を検討しているというところでございます。居室となりますショートステイ床が6室ございますが、その部屋が空いている場合についてはそこを隔離して使用すると。またここが満室であれば、またその施設の中で利用可能なスペースを使って、その方の容態にもよろうかと思いますが、そこで処置をするといったことで考えてございます。

なお、ここの施設については、あくまでも在宅サービスを提供する施設でございますので、利用者の皆さんがご自宅と施設を行き来するといったところもございまして、議員おっしゃるように、この施設内で感染症が蔓延しないような対策はしっかりと講じていきながら、ここの施設だけではないですけれども、高齢者が利用する施設、まさしく生活に直結する施設でございますので、そこの中で感染症を施設の中に入れたい、そこで蔓延させない、発症させないということを徹底して、感染症予防対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(「議事進行」の声あり)

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 議長にお聞きしたいんですが、今、質問要旨をよく、何回か私も見ました。今、質問の論点が計画の変更をしろというような趣旨、骨子でお話が出されていると私は受け取っています。議長自身のご判断は、質問事項は、奥川に関しては小規模多機能型の施設を拠点として、どのように活用していくのかということであって、そういった質問であれば私も、皆さんね、納得できる。答弁側も納得できるんでしょうけど、今まで経緯してきた計画をことごとくとは言いませんが、いくつか変更しろと、施設については構造変更しろと、計画についても、取り扱い実施についても変更しろ。こういう提案はどうだという形で出されてはいますけれども、明らかに変更を迫っているように私は聞こえますが、議長そのものはどういうふうに判断しているのか、その所見について、それでよければ私は異論ありませんが、そういうふうに聞こえます。

以上です。

○議長 2番、上野議員に申し上げます。この案件は今日までそれぞれ決定をされてきたものでありますので、変更を求めるといような質問を避けていただきたいと。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 じゃあ次に、全員協議会の中でありました、これも変更ということで、全

員協議会の中では答弁あったことですが、浴槽についても、機械浴槽、寝て入れる浴槽に変更を検討されるという答弁だったと思いますけれども、その辺は、私は機械浴槽と一般浴槽と両方必要だと思いますけれども。

小規模利用者さんのサービスが、十分なサービスが提供できるような施設にするための私の考えを述べています。

○議長 質問ではないの。考えだけ。

○上野恵美子 浴槽も一般浴槽と機械浴槽、両方必要だと思いますけれども、どのようにお考えかお聞きします。

○議長 上野議員に申し上げます。小規模多機能型居宅介護施設の奥川地区での在宅支援の拠点としての活用でありますので、その施設そのものの変更うんぬんのあれからは、それは除外をして質問をしてください。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 小規模を在宅の支援の拠点として、どのように活用していくかというところの観点で私は意見をしているつもりです。それで、さらに24時間対応で、在宅で何かあれば看護師が訪問して対応できるような、そういうサービスも看護小規模では可能になるんですけども、そこにオンラインサービスを加えることで、オンライン上での状態観察も可能になって、サービス提供者も在宅での利用者の状態把握、また異常の早期発見で迅速な対応ができて、利用者は24時間つながっていると安心感を得ることができると思いますが、その辺は在宅支援の拠点としての役割を果たせる施設として整備するお考えはあるか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは質問にお答えいたします。

この施設につきましては、奥川地区の介護サービスを必要とされる方の在宅を支えるために、町としては拠点として整備している考えでございます。またこの施設ができる可能なサービスについては、この施設が動き出してから、様々な可能性が見い出せるのかなというふうに捉えております。議員がおっしゃられるICTを活用した見守りですとか、あとは介護サービスの支援のような役割なども、可能であれば検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 最後になりますが、町は奥川地区の方々にできるだけ奥川にいたい、最後まで奥川にいたいという、そういう要望に応えたいということでこの施設整備を計画したということだったと思います。町全体を見たときには、特別養護老人ホームを希望されている方が多くいる中で、優先して奥川地区にこの小規模を整備するわけですから、万全の体制、利用者サービス、また運営の面からも万全の体制を整えていただきたいと思っておりますが、最後にお考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

この施設につきましては、既存の施設が、やはり町の福祉施設、拠点としての整備として一つの場所に事業所が密集しているといったところから、やはり奥川地区、そういった

地理的な条件もございまして、離れた地区で、今までなかなかそういったサービスを利用する際にも時間的なご負担をかけていたといったところもございまして。今回この施設整備をすることで、より身近な場所に施設ができて、サービスが提供できる体制が整います。今後、来年の4月にはオープンをさせていきたいというふうに考えてございまして、この運営面ですとか、また皆さんのサービス、ニーズを適切に把握しながら、開所に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えてございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは万全の体制を整えていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。本日お伺いしますテーマとしまして、新型コロナウイルス感染症による社会変化に対する町の対応についてお伺いいたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、これまで社会の常識となっていたものが大きく変化しようとしています。経済の分野では、在宅で業務を行う、いわゆるテレワークが進められ、テレビ会議等も日常的に行われるようになるなど、新しい働き方のスタイルが定着しつつあります。また、終息後の社会を考えるアフターコロナやポストコロナという言葉も使われ始めています。

本町においても、まずは町民の生命財産を守ることを最優先としながらも、今後の社会変化にどのように対応していくのか。また、ピンチをチャンスにしていくために、どのように取り組んでいかれるのかが問われております。

以上のことを踏まえながら、今回の新型コロナウイルス流行における対応と今後の展望について、3点お伺いいたします。

1点目、まず新型コロナウイルス感染症による社会の変化が、今後、まちづくりの考え方にどのような影響を与えるのかお伺いします。

2点目、教育現場の変化について伺います。まず、今回の新型コロナウイルスによる臨時休校が、児童生徒の学力や精神的な部分でどのような影響があったのか。また、臨時休校中に実施したケーブルテレビによる授業配信やタブレット端末を活用した取り組みについて、どのような効果があったのか。また、新型コロナウイルス感染症の支援策として、中学生へのタブレット端末の配付を決定しましたが、今後の活用方法についてお伺いいたします。

3点目、高齢者の見守り体制の変化について伺います。今回の新型コロナウイルスによる外出自粛によって高齢者の生活環境にどのような影響があったのか。また、人との接触を極力なくすことが求められていた際の見守りについて、どのように対応されたのか。今後、見守り体制を維持していくための展望について、どのようにお考えになられているのか、以上の点についてお伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の今後の町政運営における考え方についてのご質問にお答えをい

たします。

現在、町では昨年度からスタートした第4次西会津町総合計画で掲げる町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと西会津～」の実現に向け、町の最大の課題である人口減少対策としまして、人材育成、移住・定住の促進、健康長寿を3本柱に据えて各種施策を進めているところであります。このまちづくりの基本的な方向性については、新型コロナウイルス感染症の流行にかかわらず、変わることはありません。

しかし、各種施策を推進する手段については、国が示した新たな生活様式に基づき、施策ごとに様々な工夫や環境整備を図っていく必要があると考えております。特に、今回のコロナ禍でその必要性和有用性が改めて確認されたICTの活用については、本町の先進的な取り組みが注目された教育分野だけではなく、様々な行政課題の解決や行政サービスの向上を図る上でも重要と考えております。

また、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が本年1月から3月にかけて実施した地方圏での暮らしの意識・行動に関する調査によれば、東京圏在住者の約5割が地方暮らしに関心を持っているとのことでもあります。

このことから、本町が有するケーブルテレビ・インターネットなどの情報通信基盤や、豊かな自然環境、充実した子育て環境などをPRし、移住・定住の促進に全力を挙げて取り組んでまいります。

今後、コロナ禍の影響により社会の仕組みが大きく変化しようとしております。その変化を絶好の機会として捉え、すでに整備された情報通信環境をさらに先端の条件を整備し、最大限活用を図って新しいまちづくりを進めていきたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 1番、荒海正人議員のご質問のうち、教育現場の変化について、お答えいたします。

本町ではこれまで、学校の臨時休業中は分散登校や授業短縮を実施するなど、文部科学省や県教育委員会が示した学校運営上の工夫を参考に、可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら、学校再開に向けて段階的な教育活動を行ってまいりました。

また、本町は先月19日から段階的に学校を再開しましたが、再開後も家庭と連携した健康観察や手洗い、咳エチケットの励行、マスクの着用、三つの密を避けるための対策など学校における感染症対策を徹底し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりに努めているところであります。

はじめに、1点目の臨時休業における児童生徒の学力や精神的な部分への影響ではありますが、まず学習については昨年度末よりいち早く、町のケーブルテレビを活用したオンライン学習を導入いたしました。このことにより、児童生徒から、自分の学校の先生による授業を受けることができ良かったなどの感想が多く聞かれたところであります。併せて、テレビを通して体操や歌、英会話などを行うことで、児童生徒の心のケアにもつながっていたものと思います。

今後は、児童生徒との個別の教育相談を実施するなど、心身の状況把握と心のケアに取り組む、これまで以上に保護者との連携を密にしながら、対応していくこととしておりま

す。

次に、2点目の臨時休業中に実施したケーブルテレビやタブレット端末を活用した取り組みの効果についてであります。本町ではケーブルテレビによる授業等の放送に加え、小学校5年・6年生ではタブレット端末を活用し、クラス全員が共有しながら一人一人の顔が見える双方向型のテレビ会議システムを導入し、朝の学活や授業などを実施しました。このテレビ会議システムを使い先生や友達との会話ができたことで、自宅での学習意欲にもつながったようであります。

町教育委員会といたしましては、オンラインによる学習を進めることができたことから、家庭学習におけるオンライン学習の導入は、大きな効果があったものと認識しております。

3点目の今後の小中学校の学校現場でのタブレット端末及びインターネットの活用方法についてですが、文部科学省の調査によりますと、臨時休業中の家庭学習における双方向型のオンライン学習ができているのは、全国で5パーセントほどであると報告されております。タブレットなどを活用したオンラインによる学級活動や授業は、どの学校でもできることではありません。本町ではケーブルテレビの光回線を活用し、全ての家庭においてインターネットを提供できる環境にあることは、町の強みであると考えております。このことは、NHKや民放各社で取り上げられ、本町のICTを活用した教育活動を広く紹介することができたところであります。

また、学校の臨時休業への支援事業として、国のGIGAスクール構想を先取りし、西会津中学校の生徒全員にタブレット端末を今月中旬には配付する予定であります。さらに、タブレットを効果的に活用するためには、生徒に適した学習アプリの導入が必要であります。町教育委員会では、この学習アプリについても調査・研究を行い、教職員にも検討していただき決定したところであります。

今後はその学習アプリを活用し、家庭学習と授業とを連動した新たな指導形態での学びを進めていきたいと考えております。さらに、この学習アプリの活用により、今後は補助教材や単元テスト問題等を購入する必要がなくなり、保護者負担の軽減にもつながり、町の新たな教育支援になるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、第2波による感染拡大も懸念され、本町においても学校が臨時休業となる可能性もあることから、切れ目のない学習環境を提供するため、今後もタブレットを有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 1番、荒海正人議員のご質問のうち、高齢者の見守り体制の変化についてお答えいたします。

1点目の、外出自粛による高齢者の生活環境への影響についてのご質問であります。自粛要請の協力により、外出を控え、自宅で過ごす時間が長くなっていること、また高齢者の生きがい活動である老人クラブ活動や地区サロン活動などの自粛など、自粛生活による生活環境の変化に伴う身体機能や認知機能の低下など、様々な影響があるものと捉えております。

次に、2点目の外出自粛時における高齢者の見守りの対応についてのご質問であります。

が、これまでも高齢者の生活を支えるため、地域包括ケアシステムにおいて地域の見守り活動の強化を行ってまいりました。緊急事態宣言下においても、感染予防の点に留意しながら、地区民生児童委員や町高齢者等あんしん見守りネットワークの協力事業者において見守り活動を実施しております。

さらに、5月議会臨時会においてご議決いただいた、高齢者の見守り体制の強化のための事業である、高齢者1人暮らし及び高齢者のみ世帯への民生児童委員による弁当配達時の見守り活動や、休止している地区サロンの代表者による参加者の見守り活動などにより、高齢者の見守り体制強化に取り組んでいるところであります。

次に、3点目の見守り体制の維持のためICT環境の整備や新たな関係づくりについてのご質問であります。町ではこれまでもICTを活用した緊急通報システムの導入や昨年度よりGPSを利用した高齢者の居場所を確認できるシステムを試験的に実施してきております。

今後も新型コロナウイルス感染症予防の一つとして、人との接触機会を極力減らすため、社会生活においてさらにICTの活用が必要とされることから、その活用方法について調査研究を進めていきたいと考えております。

町といたしましては、これまでの地域包括ケアシステムによる人的、いわゆるアナログ型の見守りと、ICTを活用したデジタル型の見守りとを併用することで、より見守りの質を高め、高齢者やその家族、地域の皆さんが安心して暮らせる体制づくりに取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 順次再質問させていただきます。まず教育についてお伺いしたいと思います。このたびのコロナ禍によって、ケーブルテレビ、タブレット端末の活用によって大きな成果があったというふうに教育長のほうからご答弁いただきました。私も同様な考えでありまして、本当に今後の教育を考える上では、やはりこういったオンラインでのやり取りだったり、ICT技術を使った教育というのは必要なというふうに考えています。併せて学習意欲のほうも高まったというのはすごくいいことだなというふうに思っているんですけども。

ここで一つ質問させていただきたいのが、前回の3月議会の質問の際にも取り上げさせていただきましたが、タブレットのアプリによって個別の生徒、児童の傾向、課題というのが分かると。取り組んだ問題数等も分かるということでしたが、そういった数値、具体的にアがっているのかどうか、アがっているのであればお示しいただければと思います。

○議長 教育長。

○教育長 お答えします。

昨年度末からこの新年度にあがった際に、システム上、前年度のデータが全部初期化されてしまいますので、今年度取り組んだ内容ということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど小林議員にも答弁したように、臨時休業期間中というのは12日間、併せて大型連休がありましたので、かなりの時間、子どもたちは家庭での学習ということでしたが、その間に4年生から6年生、タブレットを活用した学習ということで、時間というよ

りも取り組んだ問題数でお答えいたしますが、多い児童で約 2,500 題の問題を解いていると。平均すると 1 千題近くの問題を子どもたちは解いている。面白い結果なんですけれども、自分の学年だけではなくて、下の学年の問題も解いたり、また中には高学年の、上の学年の問題を解いている子どもたちもあつたりということで、今までのような学びと大きく変わってきているなど、すごく実感しております。

そういう意味では、個に応じた、よく最適な個別化というふうに言っていますが、そういう意味では、自分自身の能力に応じて学習ができるという、このタブレットの利用方法が非常に有効ではないのかなと。

先ほど新たな学習形態と申しましたけど、授業で学ぶ学習、それと家庭でそれを補うような学習という部分で、やはりこの二つが合体したのが、今後、学びということになってくるのかなと。今までですと授業だけで完結していたということでありましたけども、授業と家庭学習とをうまく合わせる新しい学習形態が、これから学びになっていくのかなと、そういう意味では、児童生徒には家庭学習をしっかりやるのが学びを定着させることということ、このコロナ禍において実感できたのかなと、そのように思います。

また、特に児童の 4 年生から 6 年生の学習内容の結果を見ると、9 割方の子どもたちがほぼできている状態でした。そういう意味では、先ほど小林議員の話の中にもありましたけども、1 学期の学習をそのタブレットで終わらせている子どもたくさんおります。そういう意味では、学校ではその内容を確認しながら子どもたちの履修を、1 学期の学習が到達できているのかどうかを見ていきながら、また新たな課題を出していくという部分では、このタブレットの活用が大きな成果があつたというふうに実感しております。

以上でございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 生徒児童の子どもたちが、本当に勉強できないと、学校に行って勉強ができない状況の中においても、先ほどご答弁いただいたとおり、本当にやれる生徒児童は、本当にたくさんやっていると、そうじゃない生徒も、児童も最低限のところはカバーできているというのは、やはり今回、コロナ禍の中でも評価すべき点かなというふうに思います。

とはいえ、一つ懸念している部分がありまして、これも 3 月議会でも若干触れさせていただきましたが、それを活用するにあたって、やはり先生がどれだけ使いこなせるかが鍵になってくるかと思えます。そのあたりのスキル習得にあたっての取り組みについて、何かやられていることがあればお示しください。

○議長 教育長。

○教育長 教員の研修ということでの質問でございますが、今回、中学校で 100 台、生徒 1 人 1 台タブレットが導入されるということで、新たな学習アプリを導入いたします。これについても、教員研修を 12 日に行い、またその次の週には学年ごとに生徒へのタブレットや学習アプリの活用についても、教育委員会のほうから指導して行うことになっております。先生方、大変ある程度の学習指導で、さらに自分たちで、教員同士で研修をしあいながら、想像以上に先生方は活用を深めております。

そういう意味では、ICT 支援員も配置しておりますので、ICT 支援員と協力しながら先生方の研修を通しながら、子どもたちにより使いやすい指導ができるのかなと思つて

おります。そういう意味では教員研修の必要性も実感しております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 併せて、今後、先生に求められるスキルの一つとして、やっぱりそのタブレットの使い方もそうですけど、タブレットに示されたデータをどう分析するかとかという、そのデータに基づいてどう生徒を指導するかというコーチング能力とか、マネジメント能力というのも必要になると思うんですね。そういった部分も校内の研修等でやられるんでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 まさにおっしゃるとおり、やらせっぱなしでは、やはりこれは効果が上がらないと思いますので、そのやったデータをどう分析しながら、また児童生徒に、また学習意欲を持たせるような助言、アドバイスができるかということは、とても必要だと思いますので、そういう意味では、今後導入後にそういう研修も併せて学校内に導入して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 先生のスキルに関しては、今日、導入したから明日からできるかということではないと思いますので、日々研究していただければと思います。

併せて、今回、コロナ禍で様々なオンライン教材というのも世に出回って、世の中に知られたというふうに考えています。また、ユーチューブとか、あとは既存のブログ等も教材になり得るものがたくさんあると思うんですけども、そのあたりのオンライン教材を、今後授業の中で副教材として使っていくというようなことも考えられるかと思いますが、そのあたりのお考えについてお願いします。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

今回のコロナ禍において、オンラインの教材はすごい量で出ております。そういう意味では、そのものの内容を精査するだけでもかなりの時間が必要かなと思います。先ほど申しましたように、今回、中学校で導入するタブレットの学習アプリについては、5社の学習アプリを取り寄せ、試しで活用させていただいて、その中身を研究し、検証、いろいろしてきました。その中で1社を候補としてあげて、中学校の先生方にも見ていただいて、実際に学習操作していただきました。1時間ほどオンラインで専門業者の方が入っての研修でした。

そういう意味では、本町はこの、素晴らしいこのオンライン学習、学習アプリ1本を徹底的にやっていくことがいいのかと、先ほど申しましたように、いろんな教材をオンライン上探すとなると、逆にそれも先生方の負担にもなるし、いろんな偏りも出てきちゃいますので、やはり本町で決めた一つの学習アプリを中心に、これは5教科の内容が全て入っておりますので、このアプリを使っていくということを中心に、たまにはそのほかの教材も必要になってまいります。中心はこの学習アプリを使っていくということで、先生方の負担軽減も考えていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 これから導入するということなので、まずは導入して、それを安定的に使えるということが重要かと思います。プラスアルファ期待したいのが、よく私もユーチューブだったりブログ等も見ますが、今の生徒とか児童たちに見せたいものも結構あって、例えばスティーブ・ジョブズのスピーチとか、孫正義の演説とか、最近でいうと落合陽一さとか、ホリエモンとか、そういった人たちの話というのは、直接教科書の内容にはつながらないかもしれないけども、子どもたちの成長していくプロセスにおいては、かなり重要な部分が要素として含まれているのかなというふうに思いますので、安定した後であったり、あとはいいようなものがありましたら、こちらからも提案させていただきたいなと思いますので、検討していただければと思います。

次に、高齢者の見守りについてお伺いします。今回のコロナ禍においても、様々お答えをさせていただいていたかというふうに思いますが、見守っている人、高齢者を見守る人の種類って二つあるとされていて、一つは地域にいる人、周辺の住民の人とか、あとは先ほどご答弁いただいたようにサロンの人とか、あとは民生委員の方とか、みんな地域にいる人たち。あともう一つが、地域に関わっている人もいるかと思えます。

その中で町がやっている高齢者あんしん見守りネットワークということがされていると思います。本当に商店の方とか、あと地域に関わっている方たち、ご協力いただいているかと思いますが、今後、これから人口減少して、地域の見守りの力がどんどん衰退していく中で、やはりこの地域に関わっている人というのをどれだけ掘り起こしていくのかというのが重要だと思うんですけども、今後、地域に関わる人、人材だったり団体であったり、あとは機械とかも含めてですけども、どういったつながりを今後見出していこうとお考えなのかお示しいただければと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは高齢者の見守りについてのご質問にお答えいたします。

先ほどご答弁でも申し上げましたように、高齢者を見守る体制づくりとしましては、町で地域包括ケアシステムによって様々な関係団体の皆さんにご協力を得ながら、高齢者を見守っているところでございます。ただ、一番身近にいらっしゃる地域の見守る力というのは、やはり人口減少に伴って、そういった力がどんどん弱くなってきているというふうな認識をも町では持っております。

そういった部分を補うために、ICTを活用したデジタル型の見守りといった方策もございますけれども、やはり高齢者の方が地域で安心して暮らすためには、地域の方のご協力が一番不可欠なのかなというふうに感じてございます。

ただ、その人口減少によって、やはり人口が減少する中で見守りを、その一部の方、もしくは少ない人数でやっていただくというのは、非常に難しい、ご苦労かけるところあるわけですが、そういった中でも町の機関であります民生児童委員の皆さん、また併せて福祉協力員の皆さんなども活動していただいております。そういった皆さんも日頃から見守り活動をやっていただいているといったところで、非常にご協力いただいておりますので、そういった関係団体の皆さんも併せて高齢者の見守りを強化していきたいという

ふうに考えてございます。

ただ、先ほどおっしゃられました町の地域見守りネットワークの協力団体、今まで 65 の事業所に協力、もしくは許定を結ばさせていただいております。ここには各郵便局の皆さん、あとは金融機関、あとは交通、配達、あと町内の飲食店といった様々な業種の皆さんに協力をいただいておりますので、そういった若干弱くなっている地域の力などを、皆さんのご協力を得ながら維持、または強化していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 これから、やはり人口減少が続いて 20 年後には今の人口の半分になってしまうということがいわれている中で、やはりその地域にどれだけ多くの方が関わってもらえるのかというのは、やはりこれから地域を運営する中で大事な事かなというふうに思います。

そこで、今回のコロナ禍の中で、一つ取り組みとしてすごくグッドアイデアだなと思っていることがあって、それを課長、知られていたか分からないんですけども、奥川の地域おこし協力隊とあと集落支援員が取り組んでいたことなんですけど、1 人暮らしの方の家からズームを使って、その方に親しい方とつないで、その交流を図るという取り組みをやられていたそうです。

今後、弥平四郎地区、弥生地区の方のサロンのところにも持って行って、そういったツールもあって、いろんな交流の仕方があるよ、みたいなことを提案することなんですけども、やはりまずはできるところからだと思っていて、1 人暮らしといえども、家族でスマートフォンを持っていたり、あとは高齢者の方もスマートフォン持っていたりの方もいますが、そういったものを活用して周り近所では、やっぱり人が少なくなってきて、見守るという力が少なくなってきて、小さくなってきて、やはり遠く離れた家族だったり、あとは遠く離れた若者だったりというのも、これから可能性として、関わっていく人の可能性としてあるのではないかなというふうに考えますので、ぜひそういったところも情報共有していただきまして、ご検討していただければと思います。

最後に、まちづくりの考え方について、先ほど町長からご答弁いただきましたが、これからの考え、行動についてもう少しお話しいただければと思うんですけども、今回、コロナ禍において学びというか、気づきというかあったのが、先ほど町長も述べていただきましたが、地方と都市の差というのがやはり大きく出たんじゃないかなというふうに思います。その中で、やはり西会津の特色をしっかりと PR していく、移住定住にもつなげていくということは、かなり重要なことだと思います。

また併せて、もう一つが、やはりそのテクノロジー、ICT 技術を使っているか使っていないかの差というのかなり大きく出たかなというふうに思うんですけども、そのあたりどのように認識されているのかお尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でありますけれども、私は常々この人口減少、少子高齢化の中で、西会津町が生き残る道は、もう ICT しかないなと。ICT のまちづくりをどうこれから進めていくかという、いつもそういうものの考え方をしてまいりました。

今回、コロナ感染症によっていろいろ気付かされたのは、ケーブルテレビの、いわゆる光の整備ですね。それからインターネット事業、さらにこのコロナ禍によってテレワークが盛んに推奨された。平成18年に西会津町はテレワークセンターの1号館を設置した。その後、3年後くらいになるのかな、テレワークセンター、2号館つくったんです。だから、このコロナ禍によって、先ほど教育の関係もそうでしたけれども、西会津町というのはすごいいろいろな条件が整備、あるいは環境が整備されているなどというふうに思いました。

これからの時代、やっぱり私は生き残るためには、これをさらにもっともっと先端の、いわゆる環境整備をすることによって、都会から若い人、あるいは高齢者も含めてですけども、定住、あるいは移住を、やっぱり、しっかり進めるためには、どうしてもこのICTを有効活用しないといけないなど。いわゆる10年後、20年後、あるいは30年後の将来を見据えたその条件整備をすることによって、今回、本当にこのコロナ禍によって西会津町がこれまでやってきたいろいろな条件整備が、こんなに役立つとは思わなかった。そういう意味では、これからの時代をどうこれから、どのように整備していったらいいのかという部分については、これは年内にこの検討をしないといけないなど、そんなふうに思っております。

このICT、特にこれから5Gの時代になって、いろんな活用する方法がありますから、それを有効に活用するためのまちづくりを、これから積極的に進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 お力強いご答弁いただきましたと思います。今お話していただいたご答弁の内容、本当にそうだなと思いますが、ただ、今おっしゃっていただいた話って、総合計画にも載っていないし、明文化されているものでもないじゃないですか。それを具体的にどう現場に落とししていくのかということがかなり重要なことかなと思ってまして、今は町長のお考えで整理されているものかもしれないですけど、今後それをどう現場に落とししていくのか、どうアウトプットしていくのかということについて、どのようにお考えなのか、最後それだけお伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 そのことについて、今回、コロナによっていろいろ素晴らしいということは分かりましたけれども、これをもっと先に進めないといけないということで、早速内部で、これからどういうやり方、どういう進め方がいいのかという検討をちょっと内部でやりました。それにはやっぱり我々だけじゃなくて、やっぱりある程度その専門性を持った方とかいろいろな方の意見、あるいは知識をそこに組み込んだ、いろんな将来に向けての方策というのを、方向性を出さないといけないなど、そんなふうに思っていますので、この作業を、先ほども申し上げましたように、もう年内に進めるようにしたいなということで、内部ではそういう意思統一というか、そんなふうに今進めようということで検討をしておりますし、今後スピードをもって進めてまいりたいなど、そんなふうに思っております。

これまでのいろんな経験を将来の西会津町のまちづくりのために、やっぱりこのことをしっかりした形で町民の皆さんに、あるいは議会の皆さんに示せるように、これから最大限努力してまいりたいと、そんなふうに思っています。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 本日に今回の新型コロナウイルス感染症の流行を、いかにピンチをチャンスにもっていくのかということが重要になると思います。そのためには、起きてしまった過去、感染された方、犠牲になった方に関しては、本当にお詫び申し上げるということになるかと思いますが、それをしっかりと今後意義付けていくことが重要になると思いますので、行政の皆さんにもお伝えさせていただきまして、質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長 暫時休議にします。(11時56分)

○議長 再開します。(13時00分)

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4 番、秦貞継です。本日は事前の通告に従い、町側に順次質問してまいります。

最初の質問は新型コロナウイルス対策についてであります。

本町における新型コロナウイルス対策について、以下の点を伺います。

まず1 番目の、学校休業による児童生徒への影響は調査したかでございますが、同僚議員の質問と重複し、内容も理解できましたので、この質問に関しては取り下げます。

二つ目として、修学旅行や沖縄交流等、学校行事は今後どのような形で行うのか。

三つ目として、小中学校では、どのような感染症対策を行うのか。

四つ目として、今後、町内各地で行われる地域行事の自粛基準はどのように考えているのか。

五つ目として、町内経済活性化へ向けた対策はどう考えるのか。

六つ目として、新型コロナウイルスが再流行した場合の感染症予防対策及び自粛基準は考えているか、であります。

続いての質問は、有害鳥獣対策についてであります。昨日、町内において有害鳥獣により人的被害が発生しました。農作物に対する被害も発生していることから、以下の点について町側に質問いたします。

一つ目として、現在までのイノシシ・クマの被害状況はどのようになっているか。

二つ目として、これまでのイノシシ・クマの被害対策の成果と課題はどのようなものか。

三つ目として、今後の被害対策はどのようにするのか。

以上であります。

町側の明快な答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4 番、秦議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、町内経済活性化へ向けた対策についてお答えをいたします。

町では、去る5月15日開催の町議会臨時会において、町議会及び町商工会からの要望を踏まえた総額1億円を超える町独自の新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正予算をご議決いただいたところであり、現在、各種の緊急経済対策事業につきましても、鋭意作業を進めているところであります。

まず、個人消費の喚起と町内経済の活性化を図るため、町民1人当たり5千円の西会津

町消費応援商品券につきましては、5月19日からチラシの全戸配布等による周知を図り、併せて商品券の取り扱い事業者の申し込み受け付けを行いました。今週からは順次、各世帯へ簡易書留による郵送を行い、6月中には配布を完了する予定であります。

また、休業や時間短縮営業にご協力いただいた事業者等へ最大30万円を支援する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や、従業員の感染予防対策経費を支援する新型コロナウイルス感染予防対策企業補助金、オンラインショップの開設費用を支援するオンラインショップ開設事業補助金につきましては、6月1日より補助金等の申請受け付けを開始いたしました。

さらに、国・県の新型コロナウイルス対策資金へ3年間利子の全額を補助する等の中小企業融資制度資金利子補給補助金につきましては、本年1月からの対象分について適用を開始したところであります。

なお、支援の対象となる事業者に対しましては、ホームページやケーブルテレビでお知らせしているほか、町商工会や工業会、建設業組合を通じて会員企業等への周知をお願いしたところであります。

特に、町商工会に対しては、町の支援策への協力をお願いしたところであり、事業者からの相談や補助金申請の受け付け対応をはじめ、町内商店での売り出し事業を行うなど、町と連携した取り組みを進めていただいております。

私といたしましては、町独自の緊急経済対策事業により、町内経済の活性化が図られるよう鋭意努めるとともに、今後につきましても、国の第2弾の新型コロナウイルス感染症対策の内容等を注視し、スピード感をもって対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 4番、秦貞継議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、小中学校に関する事項にお答えいたします。

2点目の修学旅行や沖縄交流等、今後の学校行事につきましては、学校において精選をし、3密を回避できるような対応がとれる行事については、これまでの形にとらわれず、内容や時間等を工夫し、できるだけ実施していくこととしています。修学旅行についても、今後の感染状況を見極めつつ、交通手段や見学場所等を検討しながら、可能な限り実施していくとのことであります。

また、沖縄交流につきましては、今月中旬に大宜味村教育委員会と実施の協議をする予定であります。

3点目の小中学校における感染症予防対策については、3番、小林議員にご答弁いたしましたとおり、文部科学省が示しました学校の新しい生活様式に基づく衛生管理マニュアルにより対応していくこととしております。具体的には、検温等による登校時の健康状態の把握、教室の換気や児童生徒間の距離の確保などの3密の回避、手洗い・アルコール消毒の励行とマスクの着用などでありましたが、様々な予防対策を実施し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、町教育委員会としても学校を支援してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、地域行事の自粛基準と再流行した場合の予防対策などについてのご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症予防対策についての町の基本的な考え方ではありますが、感染の拡大防止には、全国及び県内における感染状況や検査体制、医療提供体制、県をまたぐ移動制限など広域的な対応が必要であることから、町における施設の使用制限やイベント・行事の開催基準、自粛基準等の対応については、基本的に国や県が示した方針に基づき対応しているところであります。

まず、1点目の町内で行われる地域行事の自粛基準についてのおただしではありますが、5月25日に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことから、福島県においては政府の方針や県内の感染状況を踏まえ、5月27日に感染拡大防止対策を見直したところでもあります。

この見直しの中で、地域で行われる行事などについては、全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものについては、3密の回避や手指の消毒など適切な感染防止対策を講じた上で実施するとの方針が示されたところであります。

これを受け、町では6月1日に町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、イベントや行事等の開催基準の見直しを行ったところであります。この中で、町内の自治区などが主催する行事の開催については、県の方針に準じ感染防止対策を確実に行った上で開催していただくよう、今後関係者へ周知してまいることといたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症が再流行した場合の感染症予防対策及び自粛基準についてのおただしではありますが、まずは、町内から感染者を発生させない取り組みを最重点対策と位置付け、今後も3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの基本的な感染予防を確実に、また継続して行っていただけるよう、引き続きケーブルテレビや広報紙などにより周知してまいります。

その上で、全国及び県内において再流行した場合の町の対応として、マスクや手指消毒液、防護服など衛生物資の確保、診療所や公共施設における感染防止対策の徹底、公共施設の使用制限など、これまで行ってきた対策を確実にいき、さらに国や県が示す必要な対策について実施してまいります。なお、自粛基準については感染状況などを踏まえ国や県の方針などに基づき対応してまいります。

今後も、これらの対策を確実にいき、町内への感染防止と感染の拡大防止に最大限の対策を講じてまいりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 4番、秦貞継議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えします。

1点目の現在の現在のイノシシ・ツキノワグマの被害状況でございますが、まず、イノシシについては、年々被害が拡大しており、今年に入りまして、水田の畦畔や水路、畑等の掘り起こしが町内全域で発生していることを確認しております。

ツキノワグマにつきましては、町長から報告ありましたとおり5月29日に、町外在住の男性が木地夜鷹山への登山中に襲われるという人身事故が発生いたしました。幸い軽傷と

のことでありましたが、この事故を受けまして、町では、防災行政無線やケーブルテレビにおいて、山に入る際などには十分に気を付けていただくよう注意喚起を行ったところがあります。それ以外では、今のところ農作物被害などは報告されておられません。

2点目のイノシシ・クマの被害対策の成果と課題であります。まずイノシシ対策の成果としましては、イノシシの被害防除に効果的な電気柵の設置が大幅に増加する見込みであり、自分の農地は自分で守るという町の基本方針に基づいた住民主体の防除対策が進められています。今年度は、要望のあった集落8件分と個人15件分の電気柵設置に係る補助金を予算計上しており、順次、集落等において設置されております。

なお、今年度に入りまして、電気柵を設置したいという相談が複数寄せられましたので、今次の補正予算に補助金の追加を計上させていただいたところがあります。

捕獲については、くくりわな100基をすでに追加購入し、猟友会会員への貸し出しを始めており、5月には、奥川中町地区で1頭捕獲いたしました。それから、本日報告を受けましたが、本日も奥川新町地区で1頭捕獲されたと聞いております。

捕獲者を増やすためのわな猟免許取得支援については、30名を超える多くの町民の皆さんより問い合わせがあり、免許取得に向け手続きを進めております。

イノシシ対策の課題といたしましては、電気柵の設置には高額な費用がかかること、効果的に電気柵を運用するためには集落内の合意形成が必要なことがあげられます。また、狩猟者が不足しており、特に新郷地区は狩猟免許所持者がいないなど、狩猟の担い手確保も課題となっています。

ツキノワグマの被害対策の成果としては、集落周辺の間伐等、緩衝帯整備を計画的に進めた結果、整備実施地区からの目撃・被害報告が減少しております。

課題といたしましては、未利用果樹木や小ぬか、生ごみ、野菜くずなど、ツキノワグマを誘引する餌が住宅近くに放置されているケースがあり、それによって追い払いの効果が低くなり、遭遇の危険性も高まることから、地域の皆さんへの啓発をさらに徹底する必要があります。

3点目の今後の被害対策でございますが、イノシシについては、電気柵の設置拡大、わな・銃猟免許取得者増による捕獲圧の増強を図ることに加え、わな猟免許所持者に対する捕獲技術向上研修会、町独自の安全講習会の開催を計画しております。

また、今次の補正予算にイノシシ被害等集落調査を計上しており、被害地域におけるイノシシの出没や行動特性をより詳細に把握し、その情報を集落等と共有しながら、地域と一体となった効果的な被害防止対策に努めることにしております。

ツキノワグマについては、これまで同様に迅速な現地確認と追い払い、猟友会と連携した捕獲を実施してまいります。

以上の対策に加え、町といたしましては、引き続き、猟友会員2名体制による被害防止パトロール、鳥獣被害対策専門員による指導・支援、ICTを活用した捕獲効率向上事業、集落周辺の里山を間伐する環境共生林の整備、集落環境点検等の取り組みを進めるなど、地域の状況に応じた複合的かつ効果的な被害防止対策に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継　それでは順次再質問していきます。この質問ですが、去年の6月10日の定例会でも、私、一般質問で聞いたんですけども、確かこのときで2015年から2018年にかけて、わずか3年で、金額で72倍、面積で82倍のイノシシの農作物被害が出ていると私は確認しておりますが、その後、去年はどのような被害状況だったのか、その面積と金額、もし把握しているのであればお示してください。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　イノシシの農作物等の被害額についてお答えいたします。

昨年度、令和元年度でございますが、被害額については772万7千円、前年度が246万4千円ですので、約3倍に増加しております。

それから面積でございますが、昨年度は14.74ヘクタール、その前の年が4.96ヘクタールですので、約3倍に増加したということでございます。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　先ほど申し遅れましたが、クマに関しては、もう人的被害が出ましたので、これに関しては、今一生懸命町内の防災無線等で啓発を徹底してやっておりますので、引き続きお願いしたいことと、今後やっぱりあまり、もし例えばクマの被害が出たとなれば、新聞報道等でもうちの町の名前が出てきますので、やっぱりもしそういう町民の生命、財産に危険を及ぼすようなことが考えられる場合は、迅速な対応をまずお願いしたいと思います。それは、クマに関しては今回時間がないので、今のようにお願いだけ申し上げます。

イノシシなんですけども、捕獲頭数、先ほど今年に入って合計2件になったということなんですけども、昨年度は何頭ぐらいで、町のほうでイノシシの全体的な町内に生息していると思われる頭数というのは把握しているのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　昨年度のイノシシの捕獲頭数ですが、6頭でございます。あと、町内全域の生息数でございますが、これについては把握はしておりません。これも全県的にも市町村ごとに頭数というのはなかなか把握が難しいものでございまして、町としても把握はしてございません。

ただ、先ほども答弁で申し上げましたとおり、町内全域で被害が出ておりますので、生息域、またはその生息数、増加しているのは確かなことだというふうに認識しております。

○議長　秦議員に申し上げます。一問一答ですから、質問を二つ並べないで、一つずつ。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　先日、よりっせの2階で鳥獣被害対策講演会が開かれまして、そこで長岡技術科学大学の准教授の山本先生から、いろいろ講習を受けまして、非常に分かりやすく、なおかつ重要なポイントを何点かあげていただいたと思えました。その中に、イノシシの捕獲に関しては7割を捕獲しないと被害は減少しないという説明があったと思います。で、去年6頭、今年2頭、今年に関してはまだこの先あると思いますけども、やっぱりこの捕獲頭数では被害が減少するというのは、私、考えられないと思うんですよ。

先ほどの説明でもありましたが、その2018年まで、平成31年までですら2015年と比べて何十倍も上がっている、その一昨年から、さらに今年は3倍、4倍という、これだけの

被害が出ているということに関して、まずご認識を確認したいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 イノシシの被害でございますが、先ほど申し上げましたとおり、町内全域で被害が確認されております。対策も毎年予算を取って、それから猟友会にも協力いただいて捕獲活動も行っておりますが、対策が追いついていないというのは認識しております。今年度につきましても、くくりわなを購入したり、それから免許取得者に対しまして補助を行ったりと対策を講じてまいります。これら対策を今後さらに強化して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 強化はもう絶対条件だと思います。もちろんだと思います。ただ、今までの方向性も私、ちょっと反省しなくちゃいけないとは思ってます。くくりわなと、今回、確か予算で何台か追加購入されたと思いましたが、やはり私が考えるに、そのどんな捕獲機器があっても、それを使うのは人間ですよ。どこにイノシシが出て、先ほど言ったように、調査もちろん必要だと思いますけども、それをやっぱり捕まえるのは人間なんですよ。その人間を育てるということは、私は一番大事だと思うんです。

で、ちょっと時間もないのでざっくり言いますが、これ今、鳥獣被害対策専門員という方が確か1人で、今一生懸命頑張って、追い払いをやりながら集落に出向いて、捕獲の協力、もしくは地域の意思疎通、合意形成を一生懸命やってらっしゃいますが、これ1人でやれる範囲にも限界がきてるんじゃないんですか。何か本人は一生懸命頑張っているの、すごく分かるんですけど、やっぱりこういった専門家というんですかね、もちろん町民の方々の協力は絶対必要だと思います。やっぱり専門員の方々に、皆さんよろしくお願いますといっても、捕獲できる範囲というのは決まっていますので、町民の協力は必要なんですけど、それを指導したり、さらに技術向上、私も今、わな免許申し込みしてみましたけども、我々が毎回毎回町民ね、何十人も連れて講習行くわけじゃないんですよ。そういうのを考えれば、その捕獲技術を向上したり、捕獲技術を皆さんに共有していくような専門員の方々を育てなくちゃいけない、それも1人じゃなく、2人、3人と私は必要だと思うんですよ。

で、なおかつ、やっぱり私考えるに、そういう人たちはチームを組んで、専門員だからといって、その人に丸任せするんじゃない、チームで検討しながら、例えば今日3人だったら、2人は今日、区外で調査してみようかとか、1人は残って情報収集しようかとか、そういうチームを組んで対策にあたるような予算の使い方をしたほうが、私はいいと思いますが、町側はどのようにお考えでしょう。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 専門的人材の配置ということですが、それについては、この被害防止対策に有効な手段ですし、進めていきたいというふうに思いますが、財源の関係もありますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その財源ですけど、今回も有害鳥獣に対しては大幅な予算増となったと、私は認識しておりますが、やはり財源、そのための我々の、要は税金だと思うんですよ。個人

的には、答弁にも説明ありましたが、自分の農地は自分で守る、これ当たり前といったら当たり前なんですけど、なかなかこの町は、少子高齢化で年配の方々がいっぱいいらっしやって、守りたくてもなかなか守れない、結局もう諦めて農家をやめていく人もだいぶ出ていると私は聞いております。

やはりそういった意味でも、財源、その費用対効果というのは、私は大きくなると私は予想します。そういう意味でも、スピード感をもったといいますか、やっぱり方向性を早く見出してやるべきだと思いますので、ぜひそれはご検討いただきたいと思います。

その、じゃあどんな人、鳥獣対策専門員として探さなくちゃいけないかと、ここに問題がくると思うんですよ。人が必要なのは分かりました。じゃあどうやって、これ地域おこし協力隊みたいな形で呼ぶことはできないんですか、それだけ聞いてみましょう。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この専門員、専門的な人材の配置に地域おこし協力隊は活用できないかということですが、場合によってはできるかと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ですよ、実際それを実施している地域も、確か私はあると認識しております。

ただ、やはり今いる専門員の方も、今年で3年目だと思いましたが、一生懸命頑張ってるんですよ。で、やっこの西会津の風土に関しても理解し、地域の特徴というのもやっとな勉強してきたころだと思いますので、私はこういう人たちは、やっぱり守って、さらに勉強していただいて、有効な捕獲に取り組んでいただきたいと思います。

ただ、先ほど言いましたとおり、1人ではきついと思いますので、次もし地域おこし協力隊で人を呼びたいと、その今頑張ってくれてる方々を助けるような人たちを呼びたい場合も、やはり3年間だけ来てくださいじゃなくて、3年後のことも考えて、そこまでこの町は考えてね、要は有害鳥獣に本腰を入れて取り組んでるんだよと、そういう姿勢が私は大事だと思うんです、人を呼ぶにしても。そこに関しては3年後も含めた対策を考えながら人材募集をするべきだと私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

現在いる鳥獣被害対策専門員についても、財源としては鳥獣被害防止対策リーダー育成事業、それについては、去年までで財源がなくなっていて、今年、来年については、地方創生推進交付金、これ活用して配置するというふうを考えております。

地域おこし協力隊についても3年という期間がございますので、今いる専門員も含めて、その先については、今後やはり考えていかなければいけないというふうを考えております。被害が拡大している状況ですので、来年以降どういうふうに関わっていただくか検討してまいりたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 被害状況が、先ほど申し上げたとおりでございます。喫緊の課題だと思いますので、スピード感をもって、ぜひ取り組んでください。有害鳥獣の質問に関しては以上で終わります。

続きまして、本町における新型コロナウイルスの対策についてであります、昨今、噂

には聞いていたんですけども、町長の声掛けで役場職員の方々も、なるべく町内業者の飲食店を応援してくれと、お昼ご飯等だと思いましたが、それもこういった、今手元に書類があるんですけども、何曜日はこういうお店がやってますよ、何曜日はこういうふうなものを配達しておりますよという用紙までつくって、町内の飲食店を応援している、その皆さんの本当努力に関しては、本当に頭が下がります。本当に。

先ほど町長答弁でもありましたけども、スピード感を私はもってやっていただいていると思っています。なおかつ自分たちのできる限りの努力をされていることに関しては、我々も本当に見習うべきかなと私は思っておりますが、時間がないので一つ、私、引がかかったことがありますして、福島県で外出自粛が出たときだと思いましたが、一番最初は確かいわきのほうでコロナウイルスが発生したと私は憶えているんですけど、それで、福島県全域が、もう自粛ですよ、結局、結果論かもしれませんが、会津では1回もコロナウイルス感染者出なかったんです。これ、私はその福島県を、県知事がね、こういうふうな自粛要請を出しますよとあって、それ右倣えもいいと思うんですけど、会津は会津でそういったものを検討できるような場所はないんでしょうか。

例えばですけども、会津総合開発協議会等の会議があると私は認識をしておりますが、そういったところで、例えば西会津町から声をあげて、大事なことはその自粛のタイミングなんです。先ほどの、ちょっと話逸れますけど、教育長の答弁の中にもありましたけど、学校、西会津町は結構早いうちから再開して、なおかつ分散登校やいろんな対策を打ったことで、私が思っていたより夏休みの短縮期間が少なくて済んだなど、やっぱりあの一瞬の判断だと思うんですよ。そこをやっぱり会津でできないんですかね、それちょっと私は町長だと思うんですけど、そういった話し合いの場とか、提案する場というのはないんでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 おただしの会津総合開発協議会、これ会津の17市町村、入っているわけでありましてけれども、この協議会の目的は、本当に広範囲にわたっているわけでありましてけれども、コロナのこの感染の関係で、これまで協議をしてきたというか、主な活動というのは、いわゆるこの感染症予防対策に係る財源の確保、ここを何か重点的に協議会では、国、県のほうに要望してきた経緯がありますけれども、自粛については、そこまでは、やっぱりこれは国、県の方針に基づいて、それぞれの自治体のいろんな事情があるわけでありまして、会津全域でどうのこうのというところまでは、今までその協議もしたこともありませんし、今後これ第2波が秋口には、ちょっと予想されているわけでありましてけれども、将来に向けて、ちょっとその辺は検討させていただいて、私も役員にはなってますので、機会があればそんな話もちょうと出してみたいとは思いますが、現在まではそういう自粛までの判断は、協議会ではしていないというのが実態でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 自治体ごとに、福島県、国の判断基準を基にというのはよく分かるんですけども、やっぱりその先、1回目で、今回その経済対策等でもお話出ていますとおり、あの自粛で相当な経済の打撃があったのは間違いのないと思います。で、今町長、私、今、一言抜けてましたけども、第2波に備えるということは、今からもう考えなくちゃいけないことで

ありますし、そこに関して、やっぱり国、県が言ったことプラスアルファ、やっぱりもっと一步踏み込んだ検討というのは私必要だと思いますので、今後検討していただくということでございますので、ぜひそこら辺も考慮し、もしくは、せめて議題にはあげていただきたいなと私思いますので、ぜひご検討ください。これに関してはお願いで、私はそれ以上、答弁求めません。

時間もありませんので、最後に、これも町内のある保護者さんからいわれた学校教育課のお話なんですが、修学旅行、沖縄交流、行かせてやりたいんだよなという、ある保護者さんの熱い思いを聞いたんです。お話ではね、極力やる方向だというふうにご答弁いただいたこと、本当に、非常に私も安心しておりますが、それこそ、こういうときのための予算だと思うんですよ。増額してでも何とかして子どもたちに、一生に一度しかない思い出をつくっていただきたい、守っていただきたい、それが我々大人の仕事だと思いますし、そのために知恵を出し合いうことは大事だと思いますので、そこをぜひ、増額してでもやっていただきたいと思いますし、先ほどちょっと明確な答弁がなかったんですけど、沖縄交流に関しても、やはり、もしどうしてもできなかつたら、その次の年なり何なりという対策も考えていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

大宜味村との交流でございますけども、大宜味村との交流、今年度も夏期と冬期に実施をする予定で進んでおりました。しかしながら、このコロナの影響で、沖縄においても感染者数が現在142名、死者が7名出て、福島県81名ですので、沖縄県としても来訪の自粛を呼びかけてるというような状況でございます。

大宜味村の教育委員会とは随時連絡を取りまして、いろいろと協議をさせてきていただいておりますけども、現状においては、6月中旬には協議結果を出したいとは思いますが、現状、すごくやはり厳しいのかなというふうには認識してございます。

ただ、今議員おっしゃいましたように、今年度該当する学年が小学校6年生になりますけども、実施できないということであれば、ちょっとやはり非常に残念だということで、検討の中で、来年度、中学生にはなりますけども、来年度の対象を2学年にして実施できないかという部分については、今後検討、十分にしていきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ子どもたちの目線に立って、検討よろしく願いいたします。

また、お願いが一つ大事なことを忘れてましたけど、何ととっても、やはり命を守ることが大事だと思いますので、本当に見たこともない未曾有の災害ではございますが、皆さん一致団結して町民の生命と財産を守っていただきたいと思っております。

これをもって質問を終了します。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。このたび、にわかには新型コロナウイルス感染症の拡大が世界を脅威に陥れ、人類の健康上において命を奪われる恐ろしいものとなっているだけでなく、政治や経済の活動を阻害するなど、社会に大きな深刻を与えることとなりました。新型コロナウイルスに効く新薬、またワクチンが存在しない以上、コロナウイルスの感染

の根絶は難しいだろうといわれております。今から 100 年前にスペイン風邪が発生した新型インフルエンザで約 4 千万の方が亡くなられたと記されております。願わくば、せめて患者数を出さないこと。医療の崩壊が起きないことを念じ、そのためには人と人との接触を抑制することが重要と考えられております。

最近になって緊急事態宣言が解除されたことから、今次の一般質問をしておりますので、伺ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染防止対策についてであります。2 点ほど伺います。

1 点目は、緊急事態宣言が解除されましたが、町内の経済活動の回復等を今後どのように行っていくのか、町の所見をお願いいたします。

2 点目は、町民の方には、西会津には感染の恐れはないと話す方もおられますが、町はどのように認識し、またどのように対処するのかお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 5 番、猪俣常三議員の新型コロナウイルス感染防止対策についてのご質問のうち、町内の経済活動の回復等についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、国は 4 月 16 日に緊急事態宣言を全国に拡大しました。その後、福島県を含む 39 県については、5 月 14 日に宣言が解除されましたが、この間の休業要請や外出自粛などの制限により、住民生活や経済へ与えた影響は深刻なものがあります。

本町におきましても、緊急事態宣言の期間中、飲食店などを中心に売り上げが大幅に減少するなど、町内経済が大きく後退したところであり、今後その回復に向けての方策が大きな課題であると認識しております。

一方で、緊急事態宣言の解除以降も新型コロナウイルス感染拡大の懸念はまだまだ払拭されておらず、事業活動や住民生活においては、三つの密を避けるなど感染症防止対策を徹底する新しい生活様式が求められています。こうした中、住民生活や経済活動につきましては、長期間にわたって段階的な回復を図っていかざるを得ないものと認識しております。

町といたしましては、4 番、秦貞継議員にお答えしたとおり、町独自の緊急経済対策を速やかに実施するとともに、今後につきましても、国や県の対策等を十分に注視しながら、必要な支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症の町民の方への対応についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのような発言については、町として承知しておりませんが、会津地方からは今日まで感染者は発生していない状況であります。

しかし、いつ、どこで感染者が発生するか分からない状況の中で、町では町民の皆さんに正しい感染予防のための行動を取っていただくため、国や県からの正確な情報を遅滞なくお伝えしてきたところであり、多くの町民の皆さんにご理解とご協力をいただいた結果、これまで感染者が発生していない状況であると認識をしております。

今後も、町内への感染を防止するためには、国や県、町の対策に加え、町民の皆さんお

一人お一人の、感染しない、感染させないための行動が重要であることから、引き続きケーブルテレビやチラシ、広報紙などにより新しい生活様式や感染予防のための情報を繰り返し周知し、町内への感染防止と感染の拡大防止に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 新型コロナウイルスの防止対策について、本町のこれからの経済活動回復、そういったところがこれから危惧されてくるわけであります。その中で、緊急事態宣言が発せられて、ようやく町の景気が落ち込んでいた状態を、底上げしていく状態で町の支援策が示されたということは、先ほど町長からのご説明で分かりました。

ただ、これが併行して行っていく際に、まず一番懸念することが一つございます。緊急事態宣言が解除されて、町民の皆さんが、並びに事業者の皆さんというのは、今、不便な生活様式に対応しながら今日に至っております。新型コロナウイルスは完全になくなったとは言えない中なんですけれども、コロナ対策を取りつつ町内の経済の活性化を進めていくとすれば、県域のほうからの人々の往来を危惧するところがあります。このところがどう対処していくのか、適切な対応を伺ってみたいと思いますので、お示しただけたら。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問にお答えをいたします。

全国において緊急事態宣言が解除されたことに伴いまして、国及び福島県においては、外出の自粛基準の見直しをしたところでございます。これによりまして、6月1日から6月18日までの間につきましては、5月25日に緊急事態宣言が解除されました東京を含め関東圏と北海道の五つの都道府県との不要不急の往来はできるだけ控えるということが、6月1日から18日までの間の対応であります。観光につきましては、県外からの観光客の呼び込みを控える期間として、同じく6月18日までの対応となっております。

6月19日からにつきましては、県をまたぐ移動につきましては、基本的に自粛の解除がなされるということでもあります。また観光面におきましても、県外からの観光客の呼び込みが6月19日以降は可能になるというような取り扱いになっておりまして、町でも、過日行いました町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、国や県の基準に準じまして同じような対応をしていくと決定したところでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでなんですけれども、例えば経済の活性化に向けて、今まで以上に対策を緩めた場合、町内に新型コロナウイルスに感染した方が確認されたと、報告されたときに、どのようなことが想定されますか、伺います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問にお答えをいたします。

町内における感染者が確認された場合につきましては、これまでも議会などでもご答弁申し上げましたとおり、感染された方につきましては、県内の指定医療機関のほうに入院をしていただくようなこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その際、学校や、あるいは介護施設、あるいはこども園等の方々、あるいは

会社も入るのかな、再開はしております。それが先ほど町長もいわれたように、第2波のコロナウイルスが広まるといようなことになった場合、そこに従事されている方々が自宅に帰るといわけにはいかないとは私は想定するんですけども。

○議長 猪俣議員、町内の経済活動の回復の、議員の通告からすると、それてきているように感じしますので、適切な質問をお願いします。

○猪俣常三 今、2番目の、西会津町に感染しないということがあったことがあったので、もし感染した場合のことの、話を今関連してお尋ねしているところです。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問にお答えをいたします。

まず感染された方につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、指定医療機関のほうに入院になるかと思えます。その際に、その周囲で感染者と濃厚接触者といわれる方の対応ということでお答えをいたしますが、まず濃厚接触の段階においては、まだ感染者ではないということで、通常の生活をしていただくこととなります。ただし、濃厚接触者である方が何らかの発熱だとか、そういった症状がある場合は、初めてそこでPCR検査を受けることとなりますので、PCR検査を受けて陽性であれば入院になりますし、陰性であれば引き続き自宅のほうで生活をしていただくということになってございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その対策は考えておられるということでありまして、要は従業員さんというのは、従事者というか、あるいは職員さんというか、いらっしゃる、会社員の方もいらっしゃる。そういう方が自宅というわけにもいかないことは想定されるのではないかと私は思うんですが、そういう場合に、この西会津町にホテルなり、あるいは旅館なり、そういったところの施設というのが想定されたことがあるとすれば、そういう場所に安全性を、身を寄せるというような対策は考えられたことはあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、感染者以外、濃厚接触者の段階では、まだそういった医療機関であるとか、ホテルとか、そういったところに収容するということは現在ございません。繰り返しの答弁になりますが、濃厚接触者だけではなくて、濃厚接触者の方が発熱などの症状があった場合、そこで初めてPCR検査を行いまして、その結果によって医療機関への入院、あるいは県が準備した、軽症者であればホテルへ入所、そういった対応になりますので、疑いの患者さんについて、別でそういった施設を準備しているということは現在のところございません。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、PCR検査を実施することができればということなんですけども、実際、今、不安だといった際に、少しでも不安を取り除くことができるのであったら受けることが、その前にできるのかどうかをお尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問にお答えをいたします。

症状がない場合のPCR検査については、現在検査は実施できないというふうになって
ございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、無症状でも感染していることがあるという事例が出ております。
このことの心配がされます。抗体検査を希望される場合に、受けられることが一番よいん
ですけれども、この町の考えはあるのかないのかをお尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問にお答えいたします。

無症状の方のPCR検査につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、現在実
施できるものではないというふうになってございます。検査全般につきましては、町の考
えではなくて医師の判断になりますので、ご了解をいただきたいと思ひます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 医師の判断、当然この今の事例で、抗体ができていれば一旦陽性があっても、
その新型コロナウイルスを跳ね返すという効力は持っているという話は聞いてはいるんですが、
もしこの抗体が陽性であった場合に、どうしても不安なんだということから検査が受けら
れないかという意味なんだそうです。そこでお尋ねするわけなんで、再度お尋ねします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、新型コロナウイルスにつきましては国の指定感染症の指定を受けた疾
病でございますので、法律に基づいた検査体制で実施していると認識しておりますので、
ご理解をお願いいたします。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容はちょっと分かりました。いろいろと同僚議員が、いろいろ質問されて
いるものとダブるところがございますけれども、それらについては慎みたいと思ひます。

一つだけお聞きしたいと思ひます。先の見えない新型コロナウイルスの感染症に対して、
今般、町の独自の支援策をもって対応してるということで、先ほど町長のほうからのお答
えをいただいております。そのコロナ対策が長引いた場合、町の支援策の延長も考えな
くはないと思うんでありますが、町の考えをお伺いしておきます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

経済対策の部分についてお答えをさせていただきたいと思ひます。当然、今次実施して
おります緊急経済対策につきましては、緊急的な対策でございます。しかるに、今後の回
復に向けては、やはり引き続き持続的な回復が図られるような対策を講じていかなければ
ならないと考えておりますので、また新たな経済対策につきましては、現在検討している
ところがございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容的に私も理解のできるころはございます。ただ、1点だけ、この新型
コロナウイルスで一番弱い方がどうなるのかといったときに、感染者が出て一番困るの
ではないかという気がしているのは、障害者のお子さまが一番影響を受けるのではないかと

いうふうに考えているんですね。その際に、町はどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。そここのところをお示しいただければ。

○議長 猪俣議員に申し上げます。通告の(1)(2)がありますけど、その中の何に絞ってご質問されるのか、もう一度お願いします。そして分かりやすく質問をお願いします。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の今心配したのは、この町には絶対に感染することはないといった場合、もし感染した際に、感染したところで、その子どもさんをみている保護者とか、そういう方が大事なお子さんをみるできないということが想定されるのではないかと、そういった場合にどのようにこの子どもさんを支援できるのか、そここのところをお尋ねしてるわけです。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えしたいと思います。

もし障害者が家庭の中にいらっしゃって、その中でその障害者の方を養護しているご家族がこの新型コロナウイルスに感染した場合について、その感染したご家族については病院での入院加療になるかと思いますが、そのときに残された障害者の方の養護についてというご質問かと思いますが、基本的には、その方が子どもさんであれば、児童相談所のほうで施設入所なり、その方の生活全般にわたって支援をするというふうなことになるので、ご安心をいただければというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町が取り組んでいる方針は、とにかくこの町から感染者は出さないということで、非常に強い決意を持って対応されていることに対して敬意を表しているところがあります。今、起きないことが私は一番願ってるところなので、ぜひとも今現在、対策を進めていただければありがたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。8番、伊藤一男です。

私は今次定例会において大きく2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから質問をいたします。

まず大きな1点目として、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が全国的に解除されたものの、現在、本町においても町民生活や町内経済に深刻な影響があることから、町の対応について伺います。

まず一つ目として、今年度の実施予定である公共工事に影響はないのか。

二つ目として、商工業への影響と、その町の支援についてであります。

次の質問については、小中学校の取り組みについてであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休校の長期化により、学習面などの遅れが心配されるところであります。このようなことから、学校では感染予防を含めどのような取り組みをされるのか伺います。

まず一つ目として、これまでの休校により遅れた学習面についてはどのように取り組み

をされるのか。

二つ目は、感染予防の取り組みは。

三つ目として、中学校の部活動の大会はどうなるのか。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 8番、伊藤一男議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症の公共工事への影響について、お答えいたします。

はじめに、町内における新型コロナウイルス感染症の公共工事への影響につきましては、緊急事態宣言前後に、町建設業組合に対し聞き取り調査を行なった結果、大きな遅延を招くような状態に陥ったことはなく、全体的に工程どおり進捗しているとの回答を得たところであります。また、福島県建設業協会が会員企業に対して行った同様の調査におきましても、現在では大きな影響は出ていないと報道されております。

ご質問の今年度に計画している公共事業への影響につきましては、全国的には建築業界におきまして、一時期メーカーの生産が滞る状態に陥ったことから、建築資材、特に水回り品でございますが、の供給に遅れがあったものの、現在では改善方向に向かっており、町で計画している公共事業に及ぼす影響はないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 8番、伊藤一男議員の新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてのご質問うち、商工業への影響と町の支援策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本町においても町民生活や町内経済に大きな影響を受けたところでもあります。町といたしましては、この間、町内経済への影響に関して、町商工会や町内金融機関、町工業会等へ聞き取りを行ってまいりました。

その状況についてであります。商工業につきましては、国の緊急事態宣言に伴う休業の要請や外出の自粛要請、取引先との関係、消費の落ち込みなどにより、飲食業や観光業、小売業や製造業の一部に大きな影響が見受けられたところでもあります。

一方、建設業や建築業につきましては、一部で原材料の調達の遅れがあったものの、直接的な影響はほとんどないものと見込んでおります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症につきましては、第2波の感染拡大も懸念されている上、経済への影響が長期化するとの見方もあることから、今後も予断を許さない状況が続くものと認識しております。

町の支援策についてであります。4番、秦貞継議員及び5番、猪俣常三議員にお答えしたとおりであります。町としましても独自の緊急経済対策事業を速やかに実施するとともに、町商工会と連携しながら、国・県の支援策の周知を図ってきたところでもあります。今後につきましても、国や県の対策を十分注視しながら、必要な支援策を全力をもって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 8番、伊藤一男議員のご質問のうち、小中学校の取り組みにつきましてお答えいたします。

はじめに、1点目の臨時休業により遅れた学習面での取り組みであります。3番、小林議員にご答弁いたしましたとおり、学校では1学期に行う予定であった行事等の精選や夏休み期間を短縮するなどの措置を講じながら、授業時間を確保する考えであります。また、小学校4年生から6年生、中学生においては、学習用タブレットによるオンライン学習を有効に活用し、家庭学習と授業を連動させた新たな指導形態により、学習を進めていく考えであります。

次に、2点目の感染予防の取り組みであります。4番、秦議員にご答弁いたしましたとおり、文部科学省が示した学校の新しい生活様式に基づく衛生管理マニュアルにより対応していくこととしております。町教育委員会としましては、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、具体的な活動場面ごとに感染症予防対策を行う学校を支援してまいります。

最後に、中学校の部活動についてであります。全国及び東北、県での中学校体育大会・夏季競技においては、集団による感染症の拡大防止を図る観点から、4月下旬に中学校体育連盟より大会を中止とする決定がなされたところであります。なお、会津大会は、開催の可否について6月中旬ごろに決定する予定となっておりますので、町教育委員会としましては、その判断を見守っているところであります。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、それぞれ答弁いただきましたので、これから順次再質問をしたいと思います。まず、今年度の実施予定である町の公共工事については、ほとんど影響はないというようなことで、本当によかったなと思います。

その中で、資材や人件費等のそういう高騰なんかは、まだ考えられないというか、そういう情報はないということでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

人件費ですとか資材等の高騰というようなことでございますが、現時点ではそのような情報は入手しておりません。また、業者のほうからもそういった相談も今のところはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうことで、建設業や建築業について、本当にコロナ禍の影響はなかったということで、本当によかったなと思っております。

続いて、商工業への影響と町の支援策についての再質問であります。国、県、町のいろんな経済緊急対策があるわけでありましたが、その説明会は商工会、工業会、町でもホームページやいろんなところで説明をしているというようなことであります。これは一堂に会して説明会とか、そういうことはなかったのか。また、考えてはいないのか。その点について伺います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

緊急経済対策についての説明会に関しましては、これまで開催をしてきてはおりませんでした。その理由といたしましては、まず迅速に情報をお伝えすること、そしてまたそう

いった会合につきましても、この間、その開催について自肅が求められていたということもございまして、会合等は開催しておりませんでした。各団体の長を通じて会員の皆さんにこの制度の内容が行き渡るようお願いをしてきたところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町の独自の支援策についても同様だということですね、国、県等のあれと同じだということですね。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 おただしのとおり、町の独自の支援策につきましても、先ほど申し上げました方法により啓発を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういう中で、商工業者の皆さん、個人、事業者の皆さんで、そういう申請の仕方が分からないとか、そういうようなことは役場の担当課には問い合わせ、そういったものはなかったのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

国、県の支援制度、そして町の独自の支援制度、両方についてということでもよろしかったでしょうか。これについては、やはりいくつか問い合わせはございました。それにつきまして窓口では問い合わせのあった事業者の方に、その手続きの方法についてご説明を申し上げてきたところでございます。

また、町商工会におかれましても、これら各種支援制度の申請手続きについて、説明、そして、あるいはその申請のお手伝い、そういったことにご協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この申請なんです、申請受け付けるのは、例えば町の支援策だけでもいいんですが、これは町の商工会なのか、それとも町の商工観光課の担当なのか、どちらでもいいのか、その辺については。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町商工会、町商工観光課どちらでも申請の相談受け付けが対応できるよう、現在取り組んでいるところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 その中で、県の協力金の対象といたしますか、県で自肅制限をして休業を要請した、そういう事業者への支援というのがありますよね。これ県のほうは10万なんです、町のほうも上積みで10万というようなことでありますが、これは県のそういう申請受け付けがないと、町のほうの受け付けもできないということなんですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

県の感染症防止の協力金に対しての町の上乗せの支援でございますけれども、これはその対象の事業者であれば、県に申請をしたかどうかにかかわらず、町のほうに申請をいただければ所定の金額を支援するという内容になってございます。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この県の協力金に準じた町の支援というのは、一応60件、見込みの件数だと思うんですが、60になっていますが、その下の町の経済対策で県の協力金にはまらなかった事業者に対しては5万円というところがあるんですが、これは190件という見込みなんです、この辺の県の60というその対象見込みというのはどのような算出と申しますか、仕方であったのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず休業の要請の対象になっている事業者の算出の方法ですが、県で定めるその休業等の要請の事業の業種というのは決まっております、それに当てはまる事業者が西会津の町内でどれくらいいるか、これは商工会の会員名簿、そのほかに商工会に入っておられない事業者の方についても拾い出しをいたしまして、その中で当てはまる事業者がどのくらいいるかということ、1件ずつ当てはまるか、当てはまらないかということ、これを調べまして、その積み上げをしまして、おおむね60件というような数字を出したところでございます。

○伊藤一男 それでは、県の協力金を得られなかった人が。

○議長 伊藤議員、挙手をして。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 県の協力金の申請を受けられなかった方で、町で休業した方に5万円というのがあるんですが、これについては休業に関しての制約とか、そういう難しいような基準みたいなのは別に設けていないという、ただその休業したという何かあれば、それでいいのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町の独自の休業等に対しての協力金でございますが、要綱上は休業をした期間、営業時間短縮をした期間で、それを証明する書類を付けていただくというようなことが規定をさせていただきます。

また、その対象の事業者につきましては、県のほうで、休業の要請はしないけれども、感染症の予防対策等の協力をしてくれという事業者の一覧がございます。すなわち、県で定めているその事業者の一覧のうち、県の協力金が支給されない方、される方というのがございまして、そのうちその支給されない部分について、町で独自の5万円の措置をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この申請と申しますか、今のところこういうのはかなり申請は、町のほうとか商工会では来てるのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

申請の受け付けを6月1日から開始したばかりでございますが、現在数件、申請をいただいているところでございます。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　次に、今回の新型コロナ禍によって、町内の企業、いろんな雇用関係についても、経済的にもあれなんでしょうけれども、相当雇用についても悪化してるんじゃないのかなというふうに思いますが、その辺の把握はされていたら、把握の部分でよろしいのでお答えください。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

この間、主だった企業や経済団体のほうに雇用の関係についてもお伺いしたところでございます。一部の企業においては人員の整理をある程度行ったという話も聞いてございます。そういったことで、詳しいところまではここで申し上げる段階ではございませんけれども、そういった状況にあるということでご認識をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　我々、今回のこのコロナ禍によって相当経済的に、雇用的にかなり不安定というか、そういうところの話はかなり、一般的には聞いております。かなり今までの西会津町の状況の中で、これほど厳しいような経済状況、雇用状況というのはなかったのではないのかというふうに思っております。

そういう中で、やっぱりそういう経済対策といいますか、そういう人たちのために、やはり雇用というか、町が仕事を見つけてといいますか、そういうことで、企業が休業しているために仕事を休んでいる。また生産調整のために仕事を休んでいる。そういう人たちのために、やはり町が仕事をつくって、少しでもそういう町民の方々に収入を得てもらい、そういうようなこともこれから考えていかなければならないんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

雇用対策への考え方でございますが、現在のところは商工観光課内に無料職業相談所を開設をいたしまして、情報提供に努めているところでございますが、今後、働く場を失った町民の皆さんに対し、どのような支援ができるのか、しっかりと町内の経済団体等と意見交換をしながら、その対策に向けて取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　町内のやっぱり状況というのが、やっぱり正確に把握していただく必要があるんじゃないのかと、これから本当に今、先ほども言いましたけれど、休業によって、それはいろんな国の雇用調整交付金とか、いろいろあるかもしれませんが、町独自で、やはりいろんな対策を講じて、町民の方々に少しでも収入を得てもらい、そういうことも、やはり町の私は一つの対策であろうというふうに思っておりますので、その点について町長、

もう一回ご答弁いただけますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でございますけども、町はこれまで4月30日、それから5月1日、5月25日、それから6月5日に各町内の各企業、事業者等の、いわゆる現在の状況について聞き取り調査、あるいは実際に調査をさせて、あるいは代表者の方からいろんな話を聞いて、今日の、いわゆる状況を把握をしているところでございます。

その中で、確かに大変な状況になって、いわゆる人員を整理した会社も、企業もありますけれども、ただこの人員整理された方を行政がどこまで支援できるか、今現在こういう状況になってますけど、このコロナ感染症の影響がこれからどこまで続くのか、いろんな話の中で、どうも先が見えない、先が見えないことで大変企業の皆さんは、非常に困っているというか、これまでなんとか頑張ってきたけど、これからこんな状況が続くようになれば、またさらにもっともっと悪い状況になってくるというような話でございまして、そういう中で、じゃあどういふ支援策ができるかというふうになると、これは企業独自の対応の仕方もありますし、これは町単独だけではできませんし、国の支援、あるいは県の支援、いろんな支援を考えないといけないわけでもありますけども、町の支援としては、これ非常に財源的な問題もございまして、なんとか雇用を救うことができないのかというふうな話もありますけれども、これは非常にそう簡単に結論は出せる問題ではないなというふうに思いますけれども、これについては、今後関係機関と、もちろん企業の意向も聞きながら、ちょっと判断をしないとイケないのかなというふうに思っております。

早くこのコロナ感染症が終息することを願うわけでもありますけれども、本当に今の状況は、今なんとか皆さん踏ん張ってますけども、これからこんな状況が続くと本当に大変な状況になってしまうということで、お互いに情報交換をしながら、これからお互いに知恵を出していきましょうということには今しておりますので、なかなか予想が非常に難しい状況にあるわけでございますので、現時点でお答えできるのはこの辺までかなというふうに思っておりますので、ひとつそういう事情をご理解いただきたいなと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、町長答弁いただきました。私は今回のいろんな経済対策について、評価しながら、だいたいそういう町民の方々のために何とかできないかというようなことで、今お話を申し上げました。そういう中で、これからいろんなところと話し合いながら検討していくというようなこともあると思いますので、これから期待していきたいと思っております。

それでは、次の学校関係のほうに移りたいと思っております。学校関係につきましては、先ほど同僚議員からいろいろ答弁ありましたので、その点は省略して、最後に部活についての取り組み方というところで、会津大会となっておりますが、これは耶麻大会も会津大会も、会津のほうで決めるということなんでしょうか。よく耶麻大会というのが喜多方方でやって、そこで勝ち上がって会津大会というのがあるんですが、その辺についてはどのように。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、そういった形で耶麻大会を開催する競技もございまして、今は

ご承知のとおり生徒数の減少、部活数の減少によりまして、会津大会一本というような形になっている競技が多ございます。そういったことで、耶麻大会につきましては、一番最初に陸上の部分が判断されたわけですが、これはもう会津一本ということで耶麻大会は開催しないで、会津大会一本というような判断がされたところでございます。ほかの競技につきましては、基本的には6月に従来ですと耶麻大会だったり、会津大会が開催されていたわけですが、基本的には会津大会を延期しているというような、今のところの状態でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ぜひ中学3年生につきましては、最終学年ということで、この後の中学大会というのはありませんので、ぜひそういうところ、いろんなところで大会のやることを言っていたきたいと思います。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

町におきましても、校長会議の中で、中学校の校長先生からもいろいろ情報をお聞きしているわけではございますが、福島県全体としまして、まずは七つの方部ごとに地区大会があるわけではございますが、漏れ聞こえてくるところによりまして、ほかの地区ではもう開催できないということで開催を断念した地区もございます。

そういった中で、会津からは今のところ感染者が出ておりませんので、前向きに会津地区においては延期ということをしながらか検討を続けているところでございますが、一方で、その各競技の中には、屋外でできる競技だけではございません。屋内で、しかもお互いに組み合った状態で実施するような競技もありますところから、そういったことで一部の競技だけでいいのか、また全体の競技として対応すべきなのか、そういったことまで検討はされているというふうに漏れ聞こえてきているところでございます。

いずれにしても、西会津中学校といたしましては、大会の有無に関係なく、最後まで充実した活動ができるように、チームメイトだったり、あとは下級生、1、2年生との3年生とのつながりだったりということで、そういった指導をしていくように、現在取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これで私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(14時39分)

○議長 再開します。(15時00分)

7番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。7番、小柴敬であります。

新年度に入り、町では新型コロナウイルス感染予防対策に全力を注いできました。緊急事態宣言も5月25日に解除され、他町村に先駆けた全戸にマスク、商品券配布等をするなど、町独自の対策を取ってまいっております。今後は感染防止対策を取りながら、町経済の活性化に取り組んでいかなければいけません。

その中であって、公共事業は町内企業にとって重要な収入源であり、実施計画の進捗状況について今次定例会に一般質問をさせていただきます。

まず、小規模多機能型居宅介護施設についてであります。実施設計に対し、3月議会において安全対策等に対して要望がありましたが、介護事業所、あるいは介護従事者の意見は取り入れたのか。

次に、建設工事の入札等はいつごろ予定をしているのか。

次に、工事請負における町内事業者の参入についての町の考えをお伺いします。

次に、施設完成後の供用開始に向けた運用計画についてお伺いをいたします。内容的には、収容人員、介護職員、委託先の選定などであります。

2点目としまして、公共事業の進捗状況及び今後の予定についてであります。今次予定しております上原西6号線流雪溝設置工事について、測量設計及び入札に関しての今後の予定は。また、完成予定はいつごろを見込んでいるのか。

次に、橋梁補修工事については、現在、幸平橋が工事中であります。牧橋の改修も計画しておりますが、今回のコロナウイルスによる今後の予定に影響があるのかを伺います。

以上、町側の答弁よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴議員の小規模多機能型居宅介護施設についてのご質問にお答をいたします。

まず、3月議会の要望に対する安全対策であります。3月議会においてご指摘をいただきました安全対策等について、町内の介護事業所の職員の方に平面図等を示し、ご意見をいただきました。このご意見を基に今回の実施設計に反映した主な内容としては、居室の感染症対策に係る建具の取り付け、浴槽の1人槽への変更、まきストーブに安全柵を設置することとしました。また、職員の事務室と台所スペースを広く確保し、休憩室と職員用トイレを新たに設けるなど、介護従事者等の意見を反映したものとなっております。

次に、供用開始に向けた運用計画についてのご質問であります。まず、利用定員につきましては、開設当初は登録定員を25人とし、通所の利用定員を15人、泊まりの利用定員を6人で予定しております。しかし、供用開始後、利用者の状況に応じては、最大29人の範囲内で登録定員の変更を検討してまいります。

次に、介護職員につきましては、管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員など人員の配置基準により、常勤職員だけでなくパート職員などを含め、常勤換算で14人程度の職員配置を想定しております。なお、運営の委託先の選定につきましては、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等に基づき、選定作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、施設整備工事の入札会についてのご質問であります。指名競争入札により、6月16日に執行する予定であります。また、町内事業者の参入についての町の考え方でありますが、町としましては、町内で調達できるものや施工できるものについては、町内業者に発注することを基本としております。この基本的な考え方の下、当該工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分離し、それぞれ町内業者を対象に指名競争入札により行うこととしたところであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 7番、小柴敬議員のご質問のうち、上原西6号線ほか流雪溝整備事業及び、新型コロナウイルスによる今後の公共事業への影響について、お答えいたします。

はじめに、当該流雪溝整備事業は、国土交通省・道路局所管の防災・安全交付金により実施することとしており、本年4月1日付で本事業における本年度分の補助金の交付が決定されましたことから、すでに測量設計業務を発注し、事業の進捗を図っている状況であります。

今後は、現在契約履行中の測量設計業務委託が完了次第、速やかに流雪溝整備工事の発注を行う予定で、本年度分の工事は、降雪前までに完成させることとしております。

次に、流雪溝整備事業全体の完成予定であります。本年度におきましては要望額に対して、半分強の交付決定にとどまってしまったことから、本事業を令和2年度、3年度の2カ年で実施し、令和3年度の降雪前までの供用開始を目指してまいります。

最後に、新型コロナウイルスが及ぼす今後の公共事業への影響についてであります。全国的には一時期建築資材の入手に遅れがあったものの、現在では改善方向に向かっており、本年度に町で計画している公共事業に影響はないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは順次再質問をさせていただきます。まず、小規模多機能型居宅介護施設のほうであります。3月の全協で説明を受けたプラスアルファとして、いろいろなことが改善されているように考えております。

しかしながら、この中の建設工事、早速6月16日入札会ということですが、以前の議会中における同僚議員の質問で、以前この施設がシロアリの修繕を行っているというようなことでしたが、それら解体というか、一部事業を再開した段階で、それらの被害等があった場合においては、この建設工事について影響等は考えられるかどうか、お伺い1点します。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

旧奥川保育所施設の躯体の関係のご質問ですので、私のほうから答弁させていただきます。この施設を改修により工事を計画する際に、シロアリによる防除工事を1度施しているというふうな情報をいただきまして、実施設計の管理者に点検をしていただいたところ。床下を点検口によって目視で点検いたしましたところ、現時点ではそういったシロアリによって躯体に影響を及ぼしている箇所はございませんでしたので、当初の設計どおり工事が施行できるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それは少々安心をしたところであります。

それで、町内の事業者に対する発注、これも現在コロナウイルス禍、大手の事業所じゃなくて町内に発注していただけるということですので、しっかりと事業者、今後入札会にぜひ参加していただいて、この建築に携わっていただきたいと思っております。

それで施設完成後の供用開始に向けたということですが、今現在の奥川地区における利用予定人員というものは何人ぐらいなのでしょう。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

奥川地区におけるこの施設の想定できる人員というご質問でございますが、3月議会でもご答弁申し上げました数字で申し上げますと、2月1日現在の数字で26人の方が、奥川地区で在宅において、この施設で提供するサービスを利用しているといったところで町のほうでは把握してございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それに関連することですが、今現在その26人の方というのは、今、町が指定管理を行っている事業所及び民間の事業所、それぞれに通所なり通いをしていらっしゃると思うんですが、その割合等はどのような状況になっておるのか、1点お伺いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

その26人の方が利用されている事業所でございますが、町内には社会福祉法人、二つの法人が介護保険のサービスを提供してございます。奥川地区の26人につきましては、全て同一の事業所での利用となっております。

なお、一つの事業所につきましては、小規模多機能型の居宅介護施設と、あとグループホームの運用を行っておりますが、そちらの事業所につきましては、奥川地区の利用はないということで把握してございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ということでありますと、今回の指定管理に向けた動きと申しますと、恐らくその人たちが現在通所しているところに選定されるのかなというような予想にはなりますけれども、その準備に向けた計画ということでお伺いをしましたけれども、日程的な示されること、今現在どのような計画でそれを進捗させていく予定なんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではお答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、この委託先につきましては、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例、町の条例によりましてこれから手続きを進めていくこととなります。町のほうで公募、非公募を含めてこれから検討に入りまして、候補者の選定を行っていくこととなります。その候補者が町のほうで決定いたしましたら、次の段階で議会での承認をいただきながら指定管理者を指定していきたいというふうに考えてございます。

なお、スケジュールにつきましては、できる限り来年4月の開所に向けてスピード感を持って指定していきたいというふうに考えてございますので、可能な限り早め早めの事務処理を進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で、職員数が今答弁いただきました常勤換算で14人ということでありますが、その常勤換算という内訳について1点お伺いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長　それではお答えいたします。

先ほど答弁申し上げました施設内で配置いたします職員といたしましては、管理者、さらにケアマネジャー、看護師、介護員といった様々な職種がございますが、必ず常勤で勤務しなくてはならない職種がございます。そういった職種を除いて、主に介護員になるのかと思いますが、介護員と、あとは食事を提供するような際の職員といったところでは、地域の方の協力などを得ながらパートタイマー、臨時的な勤務での対応をしてまいりたいということで考えてございます。

なお、その人数の割合につきましては、現在のところこれから指定管理で委託をいたします指定管理者と検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　7番、小柴敬君。

○小柴敬　その中で1点、若干危惧するところでありまして、その指定管理を受けた段階で、当然この奥川のほうに人員配置がされるということでありまして。なおかつ移動的には、今現在、例えばAというところに通っていく人たちがそっくり奥川に戻った。それで奥川でサービスを受けるとなったときに、そのAという企業の職員さんがそっくり14人、そちらのほうに行くというようなことになったときに、そのAのほうの事業所の職員数等について、相当影響する部分があると思うんですが、今後のそういった介護職員の養成というか、どのように町は考えていらっしゃいますか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは職員の人員確保についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

このおよそ14人程度の常勤換算での職員が必要となる新しい施設ができるわけですから、そこで指定管理を受ける法人については、そういった人的な負担が出てまいります。町では、例年行っております介護職員初任者研修ですとか、また町内への様々な施設の開設のお知らせなどをしながら、職員の確保については一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　7番、小柴敬君。

○小柴敬　3月に開所準備ということでありまして、恐らく完成時には我々に対して内覧会等が計画をされていると思っておりますので、そのときまでにしっかりと準備を整えていただきたいと思っております。

質問を変えます。次の上原西6号線でありますけれども、ちょっと残念なことにシーリングがかかってしまったということでありまして、おおむね令和2年度完成を私は予定していましたが、半分強というようなことでもあります。来年の降雪前までには完成したいということでもありますけれども、そういった来年度に向けた要望とか、そういったものに対して町はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

来年の事業ということでございますけれども、令和3年度に入りまして速やかに交付申請をあげまして、内示が出ましたらば、また作業に取り組むという段取りを考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 そのようにしっかりと対応をよろしくお願いします。随分とその地区の方々は流雪溝完成を楽しみにしておりましたので、ぜひ早期に完成できるように対応をお願いします。

次に橋りょう工事についてであります。今、橋りょうの修繕についてはおおむね3年で2橋というような町の計画があるようでありまして、今回、繰越明許をされた元年度の1,252万5千円、これは幸平橋ですか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

繰越事業の1,200万ほどの件でございますけれども、議員おっしゃったとおり、現在修繕をしております幸平橋の工事費でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 牧橋の改修の計画もありますけれども、これについてはいつごろを予定しているわけでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在、牧橋につきましては、調査結成委託業務をすでに発注しておりますので、その設計書が仕上がり次第、速やかに発注の手続きを取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 当初申し上げましたとおり、こういった公共事業、町の業者の方々の生活に結びつく大きな事業であります。しっかりと町としても、こういった事業に前向きに、そのシーリング等がなるべくかからないように、今後この令和2年度、公共事業を進めていただきたいと思います。

私の質問これで終わります。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。今定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

また、先ほど来、同僚議員の質問と一部重複するところございますが、なるべく重ならないように質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まずはじめに、テレワークの活用による移住・定住・二地域居住の推進についてお尋ねをいたします。皆さん、すでにご承知のとおり、今年に入ってから新型コロナウイルスという未知のウイルスによって社会全体が大混乱を引き起こし、また、多くの人命が亡くなるという大変深刻な状況が続いております。全国に発令された緊急事態宣言はひとまず解除されたものの、東京においては独自の警戒指針である東京アラートが発令されたりと、いまだに終息への道筋が見えてこないところであります。

また、この新型コロナウイルスの終息いかににかかわらず、今までのような生活様式から新しい生活様式への転換、取り組みが提言され、推奨されているところであります。この新しい生活様式に合わせて、首都圏では仕事のあり方も少しずつ変化しているようであります。

新型コロナウイルス対策の一つとして、テレワーク、在宅勤務による仕事の取り組みが進んでいるようであります。首都圏では働き方改革と相まって、新型コロナウイルス対策中での生活、仕事をする上で、多くの人々がテレワークやリモートでの作業、会議等々が一気に進んだように感じます。

今まで可能性は認識していたものの、なかなか踏み出せなかったことが、いざやってみれば以外と多くの人々が、多くのことが可能なのだと、できるんだと気が付いたはずであります。

一方、先ほど町長のご答弁にもありましたが、まち・ひと・しごと創生本部の調査では、都会で働く約半数の方が密集した都会での生活を避け、地方暮らしに関心を寄せているということであります。混雑した満員電車で揺られながら通勤しないで済む、在宅で仕事ができる環境が整えば、首都圏で生活するメリット感が薄れてまいります。憧れていた自然豊かな田舎暮らしが今まで以上に現実味を帯びてくるものと考えます。

本町には、素晴らしい自然環境があり、首都圏と変わらぬICT環境もあります。また、距離的にも、移動時間的にも首都圏との往来に、そんなに負担となるものではありません。この機を逃すことなく、テレワークの可能性を十分に周知することと併せて、本町の優位性、魅力を最大限アピールして、移住・定住・二地域居住の推進を図るべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、住宅用火災警報器の設置推進についてお尋ねをいたします。全国的に、住宅火災により住人が死亡するケースが後を絶たず、その約7割を高齢者が占めております。本町は高齢化率も高く、高齢者の1人暮らしや高齢者のみの世帯も数多くあります。有事の際は、まず身の安全・命を守る行動が最重要となるわけですが、高齢者世帯ではなかなか思うようにならないのが現状であります。

住宅火災にあっては、火災を出さないということが当然一番大切ではありますが、万が一出火の際、いち早く察知できる、危険を知らせるという意味で、住宅用火災警報器は大変有効であります。消防法では、新築住宅はもとより既存住宅においても住宅用火災警報器の設置が義務化されております。本町の現状はどうなっておりますか、次の点についてお尋ねいたします。

一つ目に、本町の住宅用火災警報器の設置率はどの程度なのかお伺いをいたします。

二つ目に、先ほど話したとおり、消防法では全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられております。全ての住宅に設置するための取り組みはどのようなことをしておりますか、お伺いをいたします。

三つ目に、10年以上経過した住宅用火災警報器にあっては、電池等の交換等のメンテナンスするよりも、本体自体の交換が推奨されているようであります。このことについては周知されているのか。また交換の推進はしておりますか、お伺いをいたします。

四つ目に、高齢者や障害者等、世帯等について、設置補助等の考えはないのかお伺いをいたします。

以上の2件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀議員のテレワークの活用による移住・定住・二地域居住推進について

のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、働き方や企業の事業運営に大きな影響を及ぼし、政府が発令した緊急事態宣言によって、移動の自粛が求められた結果、従来のオフィスワークから在宅勤務を中心としたテレワークへの転換が一気に進んだところであります。

具体的には、東京都が5月11日に発表した都内の従業員30人以上の企業の、4月調査のテレワーク導入率は62.7パーセントと、3月調査に比べ2.6倍に大きく上昇していることが明らかになっております。

新型コロナウイルス感染症収束の予測が極めて難しい状況であり、人と人との接触機会を減らすことが求められる現在、ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークに加え、サテライトオフィス勤務、コワーキングスペース利用などは、感染症収束後においても、コスト削減や生産性向上などのメリットから一般的な働き方になっていくものと予測されているところであります。

一方で、議員ご質問のとおり、まち・ひと・しごと創生本部が、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の東京圏在住者の、地方圏での暮らしの意識・行動を把握するため実施したアンケート調査等によりますと、地方暮らしに関心を持つ首都圏在住者は、約5割を占め、若い方の地方暮らしへの関心が高い傾向となっております。

こうした状況を踏まえ、町といたしましては、新型コロナウイルス感染を防ぐため、働き方や企業経営などが見直されている、今こそ好機と捉え、本町のケーブルテレビ、インターネットなどの情報通信基盤を活用したテレワーク環境のさらなる充実をはじめ、自然豊かな環境や風景、古民家などの地域資源の活用、さらに、充実した子育て支援や学校教育、健康寿命延伸の取り組みなど、本町の優位性や、独自の魅力を積極的にアピールし、移住や二地域居住等を、新型コロナウイルス感染症による社会経済変革期における、町の一つの政策として一層推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 9番、多賀剛議員のご質問のうち、住宅用火災警報器の設置推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の住宅用火災警報器の設置率についてのご質問にお答えいたします。現在の設置状況につきましては、西会津消防署が平成30年度から3年間の計画で調査を行っているところであり、調査途中ではありますが、世帯の設置率は、64.5パーセントとのことあります。

次に、2点目の全ての住宅に取り付けるための取り組みについてのご質問であります。町では、町消防団や西会津消防署等の消防関係機関と連携し、町民の皆さんに広報紙やケーブルテレビ、火災予防パレード等で周知を図っているほか、町消防団による共同購入の斡旋及び設置などにより、設置率の向上に努めているところであります。今年共同購入においても、各自治区で取りまとめいただき、合計79基の申し込みがあり、設置したところあります。

また、春秋の火災予防運動においては、西会津消防署及び町消防団による一般家庭防火診断を実施し、本機器を設置することで、火災発生時の死亡リスクが減少することなどを

中心に、各ご家庭に説明するなどしながら、地域の防火意識の高揚を図っているところがあります。

次に、3点目の本機器の交換の推進についてのご質問であります。本機器の設置を定める総務省省令を満たす機器は、耐用年数が10年を目安とするものが多いため、平成21年の共同購入開始当初から、年2回の動作確認の実施と、10年後の更新をお知らせしながら事業を進めてまいりました。また、火災予防運動期間中の各種啓発活動においても更新を呼び掛けてきたところでもあります。

しかしながら、既設の多くが、今後、更新時期を迎えることとなることから、さらに周知を図ってまいりますのでご理解願います。

次に、4点目の高齢者や障害者世帯に対する設置に係る補助等についてのご質問にお答えします。火災予防については、自助の精神により本機器を設置し、自身や家族の命、そして財産を守るため、一人一人が自ら取り組むことが非常に重要であると考えております。

また、本機器の価格相場は、10年前と比べ2分の1程度となり、以前よりは購入しやすい価格となっていることから、町としましては、設置費補助ではなく、購入の手間の軽減や、より安価に購入できる共同購入、消防団による本機器の取り付け支援など、自助による火災予防を側面から支援し、今後も消防関係機関との連携を強化しながら、設置率の向上に取り組み、安全安心なまちづくりを推進してまいりますので、ご理解願います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは再質問に入りますけれども、町長からご答弁いただきました、まずテレワークについて再質問させていただきますが、先ほど1番議員の答弁だったのかな、本町は10数年前からこのテレワークの構想を抱いて、10数年前にテレワークセンターを設置した経緯があります。当時は、いわゆる今ほどデジタルコンテンツが進化していなかった中にもかかわらず、いわゆるそういうのを駆使しながら起業家の育成、あるいはこんな本町のような田舎町でも都会の同じような仕事ができるということで、現在に至っているわけですが、今でこそこのテレワーク、リモート等の言葉を当たり前のように使われますけど、私ね、当時とすれば、そんなこと実際できるのかなと、テレワーク何のこっちゃというような、いわゆる町民の考え方が多かったような私は気がしております。

現在は残念ながらそのテレワークセンター、レンタルオフィスのような、貸事務所のよう状況になっておりますけれども、当時この構想を出したということは、本当に今の時代を先取りして、言い換えれば、やっと10数年経って、本町の目指したところ、施策に時代が追いついてきたのかなという思いであります。

そういう意味で、いわゆる町の政策というのは10年後、20年後を見据えた中で評価される、大したもんだなと思われる。政治というものは実際そういうものなのではないかなと、政治というものはかくあるべきかなという思いを今しておりますが、町長のご見解をお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのテレワークのご質問でありますけれども、当時、平成18年と21年にテレワークセンターを設置しましたがけれども、当時、これからの時代は、もう東京に行かなくても自宅で仕事ができる時代になるよということで、しかも空き家を使ったりね、そ

れも、空き家の有効利用もできるということで、当時、その先進国であるカナダのバンクーバーアイランドに当時視察に、当時の町長を先頭にして視察をしてきました。

ちょうど同時テロのあがりでありましたので、大変な思いして視察をしてきたわけでありますけれども、その当時、まさにこういう時代になるなんていうことはあまり想像もできなかったのではないかなと思いますけれども、しかし、今、現実により今日のコロナ感染症によってテレワークの、まさに時代がきたということで、そこまで本当に将来見越せたのかどうか、私はよく分かりませんが、まさに政策というのは、やっぱり10年後、20年後、そのくらいのところをやっぱり見ているいろいろな計画しないといけないなど、改めて思いましたし、このテレワークだけじゃなくて、ケーブルテレビもそうです、インターネットもそうです、当時やはり町単独でやったのは、西会津町は先端をいってきたわけですから、そういう意味で、これからのいろんな政策の立案については、まさに将来のまちづくりの、目指す町のためにどういう政策を仕立てるか、それも将来、本当に10年後、20年後、テレワークはもう13年くらいになるのかな、そういう意味では、大切なことであるなというふうに思いますし、また、そういう視点で政策を立案しないといけないなど、そんなふうに思っています。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も町長と同感であります。当時ね、本当にICTの特化したまちづくりをしようなんて言ってもね、当時あまりピンとこなかったかもしれないけども、現実、今の時代になってみれば、相当先に進んだことをやっていたなど。これからは政治というものは先を見据えて、町長にはやっていただきたいという思いであります。

それで、今ほど町長からご答弁いただきましたけれども、このテレワークの可能性について、私はこの新型コロナウイルス感染症が出てきて、一つの功罪という誤解されると困りますが、一つも新型コロナウイルスなんか出てきていいことありませんでしたけども、このある意味、今ほどのテレワーク、あるいはリモート、オンライン等々の分野においては、一気に5年、6年先に進んだような、私は気がしてなりません。テレビなんか見ていると、皆さんテレビ見てるでしょうけれども、今スタジオにはMCが1人、いてもアシスタント1人で、あとはコメンテーターとか演者は皆パネルの向こう側で、うちで参加してるんだか、別なスタジオで参加してるんだか分かりませんが、そんな状況が当たり前になってきております。こんなことを考えると、これからは本当にテレワーク、リモート、オンラインでの作業、どんどん加速して進んでいくなという思いがします。

先ほど1番には、これからは光回線だとか、インターネットばかりでなくて、線がなくても5Gの時代がもう間近にきているというようなことを考えると、もっともっと加速度的にこれからそういう分野については進んでいくということでもあります。

そんな中で、再度この町のPRも含めて、いわゆるテレワークによる移住・定住・二地域居住、もう一つギアを上げて推進すべきだと思いますが、その辺もう一度ご答弁いただけますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 このテレワークの整備についての考え方でありまして、私よくお話しをするのは、インドの会社が日本の過疎の村に移住したといいますがね、テレワークといいま

すか、いわゆるインターネットを使ってその町のうちを借りて、7人だか8人でしたけれども、そこでインドの会社と、いわゆるインターネットで仕事をしていると。何でわざわざ日本の過疎の村に来たんですかという質問に、このいわゆる自然環境が豊かで、そして静かに仕事ができる。そこに住む地域の人たちの人間性といいますかね。そこに住んでいる方の、いわゆる生活の世話を、その集落のお母さんたちがする。あるいは食材をそこに提供する。まさにこれから目指すところは、私はそういうところなのかなというふうに思っておりますし、そういう意味では、この西会津町も、非常に私は条件的には決して悪くないし、いいほうだと思っておりますが、ただ、今のままではなかなか難しいので、これから先、もっとやっぱりインターネットの通信速度だってもっと高速な通信回線にしないとイケないし、やっぱりいろんなことを考えないとイケませんけれども、この自然と人柄と、それから食材と、食べ物非常においしい。

そういういろんなことを総合的にPRをして、そういうまさに移住、定住の、二地域も含めて、これからさらに進めないといけないなということで、先ほど1番議員にも答えましたけれども、このことについて将来に向けた西会津町のICTの町にするために何が 필요한のか、どこをどうすればいいのか、それを今年中には方向性を出したいということで、それをやろうということに、今、検討しようと、その準備の段階でありますけれども、今お話のように、少しスピードを上げて、この作業を早くやらないとほかのほうに、今でさえもいろいろ全国で、これ郡山の国道事務所の所長さんとの話しの中でありましたけれども、まさにこのテレワークの争奪戦だという状況にあるようでありますから、ぜひそこは、まさに本当にスピード上げてこの作業を進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 いわゆる環境整備とともに、いわゆるテレワークでの争奪戦だというご答弁ありましたけど、私も全くそのとおりだと思います。

一つ提案なんですけど、今、企業等への働きかけの部分として、いわゆる企業等、危機管理の面、リスクの配分という意味合いからも、いわゆる3蜜を避けるために時差出勤をさせたり、フレックスタイム、あるいは一定の割合の従業員を在宅勤務させるというような動きがあると、先ほどご答弁あったとおりであります。

そんな中であって、今ほど言ったように、これから環境整備をしっかりしていかなきゃいけないということがありますけども、十分に今の状況でも地方で仕事ができる、二地域居住等々、移住の入り口としてできるということであれば、企業側に、いわゆる本町と関わりある会社等々も、とっかかとしては、そんなところに、いわゆるテレワーク、本町で一部仕事をしませんか、従業員を移住なり、二地域居住なりして、行ったり来たりでもいいですけども、そんなことが提案できれば、もっと、いわゆる現実味を帯びてくるのかなという思いありますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 実はそういうことも想定をしておりますして、正式ではありませんけれども、町ではこういうこと考えているということで、何か西会津町に興味を持ってくれる企業があればなということで、何人かの方にはちょっとお話しをしてる状況にはあります。

ただ、これはコロナの前の話でありましたけれども、コロナになってから、今ちょっとその動きが止まっておりますけれども、まさに今、議員のご指摘のとおり、こちらからやっぱり企業に積極的に働きかけるということが、これはやっぱり必要なことだなと、そんなふうに思っております。これからちょっと内部で十分検討しながら、その作業をどういう進め方をしたらいいのか、十分検討させていただきたいなど、そのように思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 あえて、逆にコロナの時期だからこそ都会で働く人、あるいは企業もリスク配分をしたいというような意向もありますからね、この機を逃さず、本当に進めていっていただければいいなという思いがあります。

質問を変えます。住宅用火災警報器の設置推進についてであります。町民税務課長からご答弁いただきました。設置率はまだ中途の段階なのかな、64.5パーセントということであります。率直に言ってこの64.5というのはどのように捉えておりますか、お尋ねいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

64.5という設置率につきましては、低いということでは捉えてございます。ただ、調査途中でございまして、今年度、新郷と奥川を調査するということでもありますので、このパーセンテージはまだ上がってくるものと捉えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 住警器といいますけども、この設置率、私も決して高くないと、県の平均でも70パーセントを超えているし、国の平均でも80パーセントを超えているというような話もありますので、低いと思ってるということであれば認識を同じくしますので、これからの対策には同じ方向で行けるのかなというふうに思いますが、それと一つは、その設置率は、先ほどありました消防法、10何年か前にできて、そのときに住警器付けましょうというようなことで、一斉に設置推進をした時期があって、10年以上経過しているのが多いかと思うんですが、この設置率、いわゆる住警器が付いてますよと、それが正常に作動するのかどうか、2回点検しているとは言いましたけども、実際その作動確認というのは全部64.5パーセントの中はしておりますでしょうか。もしされていないんだと、もう少し下がってくるのかなと、私、実際に機能する住警器という意味でいえば下がってくるような気がしますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今回の調査に関しましては、西会津消防署のほうでしてございます。その調査の方法でございまして、あくまで点検までしているということではなくて、聞き取りということで、設置されているかどうかということでの聞き取り調査でございます。

町といたしましては、その点検につきましては、各ご家庭において年2回はやってくださいよとか、10年経過したら交換してくださいよというようなことは各所での周知を図っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 実態はそういうところだと思います。今ご答弁いただいたように、この住警器

の推進というのは、やっぱり広域と消防団等の協力でやってきたというような経緯がありますけども、昨日、消防団の幹部の方にお話ししましたら、やっぱり消防団だけでは、消防団のいわゆるボランティア精神だけで協力を仰いでやってきたということではもう限界があるなという思いがあります。先ほど言ったように、いわゆる全戸に、全ての住宅にこれを設置しようとするれば、消防団ばかりではなくて、あるいは自治区会、あるいは民生委員さん、そういう方もやっぱり一緒に推進しないと、これはなかなか進まないんじゃないかという声を聞かせていただきました。その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 議員おっしゃいますように、確かに消防団、消防署での推進、町のほうでも各所で推進はしておりますけども、要するに住警器というのは、その個人の捉え方が一番だと思います。なお、今、消防関係機関だけでなく、そういった自治区長さんの協力を得ながら進めていくことも一つの考え方かなということで捉えております。

今回、消防署で調査するにあたりましては、自治区長さんにご案内をしていただきながらとか、そういうことも含めて実施してございます。また今後、65歳以上の世帯におきましても区長さんにご案内していただきながら、消防署が設置状況を調査するというのを今年予定してございます。そういったこともございますので、自治区長さんとかのご協力を得ながら推進していくというのも考えの一つでありますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひご検討いただけるということでもありますから、いわゆる何もなければ、本当、保険なんかと一緒にね、これは役立つことがなければ一番いいわけですけども、いわゆる今、全ての政策の基になるキーワードとなるのは、やっぱり安心安全ということでもありますので、その点はやっぱりよく周知していただいて、やっぱりこれ組織立ててやっていかないと、本当になかなか難しいなという思いがあります。

それで、先ほど高齢者、障害者等、いわゆる弱者等への設置補助はできないかということをお尋ねしましたら、町としては自助によることで対応したいということでありました。ただ10年ちょっと前かな、いわゆる福祉介護の分野になると思っておりますけども、そういう方々に住警器の貸与事業を行ったということがありますが、その後、その住警器に関してはどのようになってますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは再質問にお答えいたします。

高齢者に対しますこの住警器の貸与事業でございますが、平成20年度の国の交付金を使いまして、繰越事業ではありましたが、21年度に各対象の世帯に貸与という形で火災報知器を設置してございます。対象といたしましたのが、住民税非課税世帯で世帯全員が65歳以上の世帯ということで、当時対象が609世帯ございまして、そのうち537世帯に平成22年3月現在で設置を完了したところでございます。88.2パーセントの設置をいたしております。これは当時、先ほどご説明申し上げましたとおり、消防法が改正されたことによりまして、その火災報知器を高齢者の皆さん、低所得者の高齢者が設置する際に、やはり設置費用の負担軽減と、やはり火災報知器の普及促進のために交付金事業を活用して、町

が一回限りで貸与をしたということでございますので、その後の点検などについては消防団などに委ねているところでございます。

なお、この設置につきましても、当時、消防団員にお願いいたしまして、住宅への設置についてはご協力をいただいたという経過がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私もそんなふうに伺っておりますが、ということは、いわゆる貸与した機械はもう10年近く経って、恐らくもう更新の時期になっているということであります。それで、先ほど補助はないということでありましたが、同じ広域圏内の中で、喜多方市はこの今年の4月1日から、住警器の補助を始めているわけなんです。だからその広域圏内でも、やっぱりその設置率の差があるということはこういうところにあるのかなと、設置要件はいろいろ書いてありますが、ちょっと細かくて読めませんけれども、条件があるにしてもね、せめて広域圏の中で、なぜ喜多方市やって、西会津町できないのか、私ちょっと不思議なんです。ぜひこれは再度ご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

喜多方市の場合ですと、高齢者日常生活用具の給付事業ということでやっております。一般家庭への補助ということではなくて、高齢世帯ということでございまして、今般、西会津消防署のほうで、今年度、65歳以上の世帯に関して設置状況を調査することとしておりまして、設置率等につきましても情報をいただくことになってございます。どのくらいの設置率なのかということも含めまして、今後どういう支援策があるか、そういったことを検討させていただきたいなということで考えてございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 最後になりますけども、喜多方市も、私もずっとネットで調べたら、65歳以上の1人暮らし高齢者、1人暮らし障害者、そういう世帯に補助するということでありますから、広域管内でね、あまり差があってもしょうがないし、これ金曜日の新聞かな、いわゆる無線型の住警器でね、集落、うちのように高齢者だけの世帯、あるいは空き家があったりして、これすぐ隣の町ですけども、いわゆる無線式の連動型の住警器を活用した火災覚知システムというようなことで、いわゆる消防庁の優秀表彰を受けたというようなこともありますから、こんなことの推進も併せて、これ聞いたら、いわゆるこのモデル事業みたいのに手を挙げたから、隣の町ははまって、こういうことができたというような話ですから、こういうこともぜひ広域でやっていますから、本町も負けてんということではありませんけども、ぜひ、先ほど言いましたけど安心安全のためですから、こんなことを再度検討していただいて、町民の命を守っていただきたいと思います。

私の一般質問を以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時06分)

令和2年第5回西会津町議会定例会会議録

令和2年6月9日(火)

開 議 10時00分
閉 会 14時33分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第5回議会定例会議事日程（第5号）

令和2年6月9日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第1号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第2号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第4次） |
| 日程第6 | 議案第5号 | 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第7 | 議案第6号 | 財産の取得について（除雪グレーダ） |
| 日程第8 | 議案第7号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第8号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第9号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第10号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第11号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第12号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第13号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第14号 | 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

- 日程第16 議案第15号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第16号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第17号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第18号 西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 提案理由の説明
- 日程第21 議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例
- 日程第22 議会案第1号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例
- 日程第23 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第24 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第25 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第26 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第27 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

散 会

(議員互助会総会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

(一般質問順序)

1. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和2年第5回西会津町議会定例会を再開いたします。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。町長より別紙配付のとおり1件の議案が提出され、受理いたしました。

本日の会議に議案説明のため、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本日の会議に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、農業委員会会長から農業委員会事務局長を出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上です。

○議長 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。10番、青木照夫でございます。今後は町民に身近な公共施設として、西会津町公民館施設についての1点を質問させていただきます。

その前に新型コロナ感染は、今や全世界を恐怖に陥れ、多くの方々の尊い命まで奪い、国内では世紀の大オリンピック東京大会までも中止となり、今や国難ともいえる経済の大不況に陥っていることは申すまでもありません。緊急事態宣言も解除されたものの、町内においても各商店、事業所など、まだまだ制限され、議会活動においても中止、または縮小せざるを得ない状況です。

しかし、そうした中で、町民が一番身近にコミュニケーションを楽しみにしている施設が西会津町公民館であることから質問させていただきます。

公共施設で、町民が一番身近に利用しているのが西会津町公民館です。趣味の教室や高齢者など、多くの方が生涯学習教室として利用しております。

一つ、西会津町公民館は、健康のために利用するグループなどの参加人数が増えております。そのために、現在の大ホールが狭くなっている状況にあるようです。そのような現状をどのように把握されておりますか。

二つ、ホールに行くために、足腰の弱い高齢者のために、1人乗り昇降機が備え付けてありますが、利用される方はどのくらいおられますか、また、安全性などには問題はありませんか。

三つ、現在の西会津町公民館は老朽化が進み、改修工事をするなどにも限界があると思われま。利用頻度の高い公民館施設であることから、安心安全な新たな公民館を建設する考えはありませんか。

四つ目、野沢体育館に本年度エアコンが設置されますが、体育館内ではどのような目的で使用されるのか。また、現在の野沢体育館の利用状況などをお示してください。

最後の五つ目、野沢体育館に椅子などを購入し、手狭になっている西会津町公民館で健

康推進のために運動しているグループなどに利用できるように配慮はできないものかをお尋ねいたします。

以上、一般質問でございます。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 10番、青木照夫議員の公共施設の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、公民館の利用状況であります。現在、公民館を利用している社会教育団体は約30団体であり、そのうち会員数の最も多い団体は38名となっております。これらの団体から、利用に関して、狭いなどのご意見は伺っておりませんが、登録されている社会教育団体とは別に平成30年度から健康のための運動を行っている団体があり、多いときで約60人が大ホールを利用されておりました。

大ホールにおいて、大勢の方が一度に運動を行う場合は狭小に感じられるものと認識しており、そのような場合は、社会体育施設である野沢体育館等の体育施設の利用も視野に入れ、実施していただく必要もあると考えております。

次に、1人乗り昇降機の安全性についてであります。昇降機は平成23年に設置されて以来、利用される方は、毎年1、2名程度となっております。安全管理につきましては、毎年機器の点検を行い、また、乗車の際は職員が付き添いながら一緒に昇降機を運転するとともに安全ベルトを装着し安全を確保しております。

次に、公民館の老朽化についてであります。事務室等のあります旧館は昭和43年に、大ホールのある新館は昭和52年に建築されたものであります。建築後、それぞれ52年・43年を経過しており、施設の老朽化は否めないものと感じておりますが、利用される皆さまに不便をきたさないよう修繕が必要な箇所は、毎年計画的に実施しているところであり、公民館の長寿命化も考慮しながら適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

おただしの公民館の新築につきましては、相当額の費用を要することから、財源や町の財政面等も考慮し、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、野沢体育館に設置される予定のエアコンの使用目的についてであります。野沢体育館は災害時の指定緊急避難所にもなっており、有事の際における避難者の快適性を確保すること、また、これまで公民館で実施してきました自治功労表彰式など、会場や駐車場の狭さを解消できるような事業に有効利用することを目的としております。なお、エアコンの設置につきましては、財源となる緊急防災・減災事業債を現在県に申請しており、同意され次第整備を進めてまいる考えであります。

次に、現在の野沢体育館の利用状況についてであります。先週6月5日までは町の新型コロナウイルス感染拡大予防のためのマスクや手洗い石鹸等の配布における作業での使用をしておりました。その作業が終了しました今週からは、徐々に従来利用されておりましたスポーツ少年団等の団体利用が開始されております。

次に、椅子を購入し、健康増進のために運動するグループ等に利用できるよう配慮はできないかとおただしであります。団体が必要とします椅子の脚数を先日、野沢体育館に配置したところであります。なお、椅子を使用した運動を行うことから、床の損傷を考慮し、対策を行った上で利用を検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

一般のグループは独自でやっていることであり、その現場は見ておられないようでありますが、私の申し上げたいのは、そこには毎週 1 回、40 人から 50 人ぐらいの方が集まって体操、健康のためにやってらっしゃる。なぜそういう方々が欠かさずそこを利用されておられるのかということですが、利用するには申請書を毎回毎回か、月にまとめて申し込みされるのかは存じませんが、その人数、その目的を申請書に書かれていらっしゃるわけですね。としたならば、そこを管理されている館長さん、そこに関わる職員さんが、やはり目を通すのが私は一番なのではと思っております。

その中で、本当にその状況をね、判断するためには、やはり町も一般の人たちも一緒になって、やっぱり健康のために頑張っていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、その点はどうお考えでいらっしゃいますか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

議員おただしのように公民館は社会教育法に基づいて、生涯学習等々に関する学習を、その住民の皆さんに行っていただく施設でございます。それで利用に関しましては、先ほど申されたように申請書を提出いただきまして、その目的に合った事業をしていただいております。

今回、高齢者の団体でございましたけども、運動のために公民館、大ホールを使用したいということで今まで行ってまいりました。野沢体育館につきましては、その椅子の配置が今までなかったというところでございまして、ただ椅子を使った運動ということで、その体育館のほうにも椅子を配置し、ただその上で運動するので、床の損傷等も考えられますので、その対策を行って、その体育館のほうで使用できるように、今後していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 体育館での使用されることをお答えされましたが、私の言いたいことは、そういう町の一般のグループが、また自助努力で体操してる。そこで様子を見てますと、まず体がよくなる、楽しい、飽きない、それで伺うと、手が上がるようになった、足腰が痛みが取れたと、そういうことの中でのやっておられることであります。

ですので、私はこれは非常に一般のやっぴらっしゃることに着目すべきではないかなと、町は関心を持ってやっぴいかなければいけないのかなと。ということは、私も同僚と 3 人で、昨年、体験いたしました。

○議長 青木議員に申し上げます。通告に沿って簡潔にご質問をお願いします。

○青木照夫 通告というと、1 番の中で申し上げているのは、狭いホールで、その状況の中で公民館、その健康のためにグループを、参加人数をどのように把握されているかということで中身を言ってるわけですね。それが質問の中に外れるんですか。私は同じだと思っておりますよ。なぜそこで毎週毎週 30 人も 40 人も使用されるのかということに対して、町側で把握されてるんですか、それを言いたいわけです。

それで、それも 2 時間です。2 時間やっぴてるんですよ。それで、私達も同僚 3 人で体

験してみました。えっ、体操なんてせいぜい5分か10分、私はそう思いましてやってみました。ところがすぐ2時間というのはあっという間に過ぎました。そういう状況でありましたので質問させていただいてるわけです。そのことに対してもう一度、体育館の館長である。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 答えをいたします。

公民館の利用状況という部分でございますので、大ホールの利用状況ということで、先ほど申し上げたように高齢者の団体が、その運動のために多くの人数が集まっているという状況は認識してございます。

それで、その団体といろいろお話の際に、体育館等の利用ができれば、より広いところでいいというお話を伺っておりまして、ただ、椅子を使って運動するというので、運動でございますので、公民館はあくまでも、基本、学習の施設でございますので、運動施設である体育館のほうへ誘導できないかということで、ただ、その場合に椅子が必要になるという部分があったので、その椅子等を調査、いくぐらい必要ですかということをお聞きして、先日、合計で42脚の椅子を配置し、今後その体育館の床が傷まないような対策をしながら、クッション材を椅子の下に敷くですとか、そういった部分で活用できればというふうなことで考えておりますので、今後、団体とよく協議をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それで、23年から設置されている中で、今まで1人か2人ぐらい利用された、しかないということですが、その利用する方法としてはどういうことを、方法というか、あるわけですか、公民館に行って。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 答えをいたします。

昇降機のご利用についてのご質問かと推測いたしますけども、昇降機につきましては23年に設置されて以来、毎年1、2名程度ということでございまして、その利用につきましては、やはり足腰の悪い方がいらっしゃって利用されているわけでございますけども、職員にお知らせをいただいて、職員が、先ほど申しましたように一緒になって操作をしながら2階までご案内をすると、安全対策についても職員が付き添い、安全ベルトをしながらやっているという状況でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう中で、もう10年近くなるんですか、1人か2人ということに対しては、今職員が、申請すればということなんですが、例えば土日なんかは職員さんはお休みでいらっしゃらないわけですよね。申請すれば、どうなんでしょうけども、常にやっぱり団体ではなくても、いろんな各趣味の教室の方が利用される場合でも、こう申請をしたいということであると、休みのときにはいないということなんですが、やはりせっかくのこの便利な昇降機あるのに、なぜそこを気が付かない、また利用してもらえないのかということはお気づきになっておりませんか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長　　お答えをいたします。

昇降機の利用という部分でございますけれども、今まで件数は毎年少のうございましたが、その利用に関して、例えばおっしゃいましたように土日の利用で、そのお使いになりたいという申請出るわけでございますので、そのときにお聞きをし、もし昇降機を運転したいということであれば、土日であっても職員が出勤しまして、その対応をしてまいりたいと考えてございます。

○議長　　10番、青木照夫君。

○青木照夫　　答えは、やはり申請が基本であるということですが、やっぱり公民館はいつでも、誰でも利用できる、そういう環境が私は必要ではないかなと思います。そういう中で、年配の人であれば、いちいち申請をして、誰々がどうのこうのというのは、なかなか手続きがしにくいのかなと思いますので、バリアフリーを本当に町民のために考えておれば、やはりそういう優しさとか、親切さというものがなければ、今まで10年経っても1人か2人しか使用されないのではなかったのかと。せっかくバリアフリーとして設置された昇降機でありますので、今後、本当にそういう皆さんに使っていただくためには、本当にどうしたらいいのか、そういう親切さもね、土日であれば、やはり職員さんでなければ臨時の方でもお手伝いできるようなその体制というものがないと、あっ、今日は土日だから、頼んでも無理なのかなというような判断もあります、その辺は今後どのように捉えてますか。

○議長　　生涯学習課長。

○生涯学習課長　　お答えをいたします。

まず公民館施設におきましては、原則でございますけれども、やはり申請をいただきます。と申しますのは、多くの団体が使用しますので、やはりブッキング、公民館の使用においては申請をいただき、その調整をしながら対応しているところでございます。

その申請時において、今議員おっしゃったように、足腰の悪い方がいて、使いたいということがあれば、先ほど申しましたように職員が土日、夜間であっても対応してまいりたいと考えてございます。

○議長　　10番、青木照夫君。

○青木照夫　　次に公民館を建設できないかという項目であります、現在は、公民館は社会教育や生涯学習教室として使用され、特に町主催の大会やイベントなど、来賓の方々が来られる場所であります。それは西会津町公民館は、いわば町の顔だと思っております。いろいろバリアフリー的な問題がたくさんあります。その中で、今現在、町の公民館の各利用されている部屋とか、そういうホールとか、何室ございますか。

○議長　　生涯学習課長。

○生涯学習課長　　公民館の施設ということでございますけれども、まず大ホール、大きなホールですね、ございます。あとそれと旧館のほうに小ホール、少し小さめのホール、あとは日本間がございます、日本間は分割できますけれども。それと小会議室が1室ございます。1階の部分におきましては、調理室がございまして、それが現在の公民館の施設の状況となっております。

○議長　　10番、青木照夫君。

○青木照夫　今説明いただきましたように、利用するところは全て2階であります。それで、高齢者の方は右に行ったり、左に行ったり、バリアフリー的には非常に問題がある施設であります。ということで、私は今後複合的なそういう公民館などが、建設が必要ではないかと思いますが、現在の、今言ったような状態の中で、このまま使用される方のためによいとは感じてはいらっしゃらないんでしょうけども、その検討されるということですが、やはり頻度の高い公民館でございますので、その点をもう一度、気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　お答えをいたします。

ご答弁申し上げましたように、公民館施設、大変古くなってございます。それにつきましては修繕等を行いながら現在至っておりますけども、おっしゃいましたように、今後、新築にあたっては多額の財源が必要になるという部分がございますので、もちろん新築に越したことはございませんけども、今後その財政的な部分も協議しながら対応していかなくちゃいけないというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　10番、青木照夫君。

○青木照夫　財政的に金額がかさばるという説明であります。複合施設であれば、いろんな形で建設費用の補助があるように聞かせていただいております。普通の公共施設ということではなく、いろんな老人の方、いろんな趣味の方の教室の中での複合的な施設であれば、いろんな形で建設の補助金があるということではありますが、その点はお考えになったことはございますか。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　お答えをいたします。

建築に際しましては、社会教育施設でございますので、いろいろな補助金があるということは存じてございます。ただ、補助金を活用するにあたりまして、自己財源というのにも必要でございますので、そういった部分、いろいろ町の総合的な財政面を考慮しながら、やはりやっていく必要があるというふうに認識してございます。

○議長　10番、青木照夫君。

○青木照夫　なかなかそういう前向きなことは、お返事はいただけないようであります。

次、四つ目、エアコン設置、これは野沢体育館でございますが、先ほどご答弁の中にもありましたが、現在の利用状況というのは、我々の見た中では、年間、選挙があるとか、また集団健診とか、それから夜は運動施設として使用されていると思われませんが、これから使用されるということの中で、エアコンが設置されるということでもありますので、いろんなそういう中で設置するということではありますが、その状況について、本当に利用価値が本当に発揮されるのか、その点もう一度伺っておきます。

○議長　生涯学習課長。

○生涯学習課長　お答えをいたします。

野沢体育館への空調設備の設置についてでございますけども、この目的につきましては、はじめに答弁させていただきましたように、災害時の指定緊急の避難場所になっているという部分。あとそれと、公民館では手狭になったいろいろな催しがございます。そういっ

たものを駐車場等もあります野沢体育館において、空調設備が設置されていればできるといようなことがございますので、そういったことを目的に設置をさせていただくものでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは質問を変えます。野沢体育館を使うための椅子ということで、生涯学習課長からご答弁いただきました。椅子の準備をされたということですが、新しい椅子を購入されたのか、それとも今までの使われていない椅子を持っていかれたのか、その点はいかがですか。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

椅子の配置につきましては、旧公民館で使用しておりました茶色と申しますか、オレンジ色っぽい椅子でございまして、その椅子を42脚配置したという部分でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 準備をしてはいただいたということでございます。その中で、椅子はなぜ、じゃあ利用するのかということですが、高齢者の方で立っていられない方が多く参加されてるんですね。普通の体操ですと、町で奨励されているスクワット、またおでこ体操、踵落とし、元気な方が個人的にもやっていると、ここの椅子を使う方はほとんど、最高は90歳だと、何と90歳の方が3人、欠かさず参加されております。そういう方たちのために椅子を用意して運動しているということでありまして。椅子の利用の理由というのは。

そこで、一番そこで大事なものは、ただ体操をやって体動かして、痛みなくなった、手足が動くようになった、それもありますが、健康になれば、介護としてならなければ、私は町が進めている、元気で、健康で、まちづくりを進めていくというような一つのスローガンがあると思います。その中で、元気で、年寄りの方も座って体を動かす方でも元気でやっていたら、そういう介護予防になるということなんです。そういう、みんな元気になったということであれば、町全体の判断というのはどうなると思われませんか。それはあれですか、健康増進課の課長、どうですか。元気になって。

○議長 青木議員に申し上げます。それ通告外の話になってますので、その辺は質問を変えていただいて、この。

○青木照夫 何で、議長。私の言ってるのは、椅子を使うことでしょうか。椅子を使うということは何のために使うのか、椅子を使って元気になるんですよ、それが何か外れてるんですか。元気になって介護予防になるんですよということ、何でそれが外れてるんですか。

○議長 議員の通告は、体育館に椅子を。

○青木照夫 関連しています、それは。

○議長 椅子をグループに利用できる。町としては配置をしたということでありまして。それで、公共施設の利用状況ということで、そこに配置をしたということでありまして。だからそれをさらに拡大して、また別のほうにお話がいったるようなんです。

○青木照夫 いや全然そういう利用しているということは、私は町全体がそういう介護の予防になりますよということですから、何でそこまで言えないんですかね。それが言えないなんていうことであれば、通告に載っていないということであれば、これ以上質問は進

めませんので、これで私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、従来の書面による弁明書の提出方法に加え、新たに電子情報処理組織を使用した電子情報による手続きを可能とする条例の改正であります。

それでは議案書に基づき、改正内容につきましてご説明申し上げます。併せまして条例改正案新旧対照表1ページをご覧ください。

固定資産評価審査委員会条例の一部を次のとおり改正する。

第6条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に、電子情報処理組織を使用した電子情報による手続きを可能とする、新たな規定を第2項として加えるものであります。

次に附則について申し上げます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 これは上位法令が変わったということで、町の条例も整備しなければならないということでしょうけども、一つこの文言の確認なんですけど、ここ最近、この電子情報うんぬんの言葉がいろんなところに出てきますが、ここにある電子情報処理組織というのは、具体的にはどういうところなんですか、その文言の確認をさせてください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

電子情報処理組織、今回の条例改正につきましては、この組織というのは町ということになります。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例案改正内容のご説明の前に、傷病手当金の概要についてご説明いたしますので、議案第2号関係資料をご覧ください。

1、制度創設の背景であります。国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に基づき、新型コロナウイルスに感染するなどして、療養のため労務に服することができない被用者に対して、傷病手当金の支給を行うよう、国から各保険者に要請がなされたところであります。

国民健康保険制度における傷病手当金については、条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっていることから、本町におきましても傷病手当金を支給できるよう、国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

制度の概要についてであります。対象者は、国民健康保険の被保険者のうち、療養のため労務に服することができない方で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、及び発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被用者で、支給の対象となる日数は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間となります。

ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる被用者に対しては、これを受けすることができる期間は支給の対象日数としないものであります。

支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額に、労務に服することができない日数を乗じた額となります。なお、受けすることができる給与収入の額が、算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給いたします。また、支給額については、国から特別調整交付金として全額交付されます。

適用期間につきましては、令和2年1月1日から9月30日までの間に療養のため労務に服することができない期間となりますが、入院が継続する場合などにつきましては健康保険制度と同様、最長1年6月まで延長されます。

それでは、条例改正内容についてご説明いたしますが、併せて西会津町国民健康保険条例新旧対照表の2ページをご覧ください。

附則第2項は、支給対象者と対象となる期間を規定したものであります。

第3項は、傷病手当金の1日当たりの支給額を規定しております。なお、ただし書きの規定は、1日当たりの支給額の上限を規定したもので、健康保険法に合わせ令和2年5月現在3万887円となっております。

第4項は、支給期間について、入院が継続した場合を想定し、健康保険と同様、最長1年6月と規定するものであります。

第5項は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、事業主から給与等が支給される場合は、傷病手当金は支給しない旨を規定したものであります。

ただし、給与等の一部を受けたものの、その額が第3項に規定する1日当たりの支給額より少ないときは、その差額を支給するものであります。

第6項は、本来、事業主から受けることができる給与等の全部または一部を、事業主の都合により受けることができなかつた場合の救済措置を規定したもので、第3項に規定した傷病手当金の額の範囲内で支給するものであります。

第7項は、第6項において事業主に代わり支給した傷病手当金を、本来支給すべき事業主から徴収することを規定したものであります。

附則であります。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例案につきましては去る5月28日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　1点質問させていただきます。この健康保険条例の該当する事業所というのは、町内に何件ぐらいあるのかは調査しているわけでしょうか。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それではご質問にお答えをいたします。

町内での該当する事業所の数というご質問でございますが、基本的に社会保険に加入されている事業所については、そちらの社会保険のほうで支給があります。国民健康保険の事業所数については、町のほうで数としては掌握しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　7番、小柴敬君。

○小柴敬　であるならば、該当した場合に限って申請をしていただくというような方向で考えてよろしいですか。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それではお答えをいたします。

今後、ご議決いただきましたら、広く町民の方にホームページなどで周知をさせていただきます。万が一そのような該当の方がいらっしゃった場合については、町のほうに相談なり、申請をしていただくということで考えてございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　私もこの給付の要件についてお尋ねしますけども、この新型コロナウイルスというのは、大変分らないところが多いウイルスであるようであります。この給付の対象者等々見ると、療養のために労務に服することができないということでもありますけども、いわゆる入院したりとか、いわゆる感染したという方だったら分かるんですが、いわゆる濃厚接触者等々で、とりあえず仕事はしないで自宅待機してろなんていう方も中にはいるかもしれないし、逆にその回復後、ある意味PCR検査等、複数回、陰性が出ないと仕事復帰しないでくれなんてい状況も世の中にはあるみたいなんですけども、そういうのもこの仕事ができない状況があれば、この免責3日を除けば全部出るということなんですか、その支給の範囲をもう少し詳しく教えていただきたい。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それではご質問にお答えします。

まず今回の制度の創設の目的でございますが、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するということが最大の目的になってございます。そのような風邪症状であるとか、一般的にいわれる疑いの症状があった場合に、無理をして会社に出るということを守るために、こういった傷病手当金という制度をつくって、休みやすい環境をまずはつくるということが一番の目的になっております。

その上で、発熱とか、倦怠感、息苦しさ、そういう症状があった場合については、この支給の対象になります。先ほど議員申されましたように、そういった症状がなくて、濃厚接触者であるという、例えばですが、そういうことだけでは今回の傷病手当金の支給の対象にはならないということでございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　そういう意味合いだと分かりましたが、いわゆるもう一つはね、今ほど言いましたけども、回復後というかね、回復、自分ではもう症状がなくて改善されているんだけど、世に出て仕事をするにははばかられるなんていう方も、やっぱり症状が改善されればもうこの給付金は出せなくなるということなんですか。

○議長　健康増進課長

○健康増進課長　それではご質問にお答えします。

まず、そういう疑いの方が医療機関を受けた場合と、受けなかった場合と二通り想定をさせていただきます。

まず医療機関を受診した場合については、医師の証明によってその支給の対象となる日数が決定をいたします。それは回復後も含めてということでございます。

もう一つは、医療機関を受診しない場合についてでございますが、そういった場合については、ご自身でまずそういった申請をしていただいて、その申請が間違いのないものかということを実業主が確認をした上で申請をすることになってございます。ですから、その

時点で回復をして、そういった症状がなくなったことを事業主が、その期間までだよと確認されれば、その期間までが対象となるということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたように、地方税法の一部改正に伴う改正、及び令和2年度分の国保税に係る税率の改正であります。

はじめに、地方税法の改正に伴う改正についてご説明いたします。

関係資料としてお配りしておりますA3版の議案第3号関係資料、令和2年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)をご覧ください。

はじめに、1ページをご覧ください。

まず、国民健康保険税の課税限度額の見直しと、低所得者に係る軽減判定所得の見直しについてあります。課税限度額が見直され、基礎課税額の限度額が、61万円から63万円となり、また介護納付金課税額の限度額が、16万円から17万円に引き上げられます。

また、軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を5割軽減の対象世帯においては、現行の28万円から28万5千円に、2割軽減の対象世帯においては、現行の51万円から52万円にそれぞれ引き上げられ、本条例を改正するものであります。

続きまして、令和2年度の税率案についてご説明申し上げます。

国保税は、1年間に必要な額から国・県の負担金を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数を基に、世帯ごとに算定し課税されることから、毎年税率の改定が必要となります。

はじめに、税率改正の基礎となります前年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、医療費の動向などの、所要見込み額の考え方についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

これは、令和元年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算見込み額と平成30年度との比較表であります。

令和元年度の決算見込みにおける歳入合計は、8億5,271万568円、歳出合計は8億4,136万6,395円であり、歳入歳出差引額は1,134万4,173円の黒字となります。

次に右の表は、運営基金の状況であります。令和元年度末の基金残高は2,354万4,276円となります。

次に3ページ下の表をご覧ください。

国保税算定の基本となる保険給付費であります。県から示された今年度の保険給付費内示額は、5億6,248万3千円であり、内示額左の表は、本町における過去の実績等であります。

次に、4ページの医療分の税率改正に係る資料をご覧ください。

まず、下段の歳出であります。保険給付費は、県から示された額5億6,248万3千円を計上し、昨年度の本算定時より2,674万8千円の増となりました。また、国民健康保険事業費納付金も県から示された額1億2,490万9,700円を計上し、昨年度より1,105万9,262円の減となりました。

国保運営基金積立金は、2ページでご説明いたしました、令和元年度の決算見込みの歳入歳出差引額、1,134万9,173円を計上しました。

そのほか、人件費等である総務費、特定検診等事業費、診療施設勘定繰入金など、必要な額を計上し、歳出総額は7億5,788万3,873円となりました。

次に上段の歳入です。

国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、国保運営基金繰入金、この国保運営基金繰入金、その内400万円を減税財源に充当いたします。その他繰越金等の見込み額を計上し、歳出総額から、これらの歳入見込み額を差し引きし、不足する額が、表の1行目、国保税の現年課税分、8,664万2,750円が納めていただく額となり、昨年度より888万613円の減となったところであります。

次に5ページの後期高齢者支援分の税率改正に係る資料をご覧ください。

この後期高齢者支援分は、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているもので、県から示された納付金は、4,629万2,549円であり、この額から保険基盤安定負担金を差し引きし、不足額である3,689万3,864円を国保税として納めていただくこととなります。

次に6ページの介護分の税率改正に係る資料をご覧ください。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40歳から64歳までの第2号被保険者から納めていただくもので、後期高齢者支援分と同じく県から示された納付金は、1,684万3,356円であり、この額から保険基盤安定負担金を差し引きし、不足額である1,346万4,879円を国保税として納めていただくこととなります。

次に、7ページから13ページまでは令和2年度の税率（案）の概要です。

まず7ページの医療分であります。税率改正の基本方針として、①の今年度の国保税

として必要な額は、8,664万2,750円であり、収納率は令和元年度実績を勘案し、96パーセントを見込んだところであります。

②の国保税算定の基礎数値であります。本年4月1日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するための基準日として、5月13日を設定したところであります。

③の応能・応益の賦課割合につきましては、おおむね49対51となるよう調整いたしました。

④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き7割・5割・2割の税負担を軽減することとし、また、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととなります。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果、2、医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

税率ですが、所得割が6.75パーセント、均等割が2万2,400円、平等割が1万6,500円となったところであります。

賦課割合につきましては、応能割が49.02、応益割が50.98となります。

次に、低所得者層への軽減額であります。均等割額2万2,400円、平等割額1万6,500円に対し、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。

軽減対象者数であります。令和2年度の該当人数は834人で、被保険者全体の50.70パーセント、軽減該当世帯は545世帯で、世帯全体の50.98パーセントが該当することになります。なお、この軽減される額の2分の1は国が、4分の1は県が、残り4分の1は市町村が負担することになっております。

次に8ページをご覧ください。医療分に係る算定基礎表であります。

まず、左側の大きな表の区分、1、所得割課税標準額をご覧ください。

これは、課税の基本となる所得金額であります。前年度と比較しまして約8,400万円の減額となったところであり、この要因は、被保険者数110人の減と、被保険者全体の所得の減、主なものとしましては営業所得等の減であります。

次に右上の表をご覧ください。

減税財源として400万円を充当し、税率改正の基本方針により算定した結果、1人当たりの税負担額は昨年度より1,833円減額の5万4,901円となり、1世帯当たりの税額も4,896円減額の8万4,484円となります。

次に9ページをご覧ください。

支援分ですが、①の税として必要な額は3,689万3,864円で、収納率の96パーセントから、④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。

この結果、支援分に係る税率は、所得割が2.90パーセント、均等割が9,600円、平等割が7,200円となりました。

応能応益の賦課割合はおおむね49対51となっております。

軽減額ですが、均等割額9,600円、平等割額7,200円に対して、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。

軽減該当者数は834人で、被保険者全体の50.70パーセント、軽減該当世帯は545世帯

で、世帯全体の 50.98 パーセントが該当することになります。

次に 10 ページの右上の表をご覧ください。

税率改正の基本方針により算定した結果、1人当たりの税負担額は昨年度より 890 円減額の 2 万 3,414 円となり、1 世帯当たりの税額も 2,259 円減額の 3 万 6,030 円となります。

次に 11 ページをご覧ください。

介護分ではありますが、①の税として必要な額は 1,346 万 4,879 円で、収納率を 95 パーセントを見込み、以下、②の算定の基礎数値から④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。

この結果、介護分に係る税率は、所得割が 2.84 パーセント、均等割が 1 万 1,100 円、平等割が 5,800 円となりました。

応能応益の賦課割合はおおむね 49 対 51 となっております。

軽減額ではありますが、均等割額 1 万 1,100 円、平等割額 5,800 円に対して、それぞれ 7 割・5 割・2 割を掛けた金額であります。

軽減該当人数は 264 人で、被保険者全体の 50.00 パーセント、軽減該当世帯は 237 世帯で、世帯全体の 51.08 パーセントが該当することになります。

次に 12 ページの右上の表をご覧ください。

税率改正の基本方針により算定した結果、1人当たりの税負担額は昨年度より 713 円減額の 2 万 6,857 円、1 世帯当たりの税額も 1,238 円減額の 3 万 561 円となります。

次に 13 ページをご覧ください。

この資料は、前年度との国保税率及び税額の比較を示したものであります。

左端が令和元年度の税率です。A の表は減税財源を充当しない場合、B の表は基金から 400 万円を減税財源として充当した場合の表であります。

今年度は、B の表によります基金から 400 万円を減税財源として充当してまいりたいと考えております。

この充当により、令和元年度と比較しますと、医療・支援・介護の合計額は、1人当たり 3,436 円減額の 10 万 5,172 円、1 世帯当たりで 8,393 円減額の 15 万 1,075 円となったところであります。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容について、ご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 5 ページからご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項につきましては基礎課税額を 61 万円から 63 万円に改めるものであります。

第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率等の改正であります。第 3 条は所得割の率を 100 分の 6.75 に改め、第 5 条は均等割額を 2 万 2,400 円に、第 5 条の 2 は、一般世帯の平等割額を 1 万 6,500 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 8,250 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 1 万 2,375 円に改めるものであります。

第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率等の改正であります。

第 6 条は所得割の率を 100 分の 2.90 に、第 7 条の 2 は均等割額を 9,600 円に、第 7 条の 3 第 1 号は一般世帯の平等割額を 7,200 円に、同条第 2 号は特定世帯の世帯割額を 3,600 円に、同条第 3 号は特定継続世帯の世帯割額を 5,400 円に改めるものであります。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率等の改正であります。

第8条は所得割の率を100分の2.84に、第9条の2は均等割額を1万1,100円に、第9条の3は平等割額を5,800円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の軽減額についての改正であります。

第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正し、第2号の5割軽減の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5千円に、第3号の2割軽減の軽減所得判定の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円に改めるものであります。

次に附則第4項に、租税特別措置法の改正に合わせ、株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例を加えるものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5月28日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認めるとの答申をいただいております。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休議にします。(11時23分)

○議長 再開します。(13時00分)

これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 1件、国保税の金額についてちょっとお尋ねしますが、今般、医療分、いわゆる後期高齢者支援分、看護分も、それぞれ総体的に全部減額となっております。昨年並に減税財源を投入してということですが、この減額になった一番大きな要因というのはどういうことなのか、説明していただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

減税となった要因でありますけれども、県からの納付金額が大幅に減額になったということで、今回、マイナスということになってございます。それにつきましては、資料の4ページにもございますが、国民健康保険の事業納付金、昨年よりも1,106万ほど減額になっているというようなことで、今回は減税となったところでございます。

なお、先ほどもご説明いたしましたけれども、基金のほうからも減税財源として、さらに充当して減額となったところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 県の、いわゆる納付金の提示が少なくなったので、全体的に安くなったということですが、今、この国保財政も、いわゆる県の広域連合でやるようになって、なかなか町の裁量というのは反映されづらくなっているのかなと思っておりますけれども、いわゆる被保険者数の減とか、そういうのはこれ影響しておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 県から配分される納付金につきましては、当然、被保険者数の減に応じても減額になっているということでございます。また、配分にあたりましては、被保険者

の所得の増減によっても変わってくるということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第4次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。故障に伴う給食センターのボイラー更新に係る経費を計上したほか、イノシシ被害対策のさらなる強化を図るための集落調査業務委託料を新たに計上いたしました。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,675万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,276万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

7ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金、150万円の増は、鳥獣被害対策専門員配置事業が地方創生推進交付金に採択されたことによるものであります。2項4目、土木費国庫補助金、1,650万円の減は、確定見込みによる社会資本整備総合交付金の道路事業、1,560万円の減などによるものであります。2項7目、消防費国庫補助金、88万8千円の増は、消防ポンプ購入事業の採択に伴う、消防団設備整備費補助金の新規計上であります。

14 款、県支出金、2 項 4 目、農林水産業費県補助金、179 万円の増は、申請等手続きの電子化に伴う直接支払推進事業補助金、118 万 5 千円の増などによるものであります。

8 ページをご覧ください。

2 項 10 目、消防費県補助金、89 万 9 千円の増は、マスクや簡易型避難テントなどの購入に係る避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金の新規計上であります。

16 款、寄附金、1 項 4 目、地方創生応援寄附金、100 万円の増は、企業版ふるさと納税の新規計上であります。

17 款、繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金、320 万 3 千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

9 ページをご覧ください。

20 款、町債、1 項 2 目、過疎対策事業債、3,350 万円の増は、除雪機械整備事業などの社会資本整備総合交付金の確定見込みによる調整、及び学校給食設備整備事業、1,700 万円の追加であります。

10 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款、総務費、1 項 11 目、総合情報政策費、168 万 8 千円の増は、道路改良等に伴うケーブルテレビ幹線移設に係る消耗品費、80 万 6 千円及び修繕料、88 万 2 千円の追加であります。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、59 万円の増は、町独自の事業として実施いたします 1 人暮らし高齢者等への弁当配食事業の対象者が増えたことによる社会福祉事業業務委託料の追加であります。

4 款、衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費、85 万 6 千円の増は、国道 49 号沿いの建植看板書換えに係る修繕料の新規計上であります。

11 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費、223 万円の増は、申請等手続きの電子化に伴う直接支払推進事業補助金、118 万 5 千円や色彩選別機購入に係る農林業振興事業補助金、90 万円の追加などによるものであります。2 項 1 目、林業総務費、213 万円の増は、イノシシ被害対策のさらなる強化を図るための集落調査業務委託料、141 万円の新規計上や電気柵設置に係る有害鳥獣防除事業補助金、36 万円の追加計上などによるものであります。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費及び 1 項 3 目、道路新設改良費、12 ページにいきまして、1 項 4 目、橋りょう維持費、3 項 3 目、公園費につきましては、歳出の補正はありませんが、財源の移動を行うものであります。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費、266 万 5 千円の増は、消防団設備整備費補助金の採択に伴い、河川等の増水に対処するための排水用消防ポンプ購入費を新規計上するものであります。

1 項 4 目、防災費、179 万 9 千円の増は、新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金の採択に伴い、避難所用のマスクや簡易型避難テントなどの消耗品費を新規計上するものであります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費、261 万 3 千円の減は、令和元年度の国の補正予算

事業に採択されたことに伴い、当初予算に計上いたしました小中学校の校内高速無線LANネットワーク機器借上料を減額するものであります。1項3目、学校給食費、1,716万4千円の増は、2基ある給食センターのボイラーのうち1基が故障し、修理不能となったことから、更新に係る設計監理等の委託料、279万1千円や13ページに記載の工事請負費、1,426万1千円を新規計上するものであります。

4ページにお戻り願います。

第2表の地方債補正、変更であります。過疎対策事業費は、社会資本整備総合交付金の確定見込みなどにより、限度額を3億8,400万円から4億1,750万円に変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

まず歳出のほうの10ページで、3款1項、社会福祉総務費の社会福祉事業業務委託料、弁当配布の人数が増えたということだったんですけども、これ確か、私、前の予算の話のときにコロナの影響でなかなか買い出しに行けない、ご飯食べられないという方々に、確か配布するような説明だったと思うんですけど、これいつからその配布を開始する予定なのか。

あと、その弁当をつくっていただけるような業者というのは、町内の業者、どのくらいできるかどうか、それ調査されましたでしょうか。

その2点をお伺いいたします。

続いて次のページで、農業振興費、一番上の委託料で園芸作物実証栽培委託料ということで、14万5千円あがっているんですけど、これどのような事業に使われるのかお示してください。

その下の農林水産業費、林業費のイノシシ被害等集落調査業務委託料なんですけども、これ私の一般質問でも申し上げましたが、集落とってますので、どのような地区を対象とするのか、その対象範囲、もしくはその対象となる地区の判断というのはどういうものなのかをお示してください。

また、その結果を、先ほどの説明では、さらなる対策の強化につなげるということだったんですけど、どういうふうにつなげるのかをお示してください。

最後に12ページ、13ページなんですけど、給食センターボイラー本体改修工事、歳入のほうでは1,700万ということなんですけど、これぱっと見て随分大きな金額だなと私は思ったんですけど、これ今あるボイラーが壊れたということなんですけど、どういった利用状況だったのか、今までの。まずそこをお示してください。

あと、この金額、予算で本体改修工事が1,426万、設計監理、実施設計監理で279万と随分大きな金額になっているなと私思ったんですけども、この積算根拠もお示してください。以上です。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

3款1項1目、社会福祉総務費の社会福祉事業業務委託料の増額の件でございますが、これは5月臨時議会におきましてご議決いただいております高齢者への弁当の配達事業となっております。これにつきましては、議員のご質問の中では、いつから始めるのかというところがございますけれども、まず民生児童委員の皆さんに、このご議決をいただいたのちに、各対象者のご家庭を訪問していただいて、見守りと、あと心配事がないかなどなどの訪問活動を実施いただきました。今週の8日までその活動をしていただきまして、そのときにお弁当の取りまとめなども行いまして、実際に1回目のお弁当配達については、来週18日の木曜日に第1回目の弁当配布を予定しております。のちに残りあと3回、合計4回の弁当配布を7月いっぱいまで展開していきたいということで考えてございます。

続きまして、町内のこのお弁当をつくっていただける商店の把握はしたのかというおたしでございしますが、町内、様々な町の行事などでお弁当などを納品いただいております事業者にお声掛けをさせていただきました。8店舗ほどお声掛けをして、1店舗は、こういったお弁当の業務についてはちょっとなじまないというところで、今回予定しておりますのは町内の商店7店舗から、町内に配達するお弁当を調達したいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 お答えいたします。

まず6款1項3目、農業振興費の園芸作物実証栽培委託料でございますが、これにつきましては、滝坂地区に地すべり対策工事で設置いたしましたトンネルがございます。これ国の直轄事業で、今のところ国の管理ということですが、このトンネルを、例えばアスパラですとか、軟化ウド、シイタケ、そういった園芸作物ですとか、菌床菌茸栽培に活用できないかということで、地元新郷地区の農家さんにですが、栽培の実証を委託して、その可能性を調査してみようというような事業でございます。

この経費の内訳ですが、そういった菌茸類の菌床ですとか、原木類の購入費、それからトンネル内、一定の温度を年間保っているということですが、その実証に温湿度計、こういったものの購入費、それから栽培用の培土の購入、こういったものがこの経費の中に含まれます。

それから、6款の2項1目、林業総務費の中のイノシシ被害等集落調査業務委託料でございますが、こちらにつきましては、一般質問でもございましたが、急速に拡大するイノシシ被害、この被害対策ということで、今、集落において、いつどこで被害が発生しているのか、どのような被害が発生しているのか、それからそのイノシシはどういった経路でこの農地に近づいてくるのか、そういったことを詳細に調査いたしまして、その被害集落と情報を共有しながら、有効な被害対策を今後講じていこうということで、今回、予算計上させていただいたところです。

その対象集落ですが、今回、集落から電気柵の設置の要望がございました9集落を今のところ対象として想定しております。野沢地区から奥川地区までございまして、この被害の大きい集落に入りまして、詳細な調査を行って、今後の被害対策に生かそうというよう

な事業でございます。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 それでは、学校給食費、給食センターボイラーの更新事業につきましてご質問にお答えいたします。

まずはじめに、このボイラーでございますが、平成14年に学校給食センターが開所した当時から運用しているボイラー2基のうちのメインのほうの1号機でございますが、平成14年の2月に試運転をしてから18年が経過しているものでございます。ボイラー業者と保守管理しながら運用してきたわけでございますが、おおよそ10年から15年の間に耐用年数を迎えるボイラーが18年間使ってきた中で、いよいよ本体そのものの燃焼部分に防ぎきれないといえますか、修理が不能な部分が出てきましたので、今回そのボイラーそのものを入れ替える工事でございます。

まず1点目のご質問は、そのボイラーの運用状況ということでございますが、大きく分けますと給湯、それから調理、洗浄、消毒、これらに使うお湯だったり、水蒸気、これらを発生させているボイラーでございます。1日当たり今350食の給食をつくっているわけですが、これをメインにやっている1号機でありまして、お湯を沸かして給湯したり、蒸気の回転釜による調理を行ったり、または洗浄機だったり、コンテナだったりを消毒する。こういった部分で活用をしているものでございます。

2点目の部分でございますが、工事費についてでございます。工事費につきましては、ボイラー業者並びに設計業者からそれぞれ概算の見積もりを徴しております。この工事費については、そのほとんどが約900万、見積もりでは890万となっておりますが、それが交換するボイラー本体そのものでございます。そのほかにつきましては、それを設置するための仮設だったり、あとは配管だったり、そういった工事費の部分になりまして、合計額でこのような金額になると。

また、その工事の配管だったり、そういった部分をもう一度設計していただく、または施工どおりに管理していただく、そういった部分で工事の管理費等も計上しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 順次ちょっと再質問させていただきますが、1番目の質問の弁当の配布の件ですが、8店中1店は辞退ということで7店だったんですけども、これはその7店というのは、例えばこれが4回をそれぞれの件数分配布すると思うんですけど、7店舗を、じゃあ今回あなたですと委託する判定といのはどのように行うんですか、例えば均等にやるのか、それとも1社にするのか、その辺をちょっと詳細をお示してください。

それと、次の農業費の滝坂トンネルを利用した地区への委託の委託料ということで、園芸作物実証栽培委託料で出てますけど、今お話聞いていると、何をそこで栽培するかというのは、委託先に全部丸投げというか、お願いするような状態なんですか、例えば、これをやってくださいじゃなくて、その地区の人たちをお願いするような感じなんですか、もしくはその辺の品目の、例えばこの町の方向性を踏まえて、こういうものを栽培してください、実証実験してくださいというような方向性なのかなと、私は、今、聞いていて思ったんですけど、そういうのはないのか、まるっきりまっさらな状態から、そのトンネルだ

け使ってこれから調べるのかをお示してください。

あと、イノシシ被害の対策費用ですけど、電柵の申請のあったということは、電柵の申請がないところの調査はしないんですか。そこをお示してください。

あと、最後の学校給食の給食センターボイラー本体改修工事ですけども、設計監理と実施設計の、それぞれ委託料があがっているということは、これオーダーメイドみたいな感じなんですか、それともこれ委託料というのは、さっき言った配管の設計なんでしょうか。今、聞いても本体が890万ということですけども、この金額というのは妥当なものなんでしょうか。

以上、お示してください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

高齢者の弁当配達のご質問でございますが、町内でお弁当を店舗でつくってらっしゃる7店舗から調達したいというふうに考えてございます。なお、この発注の仕方でございますが、地域性などもございますし、また事前にそのお弁当が、今回、納品いただけるかどうかというようなお声掛けをしたときに、可能なお弁当の1日につくれる数も聞き取りをしております。そういったことを加味いたしまして、そのお店1日に可能なお弁当の数を、できる限り今回の目的でもございます、今回の新型コロナウイルスの感染症によって売上げが落ち込んでいる町内の店舗の売上げにもつながっていききたいということもございませぬので、できる限り等しく、全く同じということにはなりません、可能な限り同じような発注数で、7店舗をお願いをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 まず園芸作物の実証事業ですが、この作物の選定については、この地元の今想定しています委託先の農家さんと、トンネル内ですので、光が入らない場所でどういった作物が、西会津の気候にも合って、どんな作物がそこで栽培できるかという想定を組みまして、その想定の中では、先ほど申しましたホワイトアスパラ、それから軟化ウド、菌床シイタケ、原木マイタケ、こういったものが、そういった光がなくても栽培できそうだとということで、農家との話し合いの中で選定して実施に移していくものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、イノシシのほうの調査ですが、今回、被害が拡大しております9集落を調査して被害防除につなげようということでございますが、今回、このあげました委託料については、そういった専門業者から見積もりを徴して、そうした9集落の調査の費用を積算してもらったものですので、今後そういった被害が、拡大があれば、また予算措置しながら調査していくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

まず設計についてでございますが、ボイラーそのものにつきましては、現在据え置いているボイラー業者から、ボイラー本体そのものについては見積もりは取れるわけでございますが、今あるボイラーを配管を外して撤去して、それから仮設をして運用していくとい

う工事の中で、先ほど申し上げましたとおり、1号機、2号機、ともに18年経っているわけでございます。今は2号機のほうで代替しているわけでございますが、なるべくその2号機に負担をかけないように、または何かあったときに大丈夫なように仮設をしながらやっていけないか、そういったことまでちょっと設計をお願いしたいということで、設計を委託費を計上しているところでございます。

それからボイラーにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、現在1日350食程度でございます。これは18年前に開所したときから比べますと、食数についてはだいぶ減っているわけでございます。そういったことで、1号機、2号機のボイラーを一つにできないかとか、もしくは今回入れるものをもう少し小さくできないかとか、いろいろまずは検討したわけでございますが、その検討の中で、やっぱり一番いいのは、万が一のときに備えてサブ機をもっていく今のやり方がいいだろうということで、現在の食数を勘案して見積もりを取ったボイラーの価格が、先ほど申し上げました税抜きで890万というような金額になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 数点、もう一回お聞きします。

11ページの林業費のイノシシ被害ですけれど、今の課長の答弁だと、電柵申請、やっぱりあったところしか調査しなかったんですか。逆に言うと、電柵の申請がなくても被害が大きい地区も私あると思うんですけど、この西会津町にはそういうところはないんですか。もしあるのであれば、そういうところから、私はすぐ調査するべきだと思いますけれど、最後にもう一度確認しますけれど、電柵申請のあった場所のみから9地区を選んだのかどうか確認いたします。

それと、ボイラーの件ですけれども、妥当な金額なのかどうか、妥当か妥当でないか、お示してください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

今回の委託事業ですが、電柵設置する予定の集落ということでお話ししましたが、ほかの被害が出ている集落についても、職員、それから有害鳥獣対策専門員おりますが、こういった職員の中で調査はしております。それで被害対策も講じております。今回、電柵を設置する集落というのは、やはり被害が相当程度大きくて、それから今回、電柵を設置するにも、やはりどこに設置したら効果的か、どんな地域住民が防除対策を協力してやったら効果的なのかということ、さらに詳細に調査いたしまして、地域住民とともに被害対策を進めるにあたって、その基礎調査をするものですので、ほかの集落の調査をしてないということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

現段階で、先ほど申し上げました必要な熱量を得られるボイラーということで、設計の中で妥当であるという判断をしたところでございます。

○議長 ほかにありませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、1点だけお伺いいたします。歳入の17款、財政調整基金繰入金、320万3千円とありますが、この補正後の町の財政調整基金というのはいくらぐらいになるのでしょうか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　財政調整基金についてのご質問にお答えをいたします。

今次補正で320万3千円の繰り入れということでございまして、今次補正後の財調残高を申し上げます。2億3,607万円でございます。ただし、これ当初予算編成時に4億7千万円を繰り入れして、当初予算時には繰越金の2分の1、3千万ですか、それを当初予算で歳入でみて、積立金でみてございます。

今後の財政調整基金の見込みといたしますか、7月に普通交付税が確定いたします。留保分、5千万から留保をしております。それから繰越金でございます。5月末で前年度の出納閉鎖、終わりました、およそ1億8千万円の純繰越金、繰り越すべき財源を除いて1億8千万ほど繰越金が出てございます。当初予算で6千万みてございますので、プラスの1億2千万。それから特別交付税でございますが、特別交付税も前年並に3億5千万ほど入れれば、1億円のプラスと。それらを見込みますと、令和2年度末の財調の残高見込みは6億程度にはなるのかなという推測でございます。

今年度につきましては、コロナ対策の関係で、今まで約4千万ほど一般財源を投入してございますので、そこらからみれば、だいたい令和元年度末並になるのかなという予測でございます。

○議長　ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　今回、歳入のところで、町民税務課、一生懸命、昨年来ふるさと納税頑張っていたいてありますが、企業版のふるさと納税、これ100万円、今回あったということがあります。100万円ご寄附いただけるということは、これ本町に何らかの関係がある人かなという思いでございますけども、この企業版ふるさと応援寄附金、納税をしていただいた方、具体的な名前はいいですけど、どういう方なのか。

それとあと、こういうところは返礼はないのかなという思いがありますけれども、返礼品等々はどうなっているのか、返礼品がなければ、この謝意の表し方等はどのような対応をなさったのか、お尋ねをいたします。

それとあと、歳入歳出ともにありますけども、県の補助金で、このコロナウイス対策に併せて、避難所でのいわゆるテントとかマスク等々、用意したいということですが、これは具体的には、これから詳細詰めるかもしれませんが、テント、マスクというとあまりにも抽象的なので、これ避難所で使うとなると、今はいろいろ防災グッズ、テレビ等々で見ますと、その段ボールでのベッドだとか、仕切りだとか、部屋になるような、そんな防災、避難所での活用、防災グッズも結構あるようなんですが、今、ソーシャルディスタンスの中で、テントがいいのか、そういうのがいいのか分かりませんが、具体的にそういうの検討なさってたら、どういうものをこの避難所で用意したいのかお示してください。

○議長　企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長　9番、多賀議員の、まず企業版ふるさと納税についてお答え申し上げた

いと思います。

この企業につきましては、仙台市に本社がありますコンサルティング会社の方からいただいたということでございます。

その返礼ということですが、こちらのほうにつきましては、令和2年4月1日より、法人住民税、法人税、いわゆる法人事業税等の部分が最大で9割が軽減されるということで、今までですと6割だったものが今年から9割になったということで、その分が返礼にあたる部分ということでございます。従いまして、100万円寄附いただきました90万円は税額控除されるということで、特典という形になっております。

以上でございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

今次補正で避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業関係でございますが、この新型コロナウイルスの関係で、県単の補助事業が創設されました。そこで2分の1の補助を受けて、避難所における新型コロナウイルス感染症関係についての該当する用品を備蓄するというようなことで、あくまで段ボールベッドとかは該当になりませんで、感染症に関係するマスクであるとか、手指消毒剤、また簡易テントにつきましては、人との間を隔離するというような意味で該当してございます。そういったことで、補助に該当するものを備蓄するという意味で、今回補正させていただいておるところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 企業版ふるさと納税の件に関しましては、今の税額控除だとか、寄附される側の税制上の優遇、メリットは十分分かるんですが、いわゆるそういう方というのは、できれば毎年ご寄附いただきたいというような思いでね、やっぱり100万円もの高額なふるさと応援寄附金をいただいた方には、返礼品がなければ何らかの謝意を表すことが、やっぱり毎年つながるのかなという思いで、町の受け方です。そういうことをお尋ねしたわけです。

例えば、これ一般質問みたいになるからまた怒られるかもしれないけども、以前言った町長がね、自ら謝辞を、もちろんやってるんでしょうけども、そういうのをやるとかね。そういうことをやっぱり徹底していただきたいなという思いでお尋ねしました。いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

大変失礼いたしました。その辺につきましては、町長からの謝辞の文書は送っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第4次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第4次）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてご説明申し上げます。

今次補正予算は、議案第2号でご議決いただきました、国民健康保険における傷病手当金の支給に係る所要額を計上したものであります。

なお、施設勘定につきましては、今次補正予算はありません。

それでは予算書をご覧願います。

令和2年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,553万6千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の増減はしない。

第2項、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページをご覧願います。歳入であります。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金、40万円は、傷病手当金の財源として県特別交付金を増額するものであります。

同じく4ページ、歳出であります。

2款、保険給付費、6項1目、傷病手当金、40万円は、新型コロナウイルスに感染するなどして、療養のため労務に服することができない被用者に対して支給する傷病手当金の見込み額を計上したものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、財産の取得について（除雪グレーダ）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第6号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、幹線道路等において迅速かつ効率的な除雪作業を実施するため、本町で初の除雪グレーダを導入するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。除雪グレーダ1台であります。

2の取得の方法は売買であります。

お手元に配布いたしました入札結果のとおり、去る5月25日に、条件付一般競争入札による開札会を執行したところであり、開札の結果、コマツ福島株式会社会津支店、支店長、宮野義和氏が2,750万円を落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額3,025万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は、令和2年11月30日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、財産の取得について（除雪グレーダ）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第6号、財産の取得について（除雪グレーダ）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについ

てから、日程第 19、議案第 18 号、西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。なお、審議の方法は、議案の説明終了後、質疑、採決を行いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第 8、議案第 7 号から、日程第 19、議案第 18 号までの、西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 7 号から議案第 18 号までの農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案につきましては、本年 7 月 19 日に任期が満了となる農業委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

ご提案いたします農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律等に基づき、去る 1 月 30 日から 3 月 13 日までの募集期間に、自治区、団体からの推薦や、公募により自ら意欲を持ち応募された方々であり、同時に募集を行いました農地利用最適化推進委員への推薦、応募者等とともに、3 月 23 日に開催した町農業委員会委員等選考委員会の結果報告に基づき、農業委員会委員適任者を決定したものであります。

まず、議案第 7 号につきましては、野沢 7 町内在住の岩原稔さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

岩原さんは、西会津町役場を退職後、野沢町内の農地で野菜等の栽培に従事している現職の農業委員であります。民生児童委員を務められているなど、地域活動への参加から地域の信頼も厚く、地域の農地条件や農業事情に詳しい方であります。

次に、議案第 8 号につきましては、野沢牧在住の江川政次さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

江川さんは、農業協同組合や J A 会津いいで総合サービス株式会社に勤務された経験のある現職の農業委員であるとともに、土地改良区の総代兼理事を務められているなど、地域の農地条件や農業事情に詳しい方であります。

次に、議案第 9 号につきましては、尾野本萱本在住の渡部定衛さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

渡部さんは、現職の農業委員であるとともに認定農業者であり、長年、専業農家として広範囲にわたり積極的に農業に従事されております。地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 10 号につきましては、尾野本下小島在住の佐藤正光さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、現職の農業委員であるとともに認定農業者であり、専業農家として長年にわたり農業に従事され、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 11 号につきましては、尾野本さゆりが丘在住の三留弘法さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

三留さんは、現職の農地利用最適化推進委員であり、青年農業者であるとともに認定農業者でもあります。若い農業者からの信頼が厚く、今後の町農業振興に活躍が期待される

方であります。

次に、議案第 12 号につきましては、群岡上野尻在住の江川新壽さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

江川さんは、農業協同組合を退職後、専業農家として農業に従事するとともに、長年にわたり農業委員を務められ、その活動にも精通されております。地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 13 号につきましては、群岡上野尻在住の星敬介さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

星さんは、現職の農業委員であり、青年農業者であるとともに認定農業者でもあります。意欲的に農業に取り組まれており、地域活動への積極的な参加から地域の信頼も厚く、今後の町農業振興に活躍が期待される方であります。

次に、議案第 14 号につきましては、群岡宝川在住の小原利道さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

小原さんは、農業協同組合を退職後、町の専門員として、米穀の栽培技術指導などに従事する傍ら、自身も農業に取り組まれる認定農業者であります。地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 15 号につきましては、新郷呼賀在住の仲川久人を農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

仲川さんは、農業関係法人の代表として、農業に従事される認定農業者であります。意欲的に農業に取り組まれており、地域活動への積極的な参加から地域の信頼も厚く、今後の町農業振興に活躍が期待される方であります。

次に、議案第 16 号につきましては、新郷橋立在住の佐藤健一さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、西会津町役場を退職後、新郷地区自治区長連絡協議会会長を務められる一方、現在は、会津流域林業活性化センター事務局長を務められております。以前から直接農業にかかわってはおられず、農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項の規定による、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として、中立的なご意見をいただくために必要な資格者であります。

次に、議案第 17 号につきましては、奥川山浦在住の三瓶常夫さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

三瓶さんは、現職の農地利用最適化推進委員であり、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

次に、議案第 18 号につきましては、奥川宮野在住の矢部幸彦さんを農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

矢部さんは、現在、自治区長であるとともに農業に従事されており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方であります。

以上、12 名の方々の略歴等につきましてご説明申し上げましたが、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、それぞれの方々を農業委員会委員として任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。なお、質疑は、個人、またはプライバシーに関すること以外です。関すること以外の質問を受けます。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

審議の途中ではありますが、暫時休議にします。(14時06分)

○議長 再開します。(14時07分)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、一括採決にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号から、議案第18号の西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての討論は省略し、一括採決とすることに決しました。

これから、議案第7号から、議案第18号の西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号から、議案第18号の西会津町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第20、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第21、議案第19号、町長等の給与の特例に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第19号、町長等の給与の特例に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う町内の厳しい経済情勢を踏まえ、町長等の特別職の給料を減額するものであります。

それでは議案書をご覧ください。

令和2年7月1日から7月31日までの間に係る町長、副町長及び教育長の給料の月額、町長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から町長にあっては当該額に100分の20を乗じて得た額を、副町長及び教育長にあっては当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

次に、附則ではありますが、第1項はこの条例の施行期日でありまして、公布の日から施

行するものであります。

また、第2項はこの条例の失効でありまして、この条例は、令和2年7月31日限り、その効力を失うものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第19号、町長等の給与の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第19号、町長等の給与の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議会案第1号、議会議員の議員報酬の特例に関する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、議会案第1号、西会津町議会議長、清野佐一様。提出者は議長を除く11名の全議員であります。

提出議案については、議会議員の議員報酬の特例に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

それでは、議会議員の議員報酬の特例に関する条例の内容を説明申し上げます。

令和2年7月1日から同年7月31日までの間に係る議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和29年条例第16号）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附則。

施行期日、この条例は公布の日から施行する。

この条例の失効、この条例は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。

提出の理由、新型コロナウイルス感染症に伴う町内の厳しい経済状況を踏まえ、議員報酬を削減するものであります。

それでは、全議員のご賛同をよろしくようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号、議会議員の議員報酬の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

議会案第1号、議会議員の議員報酬の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第23、請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、秦貞継君。

○総務常任委員会委員長　総務常任委員会に付託されました請願審査について報告申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、令和2年6月5日。

件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務常任委員長、秦貞継君。

- 総務常任委員会委員長 意見書案第1号、提出者、総務常任委員、秦貞継、多賀剛議員、武藤道廣議員、猪俣常三議員、上野恵美子議員であります。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は、復興大臣、田中和徳殿。文部科学大臣、萩生田光一殿。総務大臣、高市早苗殿。財務大臣、麻生太郎殿。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から9年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和2年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、30億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料免除などが実施されている。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和元年12月20日、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められた。その中で、令和2年夏ごろを目処に復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととするとされ、東日本大震災復興特別会計の継続が示された。子どもの就学支援についても、支援の必要な子どもの状況と事業の進捗に応じた支援を継続するとしている。

本事業の対象は全国各地に避難している子どもたちである。福島県では、令和2年3月時点で8千人以上（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。

（福島県子ども・青少年政策課調べ）経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

福島の復興、再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒就学支援に格差が生じることも危惧される。令和3年度においても本事業を継続

し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続して就学支援を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

一つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上です。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第25、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付した特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第26、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 27、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、条例の一部改正及び令和 2 年度補正予算、人事案件など、町政が当面する重要な案件 19 件についてご審議をいただくところでありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案の審議を通して、皆さまからいただきましたご意見等に十分意を持って町政執行に努めてまいり所存であります。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常的生活から新しい生活様式への転換がいわれている中で、一日も早い終息を願うものであります。

これから暑い日が続く季節を迎えます。議員各位におかれましては、特段のご自愛をいただき、ますますのご活躍と町勢伸展にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 6 月 5 日以来、本日まで 5 日間にわたり、条例の一部改正をはじめ令和 2 年度補正予算、人事案件など、町から提出された重要案件 19 案件についてご審議を賜りましたが、全て原案のとおり議決、成立を見ました。

また、議会案として新型コロナウイルス感染症に伴う町内の厳しい経済状況を踏まえ、議員報酬の削減を決定しました。

議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、また、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、一般質問の時間短縮をするなど、議事進行にご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されま

したことに對し、深く敬意を表しますとともに、本會議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこの上とも自愛くださいますて、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもちまして、令和2年第5回西会津町議會定例会を閉会します。(14時33分)